

由布市告示第19号

平成19年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成19年2月22日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成19年3月1日
- 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂

応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
立川 剛志君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
淵野けさ子君	太田 正美君
二宮 英俊君	藤柴 厚才君
佐藤 正君	江藤 明彦君
佐藤 人巳君	田中真理子君
利光 直人君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
丹生 文雄君	三重野精二君
生野 征平君	山村 博司君
久保 博義君	

応招しなかった議員

後藤 憲次君

平成19年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成19年3月1日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成19年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願の取下げの件について
- 日程第6 請願・陳情について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第4号 由布市民憲章の制定について
- 日程第10 議案第5号 市の花・木・鳥の制定について
- 日程第11 議案第6号 由布市基本構想並びに基本計画について
- 日程第12 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第8号 由布市副市長定数条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 由布市企業等立地促進条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第18号 由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について

- 日程第24 議案第19号 由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 由布市体育センター条例の一部改正について
- 日程第27 議案第22号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第28 議案第23号 由布市川西児童体育館条例の一部改正について
- 日程第29 議案第24号 由布市B & G海洋センター条例の一部改正について
- 日程第30 議案第25号 由布市挟間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第26号 由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第27号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第28号 平成18年度由布市湯布院スポーツセンター第2球技場人工芝整備委託事業の業務委託契約の締結について
- 日程第34 議案第29号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について
- 日程第35 議案第30号 事務の委託の協議について
- 日程第36 議案第31号 由布大分環境衛生組合理約の変更について
- 日程第37 議案第32号 大分県市町村会館管理組合理約の変更について
- 日程第38 議案第33号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について
- 日程第39 議案第34号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第40 議案第35号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第41 議案第36号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第42 議案第37号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第43 議案第38号 平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第44 議案第39号 平成18年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第45 議案第40号 平成18年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第46 議案第41号 平成19年度由布市一般会計予算について
- 日程第47 議案第42号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第48 議案第43号 平成19年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第49 議案第44号 平成19年度由布市介護保険特別会計予算について

- 日程第50 議案第45号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第51 議案第46号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第52 議案第47号 平成19年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第53 議案第48号 平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第54 議案第49号 平成19年度由布市水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願の取下げの件について
- 日程第6 請願・陳情について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第4号 由布市民憲章の制定について
- 日程第10 議案第5号 市の花・木・鳥の制定について
- 日程第11 議案第6号 由布市基本構想並びに基本計画について
- 日程第12 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第8号 由布市副市長定数条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 由布市企業等立地促進条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 日程第23 議案第18号 由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第19号 由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第20号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第26 議案第21号 由布市体育センター条例の一部改正について
- 日程第27 議案第22号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第28 議案第23号 由布市川西児童体育館条例の一部改正について
- 日程第29 議案第24号 由布市B & G海洋センター条例の一部改正について
- 日程第30 議案第25号 由布市挟間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第26号 由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第27号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第28号 平成18年度由布市湯布院スポーツセンター第2球技場人工芝整備委託事業の業務委託契約の締結について
- 日程第34 議案第29号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について
- 日程第35 議案第30号 事務の委託の協議について
- 日程第36 議案第31号 由布大分環境衛生組合理約の変更について
- 日程第37 議案第32号 大分県市町村会館管理組合理約の変更について
- 日程第38 議案第33号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について
- 日程第39 議案第34号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第40 議案第35号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第41 議案第36号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第42 議案第37号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第43 議案第38号 平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第44 議案第39号 平成18年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第45 議案第40号 平成18年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第46 議案第41号 平成19年度由布市一般会計予算について
- 日程第47 議案第42号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第48 議案第43号 平成19年度由布市老人保健特別会計予算について

- 日程第49 議案第44号 平成19年度由布市介護保険特別会計予算について
日程第50 議案第45号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
日程第51 議案第46号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
日程第52 議案第47号 平成19年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
日程第53 議案第48号 平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
日程第54 議案第49号 平成19年度由布市水道事業会計予算について

出席議員（24名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 3番 立川 剛志君 | 4番 新井 一徳君 |
| 5番 佐藤 郁夫君 | 6番 佐藤 友信君 |
| 7番 溝口 泰章君 | 8番 西郡 均君 |
| 9番 淵野けさ子君 | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君 | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 吉村 幸治君 | 20番 工藤 安雄君 |
| 21番 丹生 文雄君 | 23番 生野 征平君 |
| 24番 山村 博司君 | 25番 久保 博義君 |

欠席議員（2名）

- | | |
|------------|------------|
| 22番 三重野精二君 | 26番 後藤 憲次君 |
|------------|------------|

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 衛藤 重徳君 | 書記 衛藤 哲雄君 |
| 書記 吉野 貴俊君 | |

説明のため出席した者の職氏名

- 市長 首藤 奉文君 助役 森光 秀行君

教育長	二宮 政人君	総務部長	二ノ宮健治君
総務課長	秋吉 洋一君	防災危機管理室長	浦田 政秀君
総合政策課長	野上 安一君	行財政改革室長	相馬 尊重君
財政課長	米野 啓治君	税務課長	野中 正則君
収納課長	佐藤 利幸君	市民課長	生野 利雄君
人権・同和对策課長	加藤 康男君	会計課長	飯倉 敏雄君
国体準備室長	工藤 浩二君	産業建設部長	篠田 安則君
契約管理課長	長谷川澄男君	農政課長	平野 直人君
建設課長	荻 孝良君	水道課長	目野 直文君
農業委員会事務局長	立川 忠実君		
健康福祉事務所長	今井 干城君	福祉対策課長	立川 照夫君
小松寮長	佐藤 吉人君	寿楽苑長	菅 正憲君
西庄内保育所長	三重野裕次君		
健康増進課長兼健康温泉館長			大久保富隆君
保険課長	佐藤 純史君	環境商工観光部長	小野 明生君
環境課長	麻生 哲雄君	商工観光課長	吉野 宗男君
挟間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	教育次長	後藤 哲三君
学校教育課長	太田 光一君	生涯学習課長	甲斐 裕一君
中央公民館長	佐藤 和利君	体育振興課長	佐藤 省一君
消防長	二宮 幸人君	代表監査委員	宮崎 亮一君

午前10時00分開会

議長（副議長 久保 博義君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに平成19年第1回由布市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には年度末の公私ともに何かと御多忙の中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

後藤議長が1月10日から病気治療のため入院中でございまして、当分の間、議長としての職務を執り得ないとする旨の届けが提出されています。

したがいまして、本定例会の本日の本会議には、後藤議長が出席できませんので、地方自治法第106条第1項の規定により、不肖、副議長であります私が議長の代理としてその職務を行います。よろしく願いをいたします。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

御案内のように、中央では、景気は確実に回復の方向にあると言われておりますが、私ども地方を取り巻く社会経済情勢は、相変わらず厳しく、景気の回復にはほど遠い感じがしております。

誕生して早や1年5カ月が経過いたしました本市におきましても、この現実を真摯に受けとめ、行財政改革プランの策定、推進など厳しい行財政運営を余儀なくされております。

しかしながら、このような厳しい中でも、本市の基本理念であります融和・協働のもとに、官民が一体となり、地方の時代にふさわしい新市してのまちづくりが着実に前進していると実感しているところでございます。

このような中、今期定例会は平成19年度一般会計予算など各会計の、由布市として2年目の本格的通年予算を初め、本市の基本構想並びに基本計画の制定、市民憲章の制定など、まちづくりに直接関連する、しかも多種多様にわたる案件を審議する重要な議会でございます。

今回、提出されます諸議案の内容につきましては、後ほど市長から説明がなされますが、由布市として住民福祉の向上など、平成19年度の市政運営の方向を決定する新年度予算を含む重要な諸議案があり、議員各位におかれましては綿密、周到な御審議により、適切な結論に到達いたしますよう切望する次第であります。

時既に春とは申せ、余寒はまだ去りがたき折から、議員各位には、御自愛いただきまして、本定例会での審議に御精励くださりますようお願い申し上げます。

なお、市長を初めとする執行部の皆さんには、各常任委員会などにおける審議や現地調査などに対し、格段の御配慮と御協力をお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

それでは、開会に先立ち、本定例会の招集者であります市長のあいさつを受けます。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。

平成19年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

つい先般新年互礼会を行ったと思っておりましたけれども、きょうはもう既に3月となりまして、月日のたつのを非常に早く感じているところでございます。また、この間、議員皆様方には、臨時議会あるいは研修等で公私ともに御活躍のこと心から敬意を表します。

さて、本日ここに、平成19年第1回由布市議会定例会を招集いたしましたところ、年度末を控え、また大変御多忙の折、後藤議長さん、そしてまた三重野議員を除きます議員皆さん方の御出席をいただきまして心からお礼を申し上げます。

さて、本議会では、人権擁護委員に関する諮問2件と平成19年度当初予算を初めとする議案46件など、数多くの議案を上程を申し上げます。本議会は23日間の長丁場でございますが、いずれも重要な案件でございますので、最終日まで慎重なる御審議をお願い申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（副議長 久保 博義君） ただいまの出席議員数は24人です。先ほど申し上げましたよ

うに、後藤議長及び三重野議員が欠席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第1回由布市議会定例会を開会します。

執行部より、市長、助役、教育長、代表監査委員、各部長、関係課長の出席を求めています。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1．会議録署名議員の指名について

議長（副議長 久保 博義君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、19番、吉村幸治君、20番、工藤安雄君の2名を指名します。

日程第2．会期の決定について

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月23日までの23日間と決定いたしました。

日程第3．諸報告

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長より報告いたします。

1月4日、はさま未来館にて、新春祝賀互礼会が行われ、議員各位とともに出席をいたしました。

同日、庄内庁舎前にて、コミュニティバス試験運行開始式が挙行され出席をいたしました。

1月5日、第26回全国都道府県対抗女子駅伝出場あいさつのため、加藤岬さんが来庁いたしました。

同日、挾間町にて、挾間商工会新年互礼会が開催され出席をいたしました。

1月7日、はさま未来館にて、平成19年由布市成人式が挙行され、議員各位とともに出席をいたしました。

1月10日、後藤議長が病気治療のため入院されましたので、私が議長代理として次の職務を行いました。以下、報告いたします。

1月10日、庄内庁舎にて由布高等学校振興協議会設立会が開催され出席をいたしました。

1月12日、挾間町中洲賀グラウンドにて、平成19年由布市連合消防団特別点検が行われ、議員各位とともに出席をいたしました。

1月の24日、大分市にて、平成18年度大分県市議会議長会臨時理事会が開催され、局長とともに出席をいたしました。

引き続き、平成18年度知事を囲む自治運営懇話会が開催され出席をいたしました。

1月29日、由布高等学校振興協議会の要請行動として、大分県教育長への要望書提出のため、大分県庁を訪問いたしました。

1月31日、挾間庁舎にて議会運営委員会が開催され、オブザーバーとして出席いたしました。

2月8日、平成19年第1回由布市議会臨時会を開催いたしました。

2月14日、長崎県南島原市議会運営委員会が研修視察のため挾間庁舎を訪れ、二宮、新井議会運営正副委員長とともに対応いたしました。

2月15日、佐賀県小城市議会広報編集特別委員会が研修視察のため湯布院庁舎を訪れ、小林、藤柴議会広報編集正副委員長とともに対応いたしました。

2月22日、挾間庁舎にて、議会運営委員会が開催され、オブザーバーとして出席いたしました。引き続き全員協議会を開催いたしました。

2月23日、竹田市にて、第78回大分県市議会議長会理事会が開催され、局長とともに出席をいたしました。

2月27日、健康温泉館にて、平成19年自衛隊新入隊予定者の激励会が開催され、出席をいたしました。

以上で報告を終わります。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、平成18年12月定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず、去る12月22日、大分地方裁判所で判決のありました防災行政無線談合損害等住民訴訟事件でございますが、判決文受領後、2週間以内に原告、被告、補助参加人のいずれもが控訴しない限り、判決が確定するところでございますが、12月25日に補助参加人の沖電気工業が福岡高裁へ控訴状を提出いたしましたので、今後は、高裁の審議を見守りたいと思います。

続きまして、1月4日、はさま未来館において、新春祝賀互礼会を開催いたしました。式には、市議会議員皆さんを初め、各界各層の方々の御参加をいただく中で、由布市の発展と飛躍を誓い合ったところでございます。

また、同日、コミュニティバス運行出発式を庄内庁舎前にて開催をいたしました。このコミュニティバスが多くの人に愛され、市民の足として利用されることを心から願うものでござい

ます。

次に、1月7日、はさま未来館で平成18年度の成人式を開催いたしました。ことしの新成人は432名で、昨年度より23名の減となりましたが、成人者の顔はいずれも希望に満ち溢れ、実に頼もしい限りでございました。この若者たちの1人でも多くが郷土に残り、由布市の将来を担ってほしいものだと考えたところでございます。

次に、1月12日、旧3町の消防団が挟間の中洲賀グラウンドに結集し、由布市連合消防団として初めての特別点検が挙行されました。点検には、佐藤勝美連合消防団長以下447名の団員が参加をし、放水点検では46台のポンプから一斉に放水され、実に圧巻で大変心強く感じた次第でございます。

1月14日、京都府で行われました全国都道府県女子対抗駅伝大会に大分県代表として出場した湯布院中学校の加藤岬さんの応援に行っていました。

1月23日、知事と市長村長と懇談会に出席をいたしました。

1月24日、国土交通省九州整備局へ210号線道路整備の要望に行っていました。

1月27日、大分トリニータ由布市後援会の発会式が庄内公民館で開催されました。式には将来プロのサッカー選手を目指して毎日練習に汗を流している由布市の小中学生も多く訪れ、有名選手のサインをもらうなど、大変な喜びでございました。由布市といたしましても、後援会の皆さんと一緒に郷土の星大分トリニータを応援してまいりたいと考えております。

1月29日、大分県教育長を訪問し、由布高校の存続を求める請願を行ったところであります。

2月3日、後藤楢根記念碑の除幕式と顕彰記念式典がみらい館で行われました。

2月15日、国道210号線が国の直轄管理となったことのお礼に九州整備局へ行っていました。

2月26日、本会議で上程しております由布市の総合計画書、基本構想、基本計画の答申が審議会からございました。また、同日、由布市の市民憲章等検討委員会から、由布市の花、木、鳥などを指定する旨の答申書をいただきました。

長期間にわたって御審議をいただきました審議会、検討委員会の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

次に、移動市長室でございますが、2月16日、湯布院地域、2月19日、挟間地域、2月22日、庄内地域にて開催し、各団体などからの貴重な御意見をいただいたところでございます。

次に、2月19日から始まりました県内一周駅伝大会は、ことしから交通規制などの関係から、従来の挟間町スタートから、庄内町スタートに変更されましたが、由布市選手たちの頑張りでもA部4位を死守したところでございます。

2月25日は、春の防火デーが開催され、市内全域で中継訓練などが行われました。また、み

らい館では、由布コミュニティ再生事業の総仕上げとして、フォーラム由布を開催いたしました。フォーラムには約150名の市民が参加し、自立した地域社会の形成に向けての市長講演やパネルディスカッションなどを催しました。

2月27日、平成19年度の自衛隊入隊予定者の激励会が湯布院健康温泉館で開催され、激励に行ってまいりました。ちなみに、本年度の入隊予定者は、挟間地域4名、庄内地域3名、湯布院地域7名の合計14名でございました。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

議長（副議長 久保 博義君） 市長の行政報告は終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成18年第4回定例会において採択されました請願の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。助役。

助役（森光 秀行君） おはようございます。平成18年第4回定例会において採択されました請願について、その後の処理経過及び結果の概要をお手元にお配りをしております資料に沿って御報告をいたします。

請願受理番号21、件名、国道210号線、県道大分挟間線の早期改良整備に関する請願。これは、国道210号線のみらい館の先の医大バイパスに向かう交差点の左折車線の延長の要望でありますけれども、これについては、国道210号線が3月1日から国の管轄になりましたので、今後、国へ改良整備の要望をしてみたいです。また、挟間下市の県道大分挟間線の早期改良についても、請願の趣旨を踏まえ、県に要望をしてみたいです。

次に、受理番号22、市道向原中村茅場線の一部改良工事に関する請願。これは、サニーヒルゴルフ倶楽部からさらに上手に上った位置の道路改良の要望でございますが、今後の市道整備計画の中で検討をしてみたいです。

次に、受理番号23、市道蛇口時松線及び市道時松中央線の改良工事に関する請願。これは、旧庄内町蛇口から旧挟間町時松を結ぶ市道であります。挟間町部分については、現在、辺地債を活用して改良整備を進めているところであります。旧庄内町部分についても、国の制度を活用するなどして今後改良整備を進める予定でありまして、早期完成に向けて努力をいたします。

次に、受理番号24、平成19年度に予想される石城小学校の複式学級解消を求める請願であります。この件については、請願の趣旨に沿いまして複式学級が生じることのないように市費負担教諭の配置ができるよう、19年度の当初予算で計上をしております。

次に、受理番号25、平成19年度石城西部小学校由布市単独負担教員の加配を求める請願であります。この件に関しましては、請願の趣旨に沿って、市費負担教諭の配置ができるよう、平成19年度の当初予算で計上をしております。

次に、受理番号26、件名、「最低保障年金制度」の実現を求める国への意見書提出をお願い

する請願であります。この件については、最低保障年金制度の創設を求める意見書を国に提出をいたしました。

次に、受理番号27、件名、医療制度改正に関する国への意見書の提出をお願いする請願であります。この件については、医療制度の改正を求める意見書を国に提出をいたしました。

次に、受理番号28、件名、障害者自立支援法の見直しを求める国への意見書の提出をお願いする請願であります。この件については、障害者自立支援法の見直しを求める意見書を国へ提出をいたしました。

次に、受理番号29、国と県への就学前までの乳幼児医療費助成を求める請願であります。この件については、国、県に対し、就学前までの乳幼児医療費助成を求める意見書を提出をいたしました。

次に、受理番号30、件名、国保・介護保険の保険料・利用料減免制度の創設と拡充を求める請願であります。国保税の減免と介護保険料の減免は既に由布市において条例化をして対応しているところであります。なお、国保税の減免については、国の責任において統一的な減免制度を創設するよう、昨年11月に全国市長会を通じて国に要望をしております。

次に、受理番号32、市職教諭の配置をお願いする請願であります。これは、川西小学校において、複式学級が生じないように求める請願であります。この件については、請願の趣旨に沿って市費負担教諭の配置ができるよう当初予算で計上をしております。

次に、受理番号33、複式学級への市職教諭の配置のお願いであります。これは、湯平小学校の複式学級解消を求める請願であります。この件についても、請願の趣旨に沿って市費負担教諭の配置ができるよう当初予算で計上しております。

次に、受理番号34、中山間地域等直接支払交付金過払いに関する請願であります。このことについては、請願採択時の議会意見をもとに関係集落代表者等と協議を行いました結果、共同取組活動分を除く過払い交付金について返還をしていただくことで協議が整った次第でございます。

以上で報告を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 請願の処理の経過及び結果報告は終わりました。

次に、一部事務組合議会の報告を受けます。由布大分環境衛生組合議長山村博司君。由布大分環境衛生組合議長（山村 博司君） 皆さんおはようございます。それでは、由布大分環境衛生組合議会の報告をさせていただきます。

平成18年第2回由布大分環境衛生組合議会臨時会が12月25日午後2時より由布大分環境衛生組合会議室で開催、また、平成19年第1回由布大分環境衛生組合議会定例会が2月27日午後2時からそれぞれ開催されましたので、その結果について御報告を申し上げます。

まず、平成18年第2回臨時会の上程議案は2議案であり、議案第14号野津原地区一般廃棄

物ごみ収集運搬業務委託契約の締結についての件であります。

このことは、4月からごみ分別が6分別から11分別収集に拡大することから、組合職員（ごみ収集9名）では対応できず、職員の増員が不可欠になります。これらをカバーするために、野津原地区のごみ収集運搬業務の委託を行うものです。

契約金額は8,064万円で債務負担行為予算として、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年契約であり、1年2,106万円の契約金額であります。

契約の相手方は、大分市大字下郡・株式会社環境整備産業代表取締役首藤治顕氏であります。

審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号由布大分環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正についての件であります。

一般廃棄物処理手数料は、由布市と野津原地区は同一料金であります。野津原地区の収集業務を委託することにより、野津原地区の一般廃棄物処理手数料を平成19年4月1日から、大分市と同一料金を徴収することの条例改正であります。

審議の結果、原案のとおり可決されました。

以上、平成18年第2回由布大分環境衛生組合議会臨時会の報告であります。

次に、平成19年第1回由布大分環境衛生組合定例会の報告を行います。上程議案は、報告1件、承認1件、議案5件であります。

報告第1号は、定期監査報告であります。監査委員により、平成19年2月7日に由布大分環境衛生組合会議室で定期監査を実施し、予算状況について、収支、その他関係帳簿など適性・的確に処理され、正確に執行されているとの報告がございました。

議事に入りまして、5議案が上程されました。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合の規約の変更については、大分県退職手当組合から玖珠郡老人養護組合を脱退させる規約を変更するものです。

議案第1号由布大分環境衛生組合規約の変更については、地方自治法の一部改正に伴い、助役を副市長に、収入役を会計管理者に改正するものです。

議案第3号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う同組合規約の変更については、大分県退職手当組合に玖珠九重行政事務組合を加入させるものです。

議案第3号由布大分環境衛生組合旅費支給条例の一部改正については、収入役を会計管理者に改正するものです。

議案第4号平成18年由布大分環境衛生組合補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算の総額を5億7,649万9,000円

とするものです。

議案第5号平成19年由布大分環境衛生組合予算については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億9,296万9,000円と定めるものです。

主な歳入は、負担金6億5,557万1,000円、手数料1,730万1,000円、繰越金2,000万円などです。

主な歳出は、総務費6,500万5,000円、衛生費4億9,671万1,000円、公債費1億3,059万4,000円などです。

審議の結果、原案のとおり可決されました。

以上、平成19年第1回由布大分環境衛生組合定例会の報告をいたします。詳細な資料については、私の手元にありますので、必要があればお申し出をいただきたいと思います。

以上で、由布大分環境衛生組合議会の報告を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 由布大分環境衛生組合議会の報告は終わりました。

次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査並びに同法第199条の規定による定期監査の結果について報告を求めます。宮崎代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） それでは、例月出納検査の結果と定期監査の結果について御報告申し上げます。

例月出納検査につきましては、平成18年の12月の分と19年1月の分と19年2月の分の3件ございます。定期監査につきましては、1月29日の分と2月23日、26日の分がございます。

まず、例月出納検査の結果でございますが、ただいま議長よりお話のありました地方自治法235条の2第1項の規定によりまして、平成18年12月の例月出納検査の結果を同条第3項の規定により御報告いたします。

まず、検査の対象としましては、助役及び企業管理者の保管する平成18年11月末の現金の在り高及び出納状況でございます。検査の日には18年12月26日に行いました。検査の内容につきましては、助役及び企業管理者の保管する平成18年11月末現在の現金の在り高及び出納関係諸表等の計数の正確性の検証、並びに現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査いたしました。

検査の結果、検査資料の計数は、諸帳票の計数と一致しておりまして、適正に処理されていると認めましたが、次の3点につきまして指導及び確認をさせていただきました。

1番目に市営住宅敷金の確認において、一覧表の中におきまして一部に資金免除か未納か確認できない部分がありまして、確認できる資料の整備を求めました。

2番目に、水道使用料については、11月に料金システムが改善されまして、催告状の送付等、

未納の通知処理が行われて未納分が収納されてきております。

3番目に浄水場の汚水処理につきましては、技術指導により、10月より汚泥の減容が行われております。

なお、検討の経過及び結果について次期検査時に報告を求めました。

次に、平成19年1月の例月出納検査の結果でございますが、検査の対象は、平成18年12月末でございます。内容は同じでございます。検査年月日は、19年1月26日、検査の内容としましては、前回と同様でございますので省略させていただきます。

検査の結果、検査資料の計数は、諸帳票の計数と一致しておりまして、適正に処理されていると認めましたが、次の3点について指導及び確認をさせていただきました。

例月出納検査の中で、歳計外現金の未処理分がありましたので、早急に処理をするよう指導いたしました。

2番目に水道事業会計については、11月17日に催告状を発送したとお聞きしましたが、その結果、南部谷地区の加入金の立替金の未納分が収納されてきております。

3番目に、水道使用料の未納通知等は行われておりますが、まだ、この時点で戸別訪問の実績がないので早急に体制を整えて実施してもらうように検討を求めました。

次に、19年2月の例月出納検査の結果でございますが、検査の対象は、平成19年1月末でございます。検査の年月日は、平成19年2月26日、検査の内容は、省略させていただきます。

検査の結果、検査資料の計数は、諸帳票の計数と一致しており、正確に処理されていると認めましたが、同じく次の3点について指導及び確認をいたしました。

1番目に、以前指摘した市営住宅敷金の資料については、台帳がわかりやすく整備されておりました。

2番目に資金繰りの見通しについて、客観性を得るために会計課の方で資金繰りの見通しについて、わかりやすくまとめた資料を作成できないかを求めました。

3番目に水道料の未納分については、催告状を発送したことを受けまして、2月から滞納整理が行われております。

また、次の施設について、現金の実査を行いました。

1番目に、湯布院振興局の市民サービス課の出納係でございますが、現地にて確認。適切に管理されていると認めました。

2番目に、挾間振興局市民サービス課出納係でございますが、やはり同じく現地にて確認。適切に管理されていると認めました。

次に、定期監査の結果についてでございますが、地方自治法199条第4項の規定によりまして定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

監査の対象は、市の財務に関する事務の執行状況及び合併後の事務引き継ぎ事項等の進捗状況でございます。監査年月日は平成19年1月29日、監査の要領等につきましては、市の財務に関する事務の執行状況及び合併に伴う、旧3町からの由布市への事務の引き継ぎ事項の進捗状況等について、次の建設課と農政課について聴取いたしました。

その結果、監査の結果、建設課につきましては、向原別府線の北方工区での進捗状況については、事業の継続等の件もありますので、今後の方向性について検討するよう求めました。

2番目に、公共下水事業は平成19年度に結論を出すためにコンサルタントに資料作成を依頼することとありますが、十分に検討した上で結論を出すようお願いいたしました。

次に、農政課でございますが、中山間地域等直接支払交付金については、申請内容について各地域へのヒアリング中であるということとありますが、過払いの問題も生じておりますので、慎重な取り扱いをするように求めました。

次に、平成19年2月23日と26日に行いました監査の結果でございますが、監査の対象は前回と同じでございますので省略させていただきます。監査の要領等につきましても、前回と同じでございますので省略させていただきます。

監査の結果、環境課につきましては、ゴミ処理の仕組みが変わったので、市民にわかりやすく周知するよう引き続き取り組みをお願いしました。

総務課については、委員会の開催につきまして執行されていない予算があったので、開催の必要性等を確認するよう求めました。

契約管理課につきましては、建物共済等、由布市における保険加入施設の一覧表を整備するよう求めました。

それから、次に駐車場については、月々の使用状況明細書を各振興局だけでなく契約管理課でも掌握しておくよう検討を求めました。

次に、収入調定につきまして漏れが見られましたので、今後は調定漏れのないように処理するように指導いたしました。

次に、商工観光課でございますが、引き継ぎ事務は随時処理されておりまして、特に指摘事項はございません。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 例月出納検査並びに定期監査の結果報告は終わりました。

次に、各委員会の閉会中の調査研修の結果について報告を求めます。まず、文教厚生常任委員長溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 文教厚生常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行いましたので、その結果を次のとおり会議規則第103条の規定により報告いたし

ます。

調査事件は環境問題及びゴミ分別収集への取り組み先進事例調査でございます。期間は、平成19年2月15、16の両日でございます。調査研修地は、熊本県水俣市及び鹿児島県始良郡始良町です。

調査研修視察者は、委員長の私、副委員長の田中真理子議員、委員の高橋義孝議員、同じく佐藤友信議員、同じく江藤明彦議員、同じく山村博司議員、随員は、衛藤哲雄主幹です。以上、7名で参りました。

調査研修結果について御報告申し上げます。

由布市の環境美化、とりわけ今後のゴミ収集の効果的で円滑な実施に資するため先進地を研修いたしました。視察研修対象地の対応は、熊本県水俣市が議会事務局次長田畑純一氏、同じく、議事係赤司和弘氏、環境クリーンセンター次長有村文明氏の方々です。

鹿児島県始良郡始良町は、町議会議長新屋幸一氏、文教厚生常任委員長本村一雄氏、助役堀内清實氏、保健環境課長畑中満氏、環境衛生係州上保氏の方々に対応いただきました。

研修日程につきましては、15日午前8時狭間庁舎を出発、庄内、湯布院にて委員乗車後、高速道経由で水俣市へうかがいました。市役所から案内いただき、「環境クリーンセンター」にて視察研修を行い、終了後「水俣病資料館」を見学して鹿児島へ参りました。翌16日10時から始良町役場にて視察研修を行い、午後帰途につきました。

視察研修先の両自治体の対応は詳細にわたり懇切丁寧であり、当方の質問に対しても、環境問題に取り組み真摯な姿勢の自治体が浮き彫りになる説明をしていただき、実りのある研修となりました。

視察研修の概要について報告申し上げます。

熊本県水俣市に関してですが、我が国でも最たる公害問題を生んだ水俣市は、その悲惨な過去を教訓として、「環境モデル都市」づくりを宣言し、環境美化保全、ゴミ収集及び資源化に取り組んでまいりました。その結果として、環境事業全般にわたる整備と充実は顕著でございます。議会においても、常任委員会のほかに「公害環境対策」及び「廃棄物最終処分場問題」の2つの特別委員会が組織されています。

ゴミ処理の概況ですが、ゴミ処理施設は近隣の芦北町、津奈木町、田浦町との1市3町の複合一部組合のもとで、既設の水俣市環境クリーンセンターに併設して、平成15年広域クリーンセンターとして竣工しました。ゴミ焼却能力は1日43トンでございます。高濃度酸素吹き込み式シャフト炉、ダイオキシン対策、煤煙、臭気、汚水等による環境公害防止に配慮した施設となっております。

センターには、焼却後の残滓、スチール、アルミ、紙、ビン、布等のストックヤードを設け、

資源のリサイクル化が効率よく行われております。

このゴミ処理システムについてですが、ゴミの収集事業に関しては、市の担当職員の分別指導と同時に市民の自主性を促し、ボランティアの「リサイクル推進委員」約350名によって26行政区のゴミ収集時の指導にあたり、収集ステーションに前日コンテナを配置、前日の夕刻からゴミ出しを開始し、現在は22種類の分別収集体制が整っております。

生ゴミ回収も平成12年から燃えるゴミと分別し、トウモロコシを原料にした袋、小さなサイズで10枚270円ですが、これに入れ、堆肥化して1袋、その堆肥を250円で販売しております。これで20%のリサイクル率が41%に上昇したとのことであります。

資源ゴミであるアルミ、スチール、ビン、紙はきちんと分別して業者に有料で引き取ってもらい、料金は分量に応じて自治区に還元しています。その額は年間900万円です。可燃ゴミの45%は分別によって資源ごみになるということでございます。

また、日常生活においても、ゴミの減量に取り組み、「女性連絡会議」では、ゴミとなるトレイによる販売をチェックして65品目の品物のトレイ廃止を販売店に申し入れ、協力を得てゴミ減量を推進しております。

また、買い物袋の普及などによってゴミの減量がなされているということです。

そして、生産者においては、「環境マイスター制度」を創設し、野菜、ミカン、干物、米、お茶等、環境にこだわったものづくりを推進している「職人」を認定しております。平成10年に始まったこの制度は、当時の9名からマイスターが今26名となっております。

このように、環境の保全美化、そしてゴミの分別収集はシステムの構築も重要なことではありますが、そればかりではなく、市民の「自分の街を汚染から守る」というモチベーション形成が不可欠な要素であることが改めて確認できました。

ついで、鹿児島県始良郡始良町に関しましてですが、鹿児島の中央部で、鹿児島市のベッタウン化や鹿児島空港に隣接する交通の利便性に伴って開発が進み、地方では珍しく人口増加が進む自治体であります。

こうした人口増加の進展とともにゴミ問題や海・河川の水質悪化という環境問題がふえてきた始良町は、平成14年のゴミ12分別実施に向けて、平成13年10月より人口の多い8つの自治会をモデル地区に設定して、環境問題の1つとして、ゴミ・資源物分別収集に取り組み、日常生活に起因する環境負荷を減らす活動を開始しました。

この活動が急速に住民に浸透していったのは、1つには、環境衛生担当の町職員の並外れた行動力があります。

現在の環境衛生系の先代にあたる職員の「ゴミを出さない」、「出してしまったゴミはできるだけ資源化する」、「どうしても使えないゴミはきちんと処分する」というゴミ減量のR e d u

す、再利用の Reuse、再生の Recycle の資源循環型社会形成を強力に推進する気概に燃えた活躍で成し遂げられた「みんなで作る～循環型社会始良町」というキャッチフレーズは現在の環境衛生係にも引き継がれ、自信を持って職務に励まれている姿は輝いておりました。

ゴミ処理の概況ですが、現在、始良町、加治木町、溝辺町、蒲生町の4カ町で組織される始良郡西部衛生処理組合で管理する最終処分場は、残余容量が減少し、焼却施設の老朽化により新施設の建設・整備が行われております。今後、ゴミの減量化、再利用化、再資源化を図る「始良町一般廃棄物処理基本計画」を樹立し、その方針は、1つ、住民と町が一体となったゴミ排出抑制、住民参加型の住みよい地域社会を実現するためのリサイクル体制の確立。2、地域の実践活動を推進するリーダー（分別指導員等）の育成。3、自治会、始良町衛生協会等環境保全団体との連携による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、住民総参加の清掃事業等の実施などが上げられ、「廃棄物処理法」、また「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、町民、事業者、行政それぞれの役割を明確にした計画を立てております。

この基本計画ではゴミに関するだけでなく、生活排水、大気及び土壌汚染、自然破壊という危機的状況を地球的規模での対策を講じていく必要を入り口として、始良町ではどうすればいいのか、身近なゴミ処理対策にどう取り組むべきかを問題提起しているところであります。

ゴミ処理システムに関しましては、人口4万5,000人の始良町には119の自治区があり、約200カ所の収集ステーションが設置されております。このステーションを各自治区が責任を持って管理する体制をとり、自治区住民が町職員の特別指導員とともに分別指導員として分別ゴミのチェックを行い、ゴミの資源化を図り収益を生み出しております。その収益は17年度で1,910万円、うち1,140万円が自治会に還元されております。

その際、分別指導員が資源ゴミをチェックしやすいように汚れを、各家庭がゴミの入れ物などの汚れを、各家庭や事業者できれにしてからステーションに運ぶようにしております。したがって、多くの家庭では、ゴミを洗って水切りをしている大型のネットが物干し竿にぶら下がっている光景が見られます。

始良町では、平成14年度から町内にリサイクルセンターが開設され、16年度から不燃ゴミ・粗大ゴミの分別処理方式及び委託業者をシルバー人材センターに変更した結果、埋め立てゴミと焼却ゴミが激減し、17年度には処理にかかる費用が2,817万円の減少、資源ゴミの売却益は2,426万円にもなり、合わせて5,253万円の財政効果を上げております。

可燃粗大ゴミについては粉碎焼却していたものをすべて固形燃料化して100%リサイクルを実現し、その固形燃料を大分市の製紙会社に売却しているとのことです。一步も二歩も先を走っている感がいたします。

また、始良町では校区・団体単位で環境美化推進委員29名を理事として囑託し、「始良町ふ

るさと美化推進ボランティア」を募集、自分のできるときにできる範囲で、ゴミだけでなく環境美化全般に関するボランティア活動を組織化しており、その数は7,000名にも達しております。

始良町の呼びかけによる広報活動や住民参加意識の高さがうかがえるとともにボランティア活動の事故、けがに対する保険を全国町村会総合賠償保険制度や鹿児島県奉仕活動総合補償制度保険など、条件整備も着目しなければならないところと思っております。

こうした取り組みによって、始良町では「ゴミ」に対する住民の意識改革が行われ、行政と住民が一体となってスクラムを組み、環境美化を推進することで財政的なメリットをも生んでいることなどは、由布市も先進事例として学び、今後の環境問題に取り組んでいく必要があることを痛感した視察研修となりました。

以上で文教厚生常任委員会の調査研修報告を終了いたします。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、観光経済常任副委員長太田正美君。

観光経済常任副委員長（太田 正美君） こんにちは。観光経済常任委員会の調査研修報告をいたします。今回も委員長が都合により欠席でありますので、副委員長の太田がいたします。

本常任委員会は所管の事項のうち、次の事件に調査研究を行ったので、次のとおり、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

調査事件1、鳥根県松江市の観光振興策について、2、兵庫県豊岡市における旧城崎町の入湯料の徴収制度の取り扱いについての2点について調査研究をいたしました。調査研修期間は、2月19日月曜日より21日水曜日の3日間。行程としては、朝5時半より、市の公用車において博多まで、博多から新幹線を使いまして岡山、松江、松江から山陰線を使いまして城崎町、翌21日は姫路に出まして福岡という行程で、かなり長旅でありまして、大変今まで経験したことのないようなことがいっぱいありました。

研修地としては、鳥根県松江市及び兵庫県豊岡市城崎町であります。

調査研修視察者は、副委員長の私と委員の立川議員、新井議員、佐藤議員、二宮議員、随員職員として吉野職員が行ってまいりました。

市の概要とかはちょっと長くなりますので、要点だけ申し上げます。観光振興策について、松江市のことから入ります。松江市は平成17年の3月31日に1市6町が合併しております。これまでの既存の観光名所だった宍道湖や松江城に加え、国立公園に指定されている鳥根半島の自然景観、出雲大社や玉造温泉等、観光名所を加えることにより、また新たな地域、環境的優位を得ました。さらに、日本海の幸、メノウ細工等のソフトの面の充実があり、自然、歴史、文化を備えた観光地として独自の魅力を放っています。松江市としては、合併後、年間1,000万人の入込み客を目標を掲げております。しかしながら、平成17年度では、ほとんどの観光施設

で前年を下回っており、結果的に800万人程度の入り込み客しかなかったということであり
ます。

このようなことから、背景に今後の取り組みとしては、県境を越えた広域観光への取り組みの
必要性が考えられております。その具体的な取り組みとして2つを上げております。1つは、出
雲路エリアから地域の特性を生かし「神話」や「縁結び」を地域から特化してオンリーワンを目
指すというようなことで、由布市においてもこういうことが非常に大きな参考になるのではない
かと感じました。

次に、2点目は、大山・米子から出雲にかけて、県境を越えたエリアでの新しい観光ルートの
造成、観光資源の開発、情報発信の共有化等を挙げております。

松江市では、これらの取り組みを島根県・鳥取県、周辺市町村や民間との連携で協働を達成し
ていく方向性を示しております。また、全国でも数少ない国際観光文化都市としてより多くの外
国人観光客に来訪してもらい、安心、快適に観光してもらえよう受入先の充実にも力を入れて
いくということです。

私は、この外国人観光客に対する取り組みにも、由布市としては大いに参考にすべき点がある
のではないかと感じました。

次に、兵庫県豊岡市についてです。特に今回は兵庫県豊岡市の城崎町について、ポイントを絞
って調査いたしました。

2月21日の9時より城崎町には外湯として7つの外湯がございます。その中のさとの湯とい
うお風呂の中にある会議室におきまして、前城崎町の町長でありました西村肇氏と豊岡市役所城
崎支所の温泉課長の瀬川課長のお2人に来ていただきまして話を伺いました。城崎温泉は千年の
昔より、大谷川の流れて沿って、しだれ柳と桜並木が続き、玄武岩を重ね合わせた護岸と階段状
で昔ながらの石造りの太鼓橋が残る情緒豊かな温泉地として、日本全国にその名をとどろかせて
おります。

また、それぞれに由来を持つ7つの外湯を中心に点在する昔ながらの三階建ての旅館が数多く
建っております。また、文学碑、歴史と文学といで湯の街として親しまれているところでありま
す。現在、旅館ちゅうか宿泊施設が約100軒程度ございます。

観光資源の保全を目的とし、昭和42年に城崎温泉総合都市計画ということ策定し、修景保
存地区を定め、昭和49年に伝統的美観情緒の保全を目的とした城崎町観光保全基本条例を制定
しております。

そうした中で、温泉情緒維持増進する立場から、「市街地景観指導要綱」も作成し、第一種地
域、第二種地域に分類し、基準に適合するよう指導徹底したわけですが、結果的には、住民の同
意と協力が得られず、試案のまま今日まで推移しているということです。その後、昭和56年に

県のコミュニティ地区の指定を受け、平成4年8月に県下で7番目の都市景観形成指定地区に指定されております。

現在、4つの源泉と7つの外湯は城崎町湯島財産区という、これも条例に規定しておりますところが管理しております、この瀬川課長がここの事務をしております。それで、ここはおもしろいことに、「温泉集中配湯管理システム」というのを完備しております、その給湯は、「熱管理水道方式」ということで、ちょっと理解に苦しむかもしれませんが、具体的には今皆さんが水道の蛇口をひねれば水が出るというのとほとんどおなじような過程で、各旅館、個人の家でも、内湯でも、蛇口をひねればお湯が出ると、そういう形で入湯料をその中から徴収しているというので、それと、余ったお湯はもう一度還元しまして、またもとの元湯の方に還元して、それを資源を有効活用しているということでありませう。

それと、よく聞きますと、源泉としての管理はほとんど公的なこの湯島財産区というのが管理しております、民間の源泉はないということですので、旅館、宿泊施設等の排水も公共下水道が完備しております、川等に流してないということでありました。

宿泊客が大体年間、入浴者数は170万人でありまして、もともと千年の昔からそういう古い歴史があって、その中で管理組合等がありまして、その流れから、特に入湯料なども、地区内と地区外、それと一般と三本立てでしてありまして、特に、ちょっと混乱があったのが、合併によって城崎町以外の方がおなじ町になったんだから料金が一緒じゃないかというような勘違いをされた方もあったみたいですが、あくまでもこの地区内だけでの料金と地区外と、それと一般という三本立ての料金体系をつくっております、大体入湯料の年間の総額が大体7億3,900万円程度あってあります。大体、年間毎年2,000万円ぐらいは繰り越しができる。それとは別に入湯税が1億円ぐらいあるそうですが、この西村氏が合併前にその中の配分割合をはっきりもう条例で決めまして、大体3,000万円ぐらいをこの湯島財産区の方に返しております。それと、7つの外湯はすべて起債を町がうって、それをこの財産区が借りてそれぞれのお風呂をリニューアルして、その後、その売上の中から繰り入れ充当しているというふうなやり方をしております、この財産区の区議会がありまして、大体区議会の費用が大体年額予算として1,000万円ぐらいあるということです。かなりもっと資料もたくさんありまして、詳しいこともありますが、その辺は割愛させていただきたいと思っております。

それで、西村氏の話では、合併を機に、城崎町は豊岡市の中に埋没するのではなく、先祖がえりをするというようなかなり言い方をして、城崎温泉としてどうやって生きていくのかという明確な目標を持っているということで、その中の事例として、今までJR城崎駅があったわけですが、今回の合併を機に1,000万円の拠出をして、城崎温泉駅にわざわざ駅名を改名したということもありました。

このような大きな熱意と愛着の念を感じ、この中には昔から町衆と言われる地域住民の共存共栄の考えがしっかりしていること、そのことに強く感慨を持ちました。

また、補足ですが、温泉課長の瀬川さんは、今現在57歳だそうですが、これまで職員として他の課に務めたのは7年間だけ水道課の勤務をして、あとはほとんどこの温泉課にして、温泉行政についてはこの方が歴代3町長の中でも一度もかえることがなかったという特筆すべき事例かと思いました。

このような同一の課に長期にわたり勤務し、温泉行政という一つの政策に準じる姿勢は、良し悪しを別にし、また、信念を持った取り組みがあると共感をいただきました。

以上で、ほかにもいろいろ資料がありますので、もし聞きたい、興味のある方は私の方までお申し入れください。

以上で報告を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で各委員会の閉会中の調査研修報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分。

午前11時18分休憩

.....
午前11時28分再開

議長（副議長 久保 博義君） それでは再開します。

日程第4 市長の施政方針

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第4、市長の施政方針を受けます。市長。

市長（首藤 奉文君） 本日、平成19年第1回由布市議会定例会の開会に当たりまして、提出いたしました諸議案の説明に先立ちまして、新年度における私の市政へ臨む、基本的な考え方について所信の一端を述べ、議会並びに市民の皆さんの御理解と御協力をお願いする次第でございます。

新生由布市が誕生いたしまして、早いもので1年と5カ月が経過いたしました。この1年間を振り返ってみますと、昨年所信表明で述べましたように、3地域の市民の融和と市民の方々の積極的な市政への参加、その上で、さらに由布市を豊かに発展させる市政の展開を目指しまして、「融和・協働・発展」を市政の基本理念と定めて、諸事業を行ってまいりました。

特に最重点課題として、由布市の将来を見据えた、市政の羅針盤となる総合計画の策定を初めといたしまして、由布市交通計画・市民憲章・由布市防災計画等の策定に取り組んでまいりました。これらの計画は今議会に提案させていただくことにしております。

また、旧3町ごとに設置されておりました、社会福祉協議会や消防団の統廃合を皮切りに、女

性団体連絡協議会やPTAといった市民レベルの組織や団体も、一本化に向けた取り組みを、自主的に行っていただいております。こうした組織は、由布市の一体化が急速に進んでいる証でございます。大変心強く感じているところでございます。

財政の健全化に向けた取り組みについてでございますけれども、18年度の当初予算編成におきましては、基金の大幅な取り崩しでようやく成立するという大変苦しいスタートでございました。

しかしながら、どんなに苦しい財政状況下のもとでも市民の負託に応えていける、しっかりと行政基盤をつくっていくことが重要でございます。同時に由布市の将来を見据えた新しい仕組みづくりこそ最重点課題となると考えております。

このため、早速由布市行財政改革推進本部を設置いたしまして、「由布市行財政改革大綱」の策定に向けた取り組みを行ってまいりました。公募による職員のプロジェクト会議の中で、実施計画及び組織機構についての徹底検証を行うとともに、広く市民の方々の御意見もお伺いをし、11月には、財政の健全化・組織の見直しと職員管理の適正化・事務事業の整備見直し・民間活力の導入・市民参加の推進といった5つの視点からなる「由布市行財政改革プラン」が決定されて、今後の由布市の行財政指針が示されました。

昨今、国の言う「緩やかな景気回復基調」は、地方では生活実感として感じることはできません。由布市においても、財政状況を含め、依然として厳しい状況にあることは変わりありませんが、当初予算編成方針で示したように、「行財政改革プラン」を着実に実行しながら、今後とも「融和・協働・発展」を基本理念とし、由布市総合計画に基づいた計画的な市政運営を行っていく所存であります。

ここで、19年度の市政運営における主たる思いの一端を述べさせていただきます。

まず、第一に、将来人口についてでございますが、総合計画では、平成27年度までの9年間で将来人口を3万7,000人と定めておりますけれども、現在の由布市の行政手法では、現人口3万5,386人が、今後は減少傾向に転じることが予想されておまして、就労の場の確保や、住環境の整備、定住促進、子育て支援策などの総合的な施策の推進を、今まで以上に図っていかねばこの目標は達成できないというふうに考えております。

次に、人口問題とも大きく関連いたします、少子高齢化の問題でございます。子供を産みやすく育てやすい環境に、そして、高齢者がいつまでもお元気で幸せに暮らせる環境づくりに努めることはもちろんでございますけれども、子育てをすることや高齢者が生き生きと活動するのは、ともに「地域」でございます。市民一人ひとりが住んでいる周囲に目を向け、家庭や世代を超え、手を取り合って生きていくことが必要だと考えております。

今、メディアで盛んに取り上げられております「地域が消える」という現象は、由布市も決し

て例外ではなく、人口減少や高齢化が進む中で、自分の地域にずっと住み続けることが、個人の力だけでは難しくなっていると考えられます。

そこで、地域の総合力を引き出し、行政と一体となった地域づくりが急務となります。

由布市におきましては、昨年から取り組んでいる「地域の底力」事業やコミュニティバス事業などによりまして、地域の活性化には特に力を入れていく所存でございます。

次に、西暦2007年問題と言われる団塊世代の対応についてでございますが、昭和22年から24年生まれの方の大量退職がことしから始まります。

由布市におきましても、3年間で市内在住者が2,044人、市外流出者で2,109人が見込まれておりまして、今後の由布市の地域づくりを考える上で、この世代の協力が不可欠でございます。

また、生きがいや自己実現の機会を提供することによりまして、市外在住者の、故郷へのUターンにも期待で持てると考えております。

そこで本年度は、市内在住者の退職後の意向調査の実施や、Uターン希望者に対する的確な情報提供ができるシステムづくりを確立することによりまして、由布市のまちづくりへの積極的な参加を促してまいります。

最後に、行財政改革の取り組みについてでございますが、まず、「行財政改革プラン」で掲げた由布市10億円計画の実現に向け、「徹底した事務事業の見直し・職員の削減・施設管理の見直し・職員給与及び手当の見直し・収入の確保」の5項目を確実に実施してまいりたいと思っております。

本年度の予算編成におきましても、このことを徹底させつつ、予算の組み立てを行いました。最終的には財政調整基金の繰り入れを2億円にとめることができまして、確実に計画の目標達成に向かっている確信をしております。

それではここで、本議会で提案させていただきます総合計画においては、7つの施策に分かれておりますので、それぞれの主な事業について説明をさせていただきます。

まず、第1点目の「教育・文化の充実」でございますが、時代を担う子供たちの健全育成のためには、社会の変化に対応できる基礎的な知識や技能の修得はもちろん、次代に対応できる柔軟性や心の豊かさが求められておりまして、そのための教育環境の整備を充実させたいと思っております。

その一つである給食センターの建設につきましては、「建設策定委員会」で予定地が決まり、本年度予算に造成の設計と工事費を計上しております。建設工事を20年度に行い、21年度の2学期から供用を開始したいと考えております。

また、全国的に朝食を食べない子供たちがふえている傾向にありまして、いろいろな問題が指摘されております。由布市におきましては、家庭と学校、地域と行政の協働により、「早寝・早

起き・朝ご飯運動」を全市を挙げた運動として取り組んでまいります。

さらに、老朽化した校舎につきましては、計画的な耐震調査を実施いたしまして、建てかえや大規模改修を行います。本年度は由布院小学校の耐震診断を行う予定でございます。

このほか、昨年に引き続き「英語指導助手の配置」や放課後子どもプラン事業も実施してまいります。

2点目の「自然環境の保全と活用」でございますが、由布市が有する豊かで美しい自然景観は、貴重な地域資源でもあります。この優れた自然環境を大切に、次世代に継承していくために、環境対策を総合的に推進してまいりたいと思います。

特に本年4月からはゴミの11分別が正式に始まりまして、リサイクルプラザも本格稼動に入りますので、有害物質の排出抑制や、資源の有効活用の観点からも、皆さんの協力をいただきながら、この分別方式を徹底させる運動を展開してまいります。

景観条例の制定につきましては、現在、由布市景観条例の制定に向けて作業を進めているところでございます。また、湯布院地域の湯の坪地区では、住民みずからが景観計画の策定にとりかかっておりますので、行政としても、できる限りの支援を行い、全国のモデルとなるように計画策定にいたしたいと考えております。

3点目の「保健福祉の充実」でございますが、少子高齢化の進行や労働形態の変化などから、家庭での介護や子育ての機能が低下しておりまして、これに対応した総合的なシステムの構築が求められております。

現在、子育て支援や健康増進といった各種の事業は、各課ごとに横断的に展開をしておりますが、本年度はそれぞれ事業ごとに担当課を定め、由布市としての総合的なビジョンや目標値を設定することで効率化し、さらなる効果を上げてまいりたいと思います。

現在行っております、障害者対策事業や子育て支援事業、各種検診事業、母子対策事業等につきましては引き続き実施してまいります。障害者自立支援法実施に伴う支援や後期高齢者医療制度など、新たに導入される事業についても万全を期したいと考えております。

4点目の「観光・交流の促進」でございますが、まず、全国有数の保養温泉地であります湯布院地域の観光を、さらに充実させたいと考えております。短期的には、入り込み客の確保に努め、長期的には景観法の導入等により、今まで湯布院地域で守ってきた自然景観と調和した、自然豊かな地域を継続させる対策を講じてまいりたいと思います。

次に、湯布院を訪れた観光客の皆さんに、庄内地域の黒岳や挾間地域の由布川渓谷にも足を運んでいただき、由布市全体の「観光」の浮上が図られる施策を模索したいと考えております。そのために、グリーン・ツーリズムの導入や観光農園の情報収集などにも取り組んでまいりたいと考えております。

本年は、国体のリハーサル大会が開催され、平成20年度の本国体とあわせ、由布市のPRと他地域との交流を図る絶好のチャンスであると考えております。ボランティアの皆さんのお力をいただく中で、全市民参加型の国体にしたいと考えておりますので、皆様の御協力、また御指導をいただきたいと思います。

5点目の「生活・都市基盤の整備」でございますが、由布市は都市化する地域と過疎化が進行する2極化をなしております、基本的には、それぞれに応じた生活基盤の整備を行わねばならないと考えております。

まず、市民の足の確保として18年度から試行運転しておりますコミュニティバスの運行は、本年11月に本運行を予定しておりますので、問題点などの意見集約を行い、万全の調整をもってスタートさせたいと考えております。

また、4月1日から消防団が「由布市消防団」として一本化されます。機動力と総合力が一段と増し、市民の安心安全の確保に大きく貢献できるものと考えております。さらに、由布市の国民保護計画や防災計画の策定も完了いたしましたので、今後、防災無線の整備といった総合的な防災対策を講じてまいりたいと思います。

次に、道路整備でございますが、県道や市道などの生活道路の整備につきましては、引き続き県への要望を強く行い、また、市の道路整備計画に沿って、計画的に実施してまいりたいと考えております。また、国道210号が国直轄管理区間に編入されましたことから、4車線化を含めて、国への要望についても積極的に行ってまいります。

次に、6点目の「産業の振興」でございますが、農業を取り巻く環境が大変厳しいために農家が減少し、担い手・後継者が不足、引いては、耕作放棄地や遊休地が増加するといった悪循環がおこっております、農業経営がますます難しい局面を迎えております。

このようなことから、次の点に特に力を注ぎたいと考えております。

1つは、地域づくりとしての農村づくりでございます。暮らしやすい農村でなければ農業を続けることは難しいと考えますので、中山間地域支払い制度等の事業を通じて、農村活性化のための道路や水路といった環境整備を行います。

2つ目は、認定農業者を初めとする経営意欲が高い農業者の支援でございます。国や県の事業を積極的に取り入れ、「農業や林業で生活が維持できる」体制の支援を行いたいと思います。

「観光」施策の面でも申しましたけれども、380万人とも言われる湯布院地域の観光客の食を、由布市全体で賄える体制づくりを模索するとともに、庄内町商工会、青年・女性部が開発した、梨を使った加工品のような、産地ブランド化についても積極的な支援を行ってまいりたいと思います。

また、4年に一度の全国和牛能力共進会が鳥取で10月に開催され、由布市からも多数の牛が

出品されますので、これを一つの起爆剤ととらえ、畜産振興にも力を入れたいと考えております。

商工業に対しての直接支援は難しいと思われましても、集客力の向上のため、由布市内の商工会と連携して研修等を行い、経営能力向上や後継者育成への支援を行うとともに、市民には広く商品券などの利用を呼びかけ、「地買地消」運動を展開してまいりたいと思います。

さらに、雇用の場の確保を目指した企業誘致を推進してまいりたいと考えております。今回「企業立地促進条例」の制定をお願いをしております。

最後に、7点目の「住民参加、協働の促進」でございます。基本理念であります「協働」の実現は、いかに多くの市民の方々がいかに積極的にまちづくりに参加していただける仕組みをつくるかにあると考えております。このためには、情報公開の推進はもちろん、「こんにちは市長です」や「移動市長室」といった市民対話を計画的に進めてまいります。

また、地域審議会のさらなる充実を図りつつ、総合計画の進捗管理についての御意見をいただくための、由布市政策懇談会を設置いたします。

さらに、住民自治を基本としたまちづくりの推進のため、由布市のまちづくり理念を明らかにするとともに、市民の権利や、議会及び市の役割などを定めた由布市住民自治基本条例、仮称でございますけれども、を本年度中の策定を目標に準備作業を進めているところでございます。

また、団塊世代の方々を見越し、I J Uターン事業の推進と言った定住化促進事業も推進してまいりたいと思います。

終わりに、効率的な行財政運営の基本的な考え方については、今まで述べたとおりでございますが、引き続き指定管理者制度の導入を図るとともに収納率の向上や中期財政計画に基づいた財政運営を行いまして、財政基盤の充実を図ってまいります。さらに、事務事業評価システムの導入も本年度に検討したいと考えております。

以上、19年度の市政運営に当たりまして基本的な方針、並びに主要な施策について申し上げます。

合併してはや1年半がたちましたが、市民の皆さんから合併してよいことは一つもないという声をよく聞きます。この声を聞くたびに忸怩たる思いをしておるところであります。何としても合併して本当によかったと、市民の方々に感じていただける由布市にしていきたいと強く思っております。

19年度はそういうことから勇往邁進の精神を持ちまして全力を尽くして取り組んでまいりたいと、その決意でございます。どうか市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。19年度の施政方針といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第5．請願の取下げの件について

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第5、請願の取下げの件についてを議題とします。

本件は、先の平成18年第4回市議会定例会において、文教厚生常任委員会に付託し、現在継続審査となっております請願受理番号31、一般高齢者及び特定高齢者に対する福祉サービスの提供事業所等に関する請願でございます。今回、請願者からお手元に配付の写しのとおり、請願内容について関係者と再度、協議を行いたいため、取下げる旨の申し出がありました。

お諮りします。ただいま議題となっております請願受理番号31、一般高齢者及び特定高齢者に対する福祉サービスの提供事業所等に関する請願の取下げについては、請願者からの取下げの申し出のとおり、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、請願受理番号31、一般高齢者及び特定高齢者に対する福祉サービスの提供事業所等に関する請願の取下げの件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第6．請願・陳情について

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第6、請願・陳情を議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。

事務局長（衛藤 重徳君） 議会事務局長です。

それでは、お手元に配付の請願文書表により朗読をいたします。朗読につきましては、件名、それから請願者の氏名、紹介議員のみとさせていただきます。なお、氏名の敬称は省略いたします。

受理番号1、件名、市道宇南小松台線改修について、請願者、小松台自治会長永見哲外2名、紹介議員、佐藤郁夫。

受理番号2、件名、市道中村柏野循環線の改良について、請願者、柏野自治委員黒川重則ほか関係地権者、紹介議員、二宮英俊、利光直人、丹生文雄。

それから、受理番号3、件名、日豪EPA交渉に関する国への意見書の提出をお願いする請願書、請願者、由布市肉用牛生産者連絡協議会会長二宮崇徳、紹介議員、藤柴厚才、山村博司、佐藤人巳。

受理番号4、件名、健康温泉館の存続に関する請願、請願者、水中運動リーダーきらきら会、代表川上大蔵外2名、紹介議員、吉村幸治、立川剛志。

以上で、請願4件の朗読を終わります。

なお、陳情はございません。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 朗読は終わりました。

請願受理番号 1 から 4 までの 4 件については、会議規則第 134 条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をします。再開は 13 時。

午前11時57分休憩

.....
午後 1 時00分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。

日程第 7 . 諮問第 1 号

日程第 8 . 諮問第 2 号

日程第 9 . 議案第 4 号

日程第 10 . 議案第 5 号

日程第 11 . 議案第 6 号

日程第 12 . 議案第 7 号

日程第 13 . 議案第 8 号

日程第 14 . 議案第 9 号

日程第 15 . 議案第 10 号

日程第 16 . 議案第 11 号

日程第 17 . 議案第 12 号

日程第 18 . 議案第 13 号

日程第 19 . 議案第 14 号

日程第 20 . 議案第 15 号

日程第 21 . 議案第 16 号

日程第 22 . 議案第 17 号

日程第 23 . 議案第 18 号

日程第 24 . 議案第 19 号

日程第 25 . 議案第 20 号

日程第 26 . 議案第 21 号

日程第 27 . 議案第 22 号

日程第 28 . 議案第 23 号

日程第 2 9 . 議案第 2 4 号
日程第 3 0 . 議案第 2 5 号
日程第 3 1 . 議案第 2 6 号
日程第 3 2 . 議案第 2 7 号
日程第 3 3 . 議案第 2 8 号
日程第 3 4 . 議案第 2 9 号
日程第 3 5 . 議案第 3 0 号
日程第 3 6 . 議案第 3 1 号
日程第 3 7 . 議案第 3 2 号
日程第 3 8 . 議案第 3 3 号
日程第 3 9 . 議案第 3 4 号
日程第 4 0 . 議案第 3 5 号
日程第 4 1 . 議案第 3 6 号
日程第 4 2 . 議案第 3 7 号
日程第 4 3 . 議案第 3 8 号
日程第 4 4 . 議案第 3 9 号
日程第 4 5 . 議案第 4 0 号
日程第 4 6 . 議案第 4 1 号
日程第 4 7 . 議案第 4 2 号
日程第 4 8 . 議案第 4 3 号
日程第 4 9 . 議案第 4 4 号
日程第 5 0 . 議案第 4 5 号
日程第 5 1 . 議案第 4 6 号
日程第 5 2 . 議案第 4 7 号
日程第 5 3 . 議案第 4 8 号
日程第 5 4 . 議案第 4 9 号

議長（副議長 久保 博義君） 次に、本会議に提出されました日程第 7、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第 5 4、議案第 4 9 号平成 1 9 年度由布市水道事業会計予算についてまでの 4 8 件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

本定例会で御審議をいただきます案件につきましては、既にお手元にお配りをしておりますように、由布市市民憲章の制定案、由布市基本構想並びに基本計画制定案、由布市企業等立地促進条例の制定案、老人福祉センター等の指定管理者の指定案、また平成19年度一般会計予算並びに特別会計予算、本年度の補正予算など46議案、人権擁護委員の推薦の諮問2件について御提案を申し上げますが、いずれも市制運営上、重要な案件でございますので、何とぞ慎重御審議の上、御協賛賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、諮問第1号並びに諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、一括して提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、市長の推薦により法務大臣が委嘱するものでございますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

委員の任期は3年であり、主な職務としては人権思想の普及啓発活動、人権相談の受付や法律苦情相談等、人権侵犯事件への対応、その他、人権擁護に関すること等でございます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員で御活躍をいただいております庄内町の御手洗篤雄氏並びに挾間町の平野薫則氏が平成19年6月30日に3年の任期を満了されます2名の人権委員につき、引き続き御手洗篤雄氏、平野薫則氏を再任しようとするものでございます。

お二人は、人権擁護委員候補者として最適任者であると存じますので、御審議をいただき、御同意を賜りたく提案を申し上げます。

次に、議案第4号由布市市民憲章の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

市民の皆さんと「融和・協働・発展」の由布市のまちづくりを進める上で、「まちづくりの行動目標」としての方向性を明らかにし、市民の皆さんとともに心豊かな生活を営む目標として制定するものでございます。

次に、議案第5号市の花・木・鳥の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

由布市の市民とともに進める基本的な「潤いと安らぎに満ちたまちづくりを進める基本的なシンボル」として、さらには市民の心のよりどころとして制定し、宣言するためのものでございます。

次に、議案第6号由布市基本構想並びに基本計画について、提案理由を御説明申し上げます。

由布市総合計画はまちづくりの将来像を展望した市政運営の基本方針を示すものでありまして、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担い、融和・協働・発展のまちづくりの理念を実行するための指針となるものでございます。

由布市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想、基本計画を定めるため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第7号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

の制定についてでございますが、これは、地方分権の推進に資するとともに、地方の自主性、自立性の拡大を図るため、必要な措置を講ずるという趣旨から、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日、法律第53号として公布されました。

この法律の改正に伴いまして、市の関係条例の整理を行うもので、主な整理内容は、「助役」を「副市長」に、「収入役」を「会計管理者」に、「吏員」を「職員」に改正するものでございます。

次に、議案第8号由布市副市長定数条例の制定についてでございますが、このたびの地方自治法の一部を改正する法律によりまして、副市長の定数を条例で定めることとされたことにより、副市長の定数条例を定めるものでございます。

次に、議案第9号由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてでございますが、これは、地方公務員法の規定に基づき、地方公共団体における人事行政の運営等の状況を市民に公表することにより、その公正性、透明性を高めるため定めるものでございます。

次に、議案第10号由布市企業等立地促進条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。企業立地の促進をすることによりまして、地域経済の活性化、並びに雇用の機会創出による雇用の増大を通じて、少子高齢化にも対応するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第11号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、厳しい財政状況に対応するため職員に支給する住居手当の限度額を引き下げるための条例改正でございます。

次に、議案第12号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、この議案につきましても、議案第11号と同様に厳しい財政状況に対応するために見直しを行うための改正でございます。

次に、議案第13号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について御説明を申し上げます。

平成18年第4回定例会において、陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定と、この陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について御提案を申し上げ、御審議をいただいたところでございますが、一部調整等の必要があることから継続審議、否決との結果でございました。

今回、御提案をいたしました一部改正案につきましては、現在の陣屋の村の指定管理者である有限会社南九州スピードと生涯学習課との間で、歴史資料館の管理の方法等について協議を行ってまいりました。その結果、指定管理者である有限会社南九州スピードとの協議が整ったことから、歴史資料館を削除した上、この歴史資料館を生涯学習課において今後とも管理を行っていくものであります。

次に、議案第14号由布市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、平成

20年度における老人保健制度にかわる新たな高齢者制度の創設や国保など保険者による特定検診、保健指導の義務化といった医療制度の抜本的な改革を控え、現在、地域間で不均一となっております。所得割税率を早期に解消し、三賦課方式均一課税に移行するための改正でございます。

次に、議案第15号由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について御説明をいたします。

平成19年1月26日に湯布院健康温泉館事業運営委員会を開催し、使用料の改正案の御協議をいただき、御理解をさせていただいたところでございます。今回の改正の主なものとして、会員料金、市民及び一般の2種類となっていたものを会員料金に一本化して、大人1年間会員1万8,000円、6カ月間会員1万円、小人1年間会員7,000円とするものでございます。

また、65歳以上の大人1年間会員は2,000円の減額、6カ月会員は1,000円の減額改定をして、負担軽減を図っております。

次に、議案第16号由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部改正について、及び議案第17号由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでございますが、平成19年4月1日より由布市連合消防団から由布市消防団に移行するためのものがございます。

次に、議案第18号由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正についてでございますが、挾間、庄内、湯布院地域の学校施設の使用料の均衡及び徴収事務の取り扱いを改正したものでございます。

次に、議案第19号由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部改正についてでございますが、定期的に運行する路線バスの廃止に伴いまして文言の整備を行うものでございます。

次に、議案第20号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正につきましては、人工芝競技場等の整備に伴う使用料の設定等を行うものでございます。

次の、議案第21号由布市体育センター条例の一部改正から、議案第24号由布市B&G海洋センター条例の一部改正の4議案につきましては、これまで旧3町の各施設の使用料を適用しておりましたが、今回、施設使用料の統一、また施設の利用実態に基づいた使用料の設定等を行うものでございます。

次に、議案第25号由布市挾間町高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定についてでございますが、挾間高齢者等就業支援センターの指定管理にあたり、今までの業績やこれまでの経過を十分に把握しているシルバー人材センターを指定するものであります。

次に、議案第26号由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について、並びに議案第27号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定については、関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

庄内老人福祉センターは、これまで社会福祉協議会に管理委託し、老人福祉センター業務を行

ってきたところでございますが、平成18年1月ほのぼのプラザ指定管理者に社会福祉協議会が指定され、移転した後は閉館をしております。

旧町時代より跡地利用は町民憩いの家などとして城ヶ原農村公園と一体管理を検討してきたところでございます。

しかしながら、建築当事の国庫補助金問題などありまして、公の施設の用途変更ができなかったことにより、庄内老人福祉センターとして指定管理者に指定を行うことといたしました。

また、城ヶ原農村公園は同施設と同じ地番にあり、進入路や水道、温泉施設など共用利用している部分があり、施設管理や管理経費の面からも一体管理することが望ましいと判断し、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条（公募によらない指定管理者の候補者の選定）の規定によりまして、両施設の管理を「特定非営利活動法人ゆふのA I」に行わせるため、指定管理者の指定を行うものであります。

なお、過日、由布市指定管理者選定委員会の審査もいただいているところでございます。

次に、議案第28号平成18年度由布市湯布院スポーツセンター第2競技場人工芝整備委託事業の業務委託契約の締結について御説明を申し上げます。

本事業につきましては、プロポーザル方式によりその製品を「ドリームターフMV2070」に特定し、その製造メーカーであります積水樹脂株式会社と随意契約により消費税を含めまして1億6,000万円にて契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約、及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第29号県営南庄内地区土地改良事業損失補償について、御説明を申し上げます。

県営南庄内地区土地改良事業は、昭和56年度から平成11年度まで19年の歳月をかけ農業の構造改善等を目的に104ヘクタールの圃場整備事業を行ってまいりました。この工事費の個人負担金を南庄内地区関係者、受益者でございますが、農林漁業金融公庫資金を借り入れ、工事費の請負金として支払いをいたしました。

公庫資金の借り入れを行うことに対して旧庄内町が旧庄内町農協との間で融資を容易にし、土地改良事業の推進を図ることを目的に農協に損失が生じた場合に、町が補償を行う内容の損失補償契約を締結しております。

さわやか農協により回収が困難となっている一部の債権について損失補償の請求があったものでございます。

由布市は延滞をしている債務者等を精査いたしましたが、客観的に債権の回収がほとんど認めないと判断をいたし、損失補償をするものでございます。

次に、議案第30号事務の委託の協議について、御説明を申し上げます。

本案は、昨年第1回定例議会で議決をいただきました大分市、別府市、杵築市、九重町及び

第2回定例会における日出町に加えまして中津市とも相互に事務委託をするものでございます。

このサービスは昼間、住所地や本籍地にいない人、住所地と本籍地が異なる人の利便性を図ることを目的とし、住民票や印鑑証明、戸籍に関する証明等をいずれの事務委託参加自治体窓口でも請求することができる「広域行政窓口サービス」事務の充実を図ろうとするものでございます。

次に、議案第31号由布大分環境衛生組合理約の変更について、及び議案第32号大分県市町村会館管理組合理約の変更についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律に伴います規約の変更でございます。

次に、議案第33号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、及び同組合理約の変更についてでございますが、平成19年4月1日付で玖珠九重行政事務組合が加入することによる規約の変更、及び地方自治法の一部を改正する法律に伴う規約の変更でございます。

次に、議案第34号平成18年度由布市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度の各種事業費の見込みがついたことに伴う補正でございます。補正予算総額につきましては7,427万9,000円を減額して、歳入歳出それぞれ157億5,545万8,000円にするものでございます。

まず、補正予算で減額をした主なものは、給与費削減に伴います共済組合納付金及び半額補助金となったための職員厚生費補助金、工事費決定によります小野屋駅周辺公衆トイレ設置事業や道路の新設、改良に伴う各路線、1月よりコミュニティバス移行されたための福祉バス運行业務、並びに基本、がん、節目の各健康診断委託料、入札減によるごみ収集者や消防団作業服、及び小型動力ポンプの購入費、19年度の事業に変更されました園芸産地改革促進生産対策事業補助金、スクールバスからコミュニティバスへの変更に伴う遠距離通学扶助費等で、それぞれの実績や事業費の決定による増減でございます。

なお、農林水産業施設、公共土木施設の災害復旧事業につきましても事業費の確定に伴いそれぞれ減額をしております。その他、事業費の組み替え等も今回、行っております。

次に、議案第35号平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算について、御説明を申し上げます。

今回の補正額は2,677万6,000円でありまして、国民健康保険税の収納見込みに対する増減、各種交付金の確定に伴うもの、その他として支出不用額の減額等の調整が補正の主なものでございます。

次に、議案第36号平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出をともに5,579万5,000円を減額いたしまして、予算総額を

29億2,234万6,000円とするもので、保険給付費の見込みがたちましたので、それに伴う歳入歳出の調整が主なものでございます。

次に、議案第37号平成18年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、2,642万9,000円を追加し、総額を2億5,178万2,000円とするもので、事業費の決定見込みによる歳入歳出の調整が主なものでございます。

次に、議案第38号平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)について御説明をいたします。

今回の補正は、公債費の元金及び利子の減額が主なものでありまして、歳入歳出それぞれ1,747万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億3,311万4,000円とするものでございます。

次に、議案第39号平成18年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出をそれぞれ1万1,000円減額するものであります。歳入で利子及び配当金を1万2,000円減額、一般会計繰入金1,000円の増額とし、歳出で基金積立を1万2,000円減額、公債費の元金1,000円を増額するものであります。

次に、議案第40号平成18年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、収益的予算の支出では挾間浄水場の汚泥処理のコスト削減を図るために汚泥を乾燥化させ、容積を減少させるための装置、運転技術指導料174万円の増額であり、資本的予算では収入、挾間上市地区の用排水路改修に伴う配水管移設工事の県よりの工事負担金953万5,000円であり、支出につきましては、配水管及び改良工事の入札、及び事業費決定による2,034万3,000円の減額でございます。

次に、議案第41号平成19年度由布市一般会計予算についてその概要を御説明申し上げます。

国は平成19年度予算の概算要求に当たり、平成19年度予算を歳入歳出一体改革に向けた今後5年間の新たな出発点となる重要な予算と位置づけ、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していくこととしており、引き続き、歳出全般にわたる徹底した見直しと所管を超えた予算配分の重点化、効率化を行うこととしております。

また、地方に対しても国と歩調をあわせ、人件費や地方単独事業等の徹底した見直しを行うこと等により、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとされており、地方財政措置についても引き続き厳しい圧縮基調が見込まれるところでございます。

こうした中で、由布市の平成19年度の当初予算編成は行財政改革元年と位置づけて行財政改

革実施計画に従って事務事業の見直しを行い、削減をするもの、削減をしながらいずれ廃止するもの等、事業の一つ一つに精査を行い、予算規模で前年度に比較して約5億円の削減をしたところでございます。

また、中期財政計画等の整合を図りながら、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう、施策の選択と集中を徹底し、予算の配分を行いましたが、結果として編成作業の終了時点では前年度と同様に繰越金と繰入金で調整するという厳しい予算編成となりました。

まず、歳入では税源移譲による地方税の増収が見込まれるものの、依然として不透明でございまして、地方贈与税では税源移譲として実施された所得譲与税の廃止や地方交付税の補てん措置としての臨時財政対策債も大幅な減額となっております。

また、地方交付税にいたっては、指標となる地方財政計画では前年度対比で4.4%の減額となる見込みでございます。

次に、歳出では依然として多額の市債残高を抱える公債費や今後も増加が見込まれる扶助費、さらには国保、老人、介護等の特別会計への繰り出し金も今後、増額が予想され、ますます厳しい財政運営を強いられることとなるところでございます。

こうしたことから、各部、各課の予算の財源配分に当たっては、行財政改革実施計画を念頭に置きながら、「入るを量りて出づるを制す」という財政規律のもと、一定の削減目標を掲げ、由布市の財政状況を十分に認識しながら、行財政運営の効率化や徴収率の向上、新たな収入源の模索等、歳入の確保はもとより、経費の一律削減ではなく施策や事業の選択、あるいは事業への集中に傾注しながら予算編成に取り組みました。

こうしたことから、平成19年度の由布市一般会計予算の歳入歳出総額は140億4,300万円で、平成18年度の当初予算と比較して3.7%の緊縮予算となっております。

また、歳出の目的別では議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費等が増額となり、また労働費、農林水産費、商工費、消防費、教育費、公債費等が減額となりました。大変厳しい予算の中ではございますけれども、新規事業としてコミュニティバス運行事業、学校給食センター建設事業、放課後子どもプラン事業、早寝・早起き・朝ごはん推進事業、国体準備事業等を計上いたしております。

次に、歳入では、市税、配当割交付金、地方消費税交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入等が増額となり、地方譲与税、利子割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金、県支出金、市債等が減額となりまして、繰入金、繰越金で歳入並びに歳出の均衡をとった次第でございます。

次に、議案第42号平成19年度由布市国民健康保険特別会計予算について、御説明を申し上

げます。

今回の予算編成につきましては、平成18年度実績見込みを根拠に編成をいたしております。歳入歳出予算の総額は38億2,206万6,000円でございます。

歳入の主なものについて御説明を申し上げます。まず、国民健康保険税は8億8,076万8,000円で全体の約23%でございます。

次に、国庫負担金でございますが、8億458万円、国庫補助金2億1,237万円で、国庫支出金として全体の27%でございます。また、療養給付費等交付金7億7,073万5,000円で、全体の約20%となっております。

次に、県負担金でございますが、1,362万7,000円、県補助金1億6,284万2,000円で、県支出金として全体の約5%となっております。

その他の歳入では、高額医療費共同事業交付金並びに保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金等の一般会計よりの繰り入れと基金の取り崩しによる繰入金となっております。

次に、歳出を御説明申し上げます。主な支出としては、連合会を通して支払う保険給付費22億4,571万円、その他の療養諸費で2億3,522万4,000円、老人医療費等の負担金としての拠出金6億6,862万6,000円、あわせて31億4,956万円で、歳出予算総額の約82%を占めております。

また、国保加入者で2号被保険者の介護納付金として1億8,146万3,000円、高額医療費に対する保険金として、高額医療費共同事業拠出金4億1,505万5,000円、各種保険事業として3,530万9,000円、その他の歳出として、基金積立金等で3,859万7,000円を計上いたしました。

次に、議案第43号平成19年度由布市老人保健特別会計予算について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は48億5,504万2,000円となっております。

歳入について御説明申し上げます。支払い基金交付金が支弁予定額の2分の1、国庫負担金が3分の1、県負担金が12分の1、一般会計から12分の1という負担割合で計上されております。

歳出の内容といたしまして、医療給付費が47億6,500万円で総額の98.1%を占め、医療費支給費が7,500万円で1.5%、審査支払い手数料が1,503万4,000円となっております。

次に、議案第44号平成19年度由布市介護保険特別会計予算について、御説明を申し上げます。

予算編成の基本方針といたしましては、第3期事業計画に基づき、円滑かつ適正な介護保険

サービスの提供及び保険運営を図るための予算を計上いたしました。

その結果、平成19年度の歳入歳出予算の総額は28億9,391万3,000円となっております。

主な歳出について御説明を申し上げますと、介護サービス等諸費等として、保険給付費に27億7,493万4,000円、介護予防事業費等として地域支援事業費に6,389万1,000円を計上いたしました。

次に、議案第45号平成19年度由布市簡易水道事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

簡易水道事業につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,111万7,000円と定めさせていただきました。

歳出の主なものでは、通常、維持管理に伴う費用といたしまして、総務管理費として1億2,280万1,000円と市債借入償還金の公債費として1億1,531万6,000円であり、歳入では、水道使用料1億2,435万4,000円、一般会計繰入金7,415万円、基金繰入金3,620万5,000円が主なものでございます。

次に、議案第46号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は1億1,181万3,000円で、歳入の主なものは一般会計繰入金8,394万8,000円、基金繰入金654万円、使用料1,989万2,000円となっております。

歳出は、事業に伴う一般管理費1,385万1,000円、維持管理事業費2,273万2,000円、公債費7,473万円となっております。

次に、議案第47号平成19年度由布市公共下水道事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

当初予算では歳入歳出予算の総額を1,718万8,000円と定めまして、歳出の主なものといたしまして公債費の償還金及び利子を含めて1,593万5,000円でございます。

歳入の主なものといたしまして、一般会計繰入金1,593万5,000円、繰越金1,239万4,000円でございます。

次に、議案第48号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について、御説明いたします。

歳入の主なものとして、売上収入2,681万9,000円、使用料325万円、繰入金1億249万5,000円でございます。

歳出の主なものとして、一般管理費に2,896万9,000円、施設管理費に3,278万

7,000円、償還金6,000万円、利子1,099万5,000円でございます。

したがって、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,322万5,000円とするものでございます。

次に、議案第49号平成19年度由布市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

由布市水道事業につきましては、業務予定量で、給水戸数を一月に8,350戸、年間総配水量351万5,000立方メートル、1日平均給水量9,612立方メートルとし、収益的収入及び支出をそれぞれ5億4,982万4,000円とするものでございます。

収益的収入の主なものといたしましては、水道料金4億9,800万円、一般加入負担金2,085万円、一般会計補助金2,878万6,000円でございます。

支出では、通常維持管理に伴う営業費用として4億3,772万9,000円、営業外費用の企業債利息として1億372万1,000円が主なものでございます。

また、資本的収入総額を1,773万5,000円とし、主な収入としては一般会計の補助金1,723万2,000円でございます。

資本的支出では、請負工事費5,197万円と企業債償還金1億5,027万6,000円が主なもので、収入額が支出額に対して不足する額の2億517万6,000円は建設改良積立金7,000円、減債積立金3,000万円、済みません、建設改良積立金7,000万円、減債積立金3,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億517万6,000円より補てんをするものでございます。

以上で、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、担当部長並びに課長から説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御協賛賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（副議長 久保 博義君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第8、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件は一括して説明を求めます。総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 大変済みません。諮問第1号と第2号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることでございます。このことにつきましては、先ほど市長が説明をいたしましたとおりですが、今回、19年の6月30日をもって庄内町の御手洗篤雄氏、それから挾間町赤野の平野薫則氏が任期満了となります。そういう中で、お二方とも再任の推薦をお願いしたいということでございます。それぞれの2枚目に履歴書、学歴、職歴等を記載をしております。よろしくお願いいたします。

次に、日程第9、議案第4号由布市市民憲章の制定について詳細説明を求めます。総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。議案第4号の詳細説明をいたします。

由布市市民憲章の制定について、由布市議会の議決事件に関する条例第2条第1号の規定に基づき、由布市市民憲章を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。平成19年3月1日、由布市長。

提案理由は由布市市民憲章を制定するためでございます。次ページをお開きください。市民憲章を朗読いたします。

由布市民憲章、みんなの誓い、私たち由布市民はみんなの幸せのために4つの誓いを果たすことを努めましょう。（感謝と使命）1、豊かな自然を命の源として感謝し、次代の市民に引き継いでいくまちをつくります。（融和と郷土愛）1、郷土の歴史、文化、慣習を大切にし、緑豊かでふれあいのあるまちをつくります。（平等と仁愛）1、一人一人の人権を尊重し、子どもやお年寄りを大切にする暖かいまちをつくります。（協働と希望）1、地域づくり、まちづくりにみんなで参加し、健康で笑顔あふれる、明るいまちをつくります。

以上でございます。若干経過について御説明いたしますと、市長の方から7月28日に諮問委員会を制定しまして、市長の方から委員10名に諮問したところでございます。

なお、委員につきましては、自然観察委員、あるいはマスコミ関係者、あるいは市内の国語の先生、デザイン関係等を含めまして10人で審議会をし、市民の意見を聞きまして、2月の7日に市長の方に答申をいただいたところでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第10、議案第5号市の花・木・鳥の制定について、詳細説明を求めます。

総合政策課長（野上 安一君） 議案第5号市の花・木・鳥の制定について、由布市議会の議決事件に関する条例第2条第1号の規定に基づき、市の花・木・鳥を制定することについて議会の議決を求める。平成19年3月1日提出、由布市長。

次ページをお開きください。市の花、市の木、市の鳥を次のように定める。市の花、コスモス、市の木、あらかし、市の鳥、ウグイス。以上でございます。内容につきましては、ここに掲載しておるようでございます。

若干、経過について御説明いたします。これにつきましても、市民憲章と同じ委員会で審議を市長の方から諮問をいたしまして、先ほど御説明いたしました委員によりまして慎重審議、激論議論をしてこのような形になっています。

なお、これにつきましては、市民、あるいは県民に参加を求めまして、公募という形を原則に

いたしまして、さまざまな形で市民からこの木が、この花が、この鳥がというふうな応募をいただきました。ちなみに502名の応募がございまして、挟間地域で193名、庄内地域で176名、湯布院地域で76名、市外から53名、その他4名で502名の応募をいただいたところございまして、慎重審議、協議、議論した結果、市の花はコスモス、市の木はあらかし、市の鳥はウグイスということで御提案をさせていただきます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第11、議案第6号由布市基本構想並びに基本計画について、詳細説明を求めます。

総合政策課長（野上 安一君） 議案第6号由布市基本構想並びに基本計画について、地方自治法第2条第4項及び由布市議会の議決事件に関する条例第2条第2号の規定により、由布市の基本構想案、並びに基本計画案を策定したので議会の議決を求める。平成19年3月1日提出、由布市長。

提案理由、由布市の総合的、計画的な行政運営を図るため、基本構想並びに基本計画を策定する。

内容につきましては、これまで数回にわたりまして全員協議会等で御説明を申し上げてきておるところでございます。全容の説明につきましては割愛させていただきますが、お手元にA3、1枚の資料のカラー刷りのがあると思います。これにつきまして流れだけ御説明をさせていただければと思います。

まず、総合計画の体系につきましては、1部、2部、3部で構成をしております。1部につきましては序論、序論につきましては、これまでの旧挟間町、庄内町、湯布院町の総合計画を基軸にしまして、現在の時代の流れ、それから由布市の現状の見通し等を分析いたしましたこと等につきまして精査をいたしまして、由布市の主要な課題等を精査しまして序論という形でまとめさせていただきます。

第2部としまして、真ん中の部分ですが、総合計画、基本計画の柱となる、命となる部分でございますが、基本構想という形でまとめさせていただきます。第1章、第2章という形でつくり上げさせていただきます。

まず、まちの将来像につきまして、1から5項目で分けております。それから、施策の大綱といたしまして、第2章で7項目に分けさせていただきます。策定をしておるところでございます。

従来ですと、これまでが議会の議決事項という形ございまして、地方自治法でもこの部分までの議決ということでございますが、御案内のように、議会からの御提案によりまして、第3部の基本計画についても議決事項ということになっております。この基本計画につきましては、第1遍で分野別計画、第2遍で地域別計画というふうな分け方でつくり上げております。第1遍の

分野別計画についてはそれぞれのこれから取り組みます由布市の主な課題等につきまして具体的に方向性を示し、その実行に向けての計画が右の方の項目にそれぞれ枝葉で分かれておるところです。

特に、今回の地域計画の中では162の事業に分けまして、それぞれ事業の振興を進めていこうというふうなことで、今回この基本計画の部分についても、議員さんのお手元に資料をお配りさせていただきまして、これにつきまして議決をいただくことになると思いますのでよろしくお願い申し上げます。

特に、地域別計画につきましては、3地域の地域審議会に市長の方から諮問しまして、その計画構想を答申をいただいておりますので、これらも一緒に分野別計画の実行という形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

なお、これらの分野別計画に伴いまして実施計画については現在作業を進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第12、議案第7号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、詳細説明を求めます。総務課長。総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。それでは、議案第7号について御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

提案理由でございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、由布市条例の整理を行うためということでございます。

次ページをお願いいたします。今回の地方自治法の改正につきましては、大きく3点、まだ細かな部分もございますが、主なものについて3点御説明を申し上げます。

まず1点目は、助役にかえて副市長を置くこととしたということでございます。このことによりまして、現行の助役の職務に加えて市長の命を受けて政策、及び企画を司ることができるということや、市長の威厳を受けて長の権限に属する事務の一部を執行することができるという権限が拡大されるということの改正でございます。

2点目でございますけども、収入役を廃止いたしまして、会計管理者を置くということでございます。会計管理者は一般職で1人ということでございます。

それから、3点目でございますけども、条例の中に事務吏員という言葉が、文言が出てまいります。この事務吏員というものにつきましては、地方公務員法には吏員という言葉がありません。ただし、一応、自治法の中には吏員という言葉は出てまいります。そういうことで、整合を図る、

そういう意味合いも含めまして、今回地方自治法の改正がなされるものでございます。

ただし、上位法があって、例えば地方税法とかいろんな上位法がございますが、その上位法の中でまだ吏員という言葉が使われている部分につきましては、私どもの条例もまだ吏員という言葉が残るということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、お手元の新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

まず最初に、由布市の特別職報酬等審議会条例の一部改正でございますが、アンダーラインを引いてございます。助役及び収入役という箇所を、及び副市長というふうに改正になります。

次に、由布市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正、これにつきましては、(2)ですね、現行(2)助役がなくなります。それで、助役がなくなりまして、改正後では副市長という言葉になります。3番目の収入役につきましては削除ということになります。

それから、次の別表第5条関係でございますけども、同じく助役が副市長にかかります。収入役は削除でございます。

続きまして、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正でございますけども、それもアンダーラインを引いている箇所、2カ所ございます。それぞれ助役及び収入役が、及び副市長にかかりますし、下段の方は同じく副市長にかわるということでございます。

次、お願いいたします。由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。これにつきましても別表でございますが、助役、収入役が副市長ということにかかります。

それから、次に由布市税条例の一部改正でございます。これにつきましては、先ほど御説明申し上げましたが、市の吏員というものを市の職員というふうに置きかえます。これにつきましては、地方税法が上にかぶってございますので、頭には地方税吏員というのが残っておるということでございます。

続きまして、由布市立の庄内中学校寄宿舎条例の一部改正でございますが、これにつきましても吏員、その他の職員が職員にかわる。それから、次の由布市立庄内中学校寄宿舎庄和寮居住費徴収条例の一部改正、これにつきましては、収入役が廃止されて新しく会計管理者にかえるというものでございます。

次の、由布市国民健康保険条例の一部改正でございますが、これにつきましても収入役を会計管理者に変更するというものでございます。

続きまして、次のページでございますが、由布市農政対策審議会条例の一部改正でございます。これにつきましては、(6)番、助役を副市長に改めます。

次に、由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正でございますけども、これに関しましては、3条の2項でございます。アンダーラインを引いておりますが、その事務吏員及び技術吏員あわせてという部分を削除いたしてございます。

議案第7号は以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分。

午後2時03分休憩

午後2時15分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。日程第12、議案第7号、失礼しました、日程第13、議案第8号由布市副市長定数条例の制定について、詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは、議案第8号について御説明を申し上げます。

由布市副市長定数条例の制定について、由布市副市長定数条例を次のように定める。提案理由、地方自治法第161条第2項の規定により定める。裏面お願いいたします。本市の副市長の定数は1人とする。

以上でございます。（発言する者あり）

大変失礼いたしました。西郡さん、西郡議員さんの御指摘のとおりでございますので、差し替えをですね、（発言する者あり）よろしいですか。じゃあ済みません、この本市を由布市に御訂正方をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第14、議案第9号由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは、別冊の議案第9号をお願い申し上げます。

議案第9号由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を次のように定める。

提案理由でございますが、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、由布市人事行政の運営等の状況の公表を可能にするための条例の整備を行うということでございます。

これにつきましては、次のページにございますように、まず第2条でございます。任免権者は毎年9月までに市長に対し前年度における人事行政の運営の状況等を報告しなければならないというようなことで、全文、第8条にわたって公表のに関する条例を制定するものでございます。

以上で終わらせていただきます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第15、議案第10号由布市企業等立地促進条例の制定について、説明を求めます。はい。

総合政策課長（野上 安一君） 議案第10号由布市企業等立地促進条例の制定について、由布市企業等立地促進条例を次のように定める。

提案理由でございますが、由布市の企業立地を促進するため、新しく企業等立地促進条例を制定するため、概要、要点のみについて次ページから御説明をいたします。

目的といたしましては、この条例は本市において企業立地を促進を図り、地域経済の振興、あるいは雇用機会の創出を図るために設置するものでございます。

定義といたしまして、今回の企業促進条例につきましては、製造業等を中心に対象事業としていきたいというふうに考えております。

2条の3項、4項で新設、増設という書き方をしておりますが、新しく市内に既存の事業所がないものが新たに事業所を設置することに対して対象にしていきたいと。増設等につきましては、既存の事業でさらに生産力を向上し、雇用を増大する企業に対して支援をしていきたいというふうな考えでございます。

第3条では企業の申請という形で市長に申請をしなければならないということを明確にうたっていきたいということで、あわせて市長は立地企業として適当であれば指定をしていくというふうなことです。

ポイントとなります指定の要件は第4条で掲載しておりますが、製造業の新設にありまして、4条の2項で土地、建物、及びこれに附帯する構造物、機械設備等の償却資産の不足に要した経費の総額が5億円以上であることと。増設等については同じ内容でございますが、1億円以上の増設が対象になった場合と。

それから(3)で事業所の新設にあつては15人以上の新たな雇用を創出することと。増設については、同じく10人以上の新たな雇用を創出することというふうなことでございます。

で、4項で過去3年間に申請者は公租公課の滞納がないものというふうなことを定めております。

立地の助成金の交付につきましては、第5条でうたっておりますが、指定企業に対して予算の範囲内ということを確認をうたいまして、予算の範囲内で新設、または増設により取得した土地、建物、及び償却資産に係る固定資産税額の収納額、収納額に相当する額において固定資産税額の100分の50、2分の1に相当する額を交付することができるという形になっております。

助成金の交付期間といたしましては、立地企業が操業開始した日、土地を買うたとか建物を建てたというふうなことではなく、立地企業が操業開始した日から5年以内というふうなことを対象にしていきたいというふうに考えております。

以上、概要の要点のみでございますが、あとは立地企業の提唱とか指定の取り消し等々について掲載をしてると思います。

委任業務としまして、第1条でこの条例に定めるもののほか必要な事項は規則で定めていきたいというふうなことを考えております。施行の年月日でございますが、この条例は19年4月1日から施行するというふうな形で記載しております。

もう一度、簡単に御説明をしますと、新設企業において5億円以上の出資をし、15人以上の

雇用を生み出した企業に対して固定資産税額の収納額の2分の1を予算の範囲内で支援をしたいというふうな条例でございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第16、議案第11号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは、議案第11号について御説明を申し上げます。

由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。提案理由でございます。厳しい財政状況に対応するため。裏面をお願いいたします。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。12条の2項の第1号（1）でございますけれども、職員が借りている家賃ですね、現行が2分の1助成するということになっておりまして、限度額を3万円というふうにいたしております。これを3,000円減額いたしまして支給限度額を2万7,000円に改めるものでございます。

次に、2号の方につきましては、職員の持ち家でございます。所有する住宅について月額3,400円を支給してございますけれども、これを900円減額いたしまして2,500円に改定するものでございます。

それから、その下でございますけれども、新築等でございます。新築した家、もしくは購入した家等で6年を経過するまでは現行6,400円支給するというふうになってございますけれども、これも同じく900円減額いたしまして5,500円に改定するものでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第17、議案第12号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは、議案第12号の資料をお願いいたします。

由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。提案理由でございます。行政改革による財政再建のためということでございます。

2枚はぐっていただきまして、新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

そこに由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表をつけてございます。件数が多うございますので、細部にわたっての説明は省略させていただきますけれども、この改正に基づきましては、選挙において選ばれた方々、詳しく言えば農業委員さんでございます。それと、他団体と比較して著しく額が低い報酬、例えば教育委員さん、それから監査委員さん、学校医等を指してございます。そういう方々については現行据え置きということでござ

いまして、その他の委員の方々については5%のですね、削減ということで改正をお願いするものでございます。

あわせて、費用弁償でございますけども、現行2,400円のを1,500円に改定したいという内容の御提案でございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第18、議案第13号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について、説明を求めます。

農政課長（平野 直人君） 議案第13号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について、由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるということでございまして、裏面をお開きください。新旧対照表の中に歴史資料館を削除するものでございます。これに基づきまして、歴史資料館の設置条例を新たにつくるものでございます。よろしく申し上げます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第19、議案第14号由布市国民健康保険税条例の一部改正について、説明を求めます。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第14号につきまして御説明申し上げます。

由布市国民健康保険税条例の一部改正について、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年3月1日提出。

内容の説明を申し上げます。合併後の国民健康保険税につきましては、平成18年度から20年度までの3カ年間で保険税を統一することで作業を進めてまいりましたが、社会情勢等の変化により予定を1年早めまして、19年度で統一したく条例の一部改正を提案するものです。

改正の理由としましては、1点目として、国の医療制度改革大綱により75歳以上の後期高齢者について、平成20年度に独立した医療制度を創設することとなっております。大分県では既に全市町村が加入する大分県後期高齢者医療広域連合を立ち上げ、20年4月の施行に向け準備を行っております。制度改正に伴いまして、75歳以上の後期高齢者がこの制度に移行することとなります。

2点目としまして、平成20年度から医療費適正化計画においてすべての医療保険者に特定検診、特定保健指導が義務づけられ、国民健康保険を初めとした保険者は特定検診等実施計画を策定することとしないといけないとされております。特定検診には現行の国、県、市町村がそれぞれ3分の1を負担する方式から、国から3分の1、県から3分の1が市町村国保に補助され、市町村が負担していた分につきましては保険料を財源とすることとなります。

以上のことから、現在地域間で不均一となっております保険税率を統一するものです。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第20、議案第15号由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について説明を求めます。はい、どうぞ。

健康増進課長兼健康温泉館長（大久保富隆君） 健康増進課長、大久保でございます。議案第15号由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について、詳細説明を行います。恐れ入りますが、最終ページの新旧対照表で説明をいたしたいと思っております。

今回、市民と一般という形で、会員の分ですが分かれておりました。これ、会員を一本化として大人、子どもという形で料金を設定をお願いしております。

特に、この中で、今までは中学生以上となっておりますけれども、今回は大人の定義を高校生以上、16歳以上ということで、大人の定義を変更しております。

改正案の方で、一般のところでは風呂プラスプールとなっておりますけれども、風呂に入っただけで裸のままではサウナの方に行けないという要望がかなりございました。その要望に答えるためにも、風呂に入るときに水着とタオルを貸して800円でも入ってもらう、その水着があればその水着をつけてサウナの方にも行けるという形で、今回はこういう形をお願いしております。一般の風呂のみについては500円、これは満6歳以上ということでございます。

それと、一般のところの割引でございますが、特別割引（優待）となっております。この分は今回は廃止をさせていただきたいと思っております。

次に、多目的ホール、ギャラリー使用料でございますけれども、今回は使うためにも便利がいいようにと、それと市民が使いやすいようにということで4段階の料金設定をしております。ギャラリーにつきましても使う上での利便性を考えて3段階の料金設定としております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第21、議案第16号由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部改正について、日程第22、議案第17号由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての2件は一括して説明を求めます。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 議案第16号の御説明を申し上げます。

由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部改正について、由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございますが、平成19年4月1日より由布市連合消防団から由布市消防団に移行するためでございます。

内容につきましては新旧対照表の方で御説明申し上げたいと思っております。まず、題名につきましては由布市連合消防団から由布市消防団、それから2条、2項のところでございますが、やはり連合方式、由布市連合消防団というものを消防団ということになるものであります。それから、名称、設置、管轄区域でございますが、名称につきましては旧3町それぞれ挾間町消防団、庄内

町消防団、湯布院町消防団を由布市消防団として一本にするものでございます。位置につきましては3地域のものを由布市庄内町柿原302番地、管轄区域については由布市全域とするものでございます。

次に、議案第17号由布市連合消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正について、由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございますが、平成19年4月1日より由布市連合消防団から由布市消防団に移行するためでございます。

内容につきましては、題名で、由布市連合消防団員とあるのを由布市消防団員と定めるものでございます。それから、費用弁償の第13条になりますが、現在、警戒の場合、それから訓練の場合ということで出勤手当を出しておりますが、そのほか、追加につきましては水災その他の災害ということで風水害の出勤、遭難者の救出、救助の場合、それから行方不明者の搜索等に従事した場合にやはり出すということでございます。

それから、地方自治法の改正によるところのその他の職員というものを削除するものでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第23、議案第18号由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について、説明を求めます。はい、どうぞ。

教育次長（後藤 哲三君） 教育次長であります。

議案第18号由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について、由布市立学校施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるということであります。

提案理由は、学校施設使用料及び徴収義務の均衡化を図るためであります。次のページをお開きください。利用料を使用料に改めるというものでありまして、それと、別表第5条関係の使用料金、半日、1日とあったものを由布市内統一で1時間あたりに料金改定するものであります。

以上であります。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第24、議案第19号由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部改正について、説明を求めます。

教育次長（後藤 哲三君） 議案第19号につきまして御説明いたします。

由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部改正について、由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることであります。

提案理由は定期的に運行する路線バスの廃止等に伴いまして、この条例の整備を行うためであります。文言の整備であります。

次のページをお開きいただきたいと思います。次の現行と新旧対照表がわかりやすいと思います。交通機関、または用具というのを、汽車、または自転車というのに改めます。特殊学級というのを障害児学級というのに改めるということで、それと定期バスが廃止されましたのでそれを削除するということでもあります。用具というのを自転車ということでもあります。以上が改正点であります。よろしく申し上げます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第25、議案第20号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について、説明を求めます。はい、どうぞ。

教育次長（後藤 哲三君） 議案第20号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について、由布市湯布院スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のように定めるということでもあります。

提案理由といたしまして、人工芝競技場等の整備に伴う使用料の設定及び使用料の一部見直しを行うためであります。

次のページに、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。陸上競技場の下に、旧は競技場のみでしたが施設使用料の改正案につきましては陸上競技場人工芝競技場、第一競技場、体育館うんぬんということで、人工芝競技場の使用料等が入ったものであります。よろしく申し上げます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第26、議案第21号由布市体育センター条例の一部改正について、日程第27、議案第22号由布市民運動場条例の一部改正について、日程第28、議案第23号由布市川西児童体育館条例の一部改正について、日程第29、議案第24号由布市B&G海洋センター条例の一部改正についてまで4件は一括して説明を求めます。

教育次長（後藤 哲三君） 議案第21号由布市体育センター条例の一部改正について、由布市体育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由は施設使用料の一部見直しを行うためであります。

次の新旧対照表をごらんください。前は9時から17時まで、17時から22時までを1時間につきというものに改めるものであります。

次に、議案第22号由布市民運動場条例の一部改正について、由布市民運動場条例の一部を改正する条例を次のように定めるであります。提案理由といたしまして、施設使用料の一部見直しを行うためであります。

新旧対照表、最後の方です。最後から3番目、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。特に使用料金は市外利用者の料金の改定を主に行うものであります。

次に、議案第23号由布市川西児童体育館条例の一部改正について、由布市川西児童体育館条例の一部を改正する条例を次のように定めるということでもあります。提案理由は施設使用料の一

部見直しを行うためであります。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。これも時間、9時から12時、4時間ごとになっていたものを使用料、利用時間1時間につきというものに改めるものであります。

次に、議案第24号由布市B&G海洋センター条例の一部改正についてであります。由布市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例を次のように定めると。提案理由は施設使用料の一部見直しを行うためであります。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、挟間と湯布院ありますので、統一性をとるということで、このように改正を行いたいと思います。

以上であります。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第30、議案第25号由布市挟間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について説明を求めます。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第25号由布市挟間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について詳細を説明申し上げます。

由布市挟間高齢者等就業支援センターの指定管理を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

指定する施設は由布市挟間高齢者等就業支援センター、所在地は由布市挟間町向原17番地2、指定管理者は由布市シルバー人材支援センター、指定期間は平成19年4月1日から4年間です。指定条件としまして、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行うこと、指定管理者が法令及び指定管理協定書等に違反したときは指定の取り消しまたは停止を行うこととしております。指定管理者の選定につきましては、由布市の公の施設にかかる手続等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらないで選定をしております。

この施設は、高齢者の能力に応じた多様な就業の機会が確保されるよう支援し、もって高齢者が積極的に地域社会へ参加することを促進するために平成13年3月に設置をされ、4月より挟間町が運営、合併を機に由布市に引き継がれ、現在に至っております。予定しております指定管理者、由布市シルバー人材センターは、平成13年10月に設立、11月よりこの施設内で挟間町、合併後は由布市の支援を受けながら事業を展開しております。現在の会員は114名、男性81名、女性33名となっております。この指定管理は今までどおりの施設管理を、シルバー人材センターに管理料をつけまして指定管理者の指定を行うものです。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第31、議案第26号由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について説明を求めます。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第26号由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の

指定について、詳細を御説明申し上げます。

由布市庄内老人福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

指定する施設は由布市庄内老人福祉センター、所在地は由布市庄内町柿原1番地、指定管理者は特定非営利活動法人ゆふのA I、指定期間は平成19年4月1日から4年間です。指定の条件としまして、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行うこと、指定管理者が法令または指定管理協定書に違反したときは指定の取り消しまたは停止を行うこととしております。指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設にかかる手続等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらないで選定をしております。

この施設につきましては、高齢者の持っている技能及び趣味の活用、老人の心身の健康保持、地域社会づくりへの参加並びに老人相互の交流促進を図り、もって老人福祉の増進に寄与することを目的に、昭和57年に国の補助を受けまして設置をしております。

庄内町社会福祉協議会の事務所として利用されてきましたが、平成18年1月、この協議会がほのぼのプラザに移転後はあきの施設となっております。庄内町時代より町民憩いの家などとして城ヶ原農村公園と一体的な管理を検討してきた経緯がございます。しかしながら、建設時の国庫補助金の問題等ありまして、この施設の用途廃止あるいは変更を行うことにつきましては、建設補助金1,800万円の返還が生じることなど問題点があります。このことから、施設の管理を特定非営利活動法人ゆふのA Iに行わせるために指定管理者の指定を行うものです。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第32、議案第27号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について説明を求めます。どうぞ。

環境商工観光部長（小野 明生君） それでは、議案第27号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について。

由布市城ヶ原農村公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

施設及び所在地、由布市城ヶ原農村公園、由布市庄内原柿原1番地、指定管理者、特定非営利活動法人ゆふのA I、指定管理期間、平成19年4月1日から平成23年3月31日、指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行うこととしております。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは指定の取り消しまたは停止を行う。

この件につきましては、議案第26号の由布市庄内老人福祉センターとの同一地域にあることから、これまでの温泉施設、水道、通路等共用利用しているところであります。したがって、今後の管理、運営を考えるとときには庄内老人福祉センターと同じく、由布市公の施設にかかる指

定管理者の指定手続に関する条例第5条（公募によらない指定管理者の候補者の選定）の規定によりまして、施設の管理を特定非営利活動法人ゆふのA Iに行わせるものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第33、議案第28号平成18年度由布市湯布院スポーツセンター第2球技場人工芝整備委託事業の業務委託契約の締結について説明を求めます。どうぞ。

国体準備室長（工藤 浩二君） それでは、議案第28号の詳細説明を行います。平成18年度由布市湯布院スポーツセンター第2球技場人工芝整備委託事業の業務委託契約の締結についてでございます。

由布市湯布院スポーツセンター第2球技場人工芝整備委託事業の業務委託契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容としまして、契約の目的、平成18年度由布市湯布院スポーツセンター第2球技場人工芝整備委託事業の契約の締結でございます。事業の概要につきましては、人工芝ラグビー場2面整備、ロングパイル人工芝2万2,646平方メートルでございます。契約の方法としまして、指名型簡易プロポーザル方式を採用しました随意契約となります。契約金額につきましては、消費税を含めまして1億6,000万円、契約の相手方につきましては、大阪市に本社のあります積水樹脂株式会社、代表取締役福井彌一郎氏でございます。

この議案につきましては、参考資料といたしまして既にお配りをいたしておると思っております。それをお開きいただきたいと思っておりますが、追加説明をいたします。

参考資料といたしまして、議案の部分と重複部分は省きますが、事業場所といたしまして、由布市湯布院川西の1200番地1でございます。履行期間につきましては、本契約の意思表示をした日の翌日から平成19年5月の25日までとなっております。契約の補償につきましては、由布市契約事務規則第6条及び由布市公共工事請負約款第4条の規定に基づき補償を求めます。仮契約の締結につきましては、平成19年2月の23日に、別紙でつけておりますが仮契約を締結をいたしております。事業の内容といたしまして、ロングパイル人工芝によるラグビー場2面整備、製品名がドリームターフMVの2070、施工面積、先ほども申しましたが2万2,646平方メートル、縦横のメートル申しますと169メートルと134メートルで、これで2面のラグビー場を整備するということでございます。一番上、人工芝舗装はパイルの長さ、人工芝の長さですが、これ70ミリでございます。人工芝の下の基礎ですが、排水性のアスファルトを全面にしまして、これは厚さが50ミリで全面に打ちます。その上に砂等を入れまして人工芝を仕上

げるといふ状況になってます。表面には7センチのうち2センチ出ます。5センチは地中にあるという状況です。

それから、プロポーザル方式で行いましたが、指名型をとりまして国内の人工芝のメーカー9社に参加要請を行いました。そのうち7社から参加の意思表示がありまして、その7社によりますプロポーザルを実施をいたしました。7社につきましては、ここに株式会社住ゴム産業、泉州敷物株式会社、クリヤマ株式会社、株式会社アストロ、ミズノ株式会社、積水樹脂株式会社、東和織物株式会社の7社でございます。これによりまして、この7社の参加によりまして2月の7日にプロポーザルの製品の提案及び説明を行いました。審査委員会を設置をいたしてありまして、県ラグビー協会の関係者2名、それと市役所の関係する職員7名によります合計9人の審査委員で7日にプロポーザルを受けまして、審査委員会で採点をいたしまして、2月の13日に採点の結果によります業者の特定をしたところでございます。その結果、最高点を獲得をし、すばらしい製品の提案のあった積水樹脂株式会社と随意契約をするということになっております。

参考資料の次ですが、委託仮契約の写しを添付をいたしてあります。

それから、最後にラグビー場の概略図であります、先ほど申しました169メートルと134メートルの、字が小さいんですがつけておりますのでごらんをいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程され、議題となっております議案第28号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略し、これより審議に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま上程され、議題となっております議案第28号については委員会への付託を省略し、これより審議に入ることに決定いたしました。

これより議案第28号を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） この部分がようわからん。プロポーザルというのがやっぱりわかりません。（「マイク、マイク」と呼ぶ者あり）一つは、プロポーザルちゅうザルはどういうザルか教えてください。

それと、審査委員会の委員の中でラグビー関係者2名ということなんですけども、どういう肩書きがあるのか、そういう知識ある人かどうかがわかるような肩書きの内容ですね、御説明いただきたいと思ひます。

3つ目は、これはほかの課になろうかと思うんですけど、現行人工芝等を使用している施設があって、それは今どういう状態にあるのか、何年前につくって、それがこういう状態ですと。もちろんこれと比べるべきもないと思うんですけども、現在由布市で所有している、そういうテニスコート等そういう施設で人工芝というものがどういう状況にあるのかを教えていただきたいと思います。

国体準備室長（工藤 浩二君） それでは、お答えをいたします。

プロポーザル方式というものは、一応人工芝整備に関しましては、昨年の7月の31日でございますが、整備につきましてはプロポーザル方式で実施をしたいということにつきまして全員協議会の折に一応説明をさせていただきました。プロポーザルというのは、これは随意契約を前提としておりますが、随意契約をする際の契約の相手方の選考に当たってプロポーザルによる方法、それとあとコンペ方式というのがございます。これは企画書や技術提案等の特定の条件を満たした提案書と地方自治法施行令の167条の2第1項第2号により契約の相手方を特定をして随意契約を行うものでございます。技術的に高度または個性の重視される業務を発注するといったときに導入されます。プロポーザル 技術提案書でございますが、提出を求めて最もすぐれた提案を出した者と契約をするという方式でございます。

それから、2点目の審査委員のラグビー関係者でございますが、大分県ラグビー協会の、肩書きは一応、普通で今事務局長の職にありますが、その方が1名と、由布高等学校のラグビー部の監督です。この方の2名です。この監督も県のラグビー協会の役員をしております。そういった、各地でそういった人工芝等の経験をしてきてる人にも審査に入っていたということでございます。その他の7名は関係する建設課の職員と国体準備室あるいは体育振興課の職員ということで構成をして、全員で9名でございます。

それから、現行人工芝の状況でございますが、人工芝が国内で始まりまして、そうですね、7年か8年ぐらいというふうに聞いておりますが、最近、特に九重のホッケー場あるいは中津でのサッカー場等、それから一番最近では県のスポーツ公園に人工芝のテニスコートの整備ということですね、なされております。違いますか。それから、別府の実相寺のサッカー場も、これは別府市があれしまして、これリース契約による整備ということになっております。この状況、我々も把握をしますが、一応やっぱラグビー場というか、若干国内のホッケーとか若干違うんですが、県内においても国内においても人工芝のそういったグラウンドがふえてきている状況にあると言えると思います。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） いいですか。8番。

議員（8番 西郡 均君） プロポーザルについては、7月31日聞いたけん、繰り返すのが

よだきいのかしらんけども、直訳するとどういうことになるんか。その高度な技術を選択するのに事前に何かするみたい、業者間で。ちょっとわかりにくいんですけども、先ほど最後に言った実相寺のサッカー場の技術提案型とどういうふうに違うんか、そこ辺がちょっと私には理解できないのやけども。それをもう一度説明してほしいのと、もう一つ、人工芝に詳しいかどうかちゅう点では、由布高校の監督あるいは書記長ちゅう人がどの程度それに通じてるかちゅうの、ちょっとまださっきの説明ではわかりませんよ。むしろ全く知らないんじゃないかちゅうように思うんですけど。そうすると由布市内については、実際人工芝ちゅうのは野球場もどこも何もないから他市の例をずっと言いよったんかどうか、それをお尋ねしたいんですけど。

国体準備室長（工藤 浩二君） プロポーザルにつきましては、説明したからちゅうことじゃないんですけど、要するにうちの方が予算が1億6,000万円っていうことでもう決まっております。その中でよりよい提案をした製品を特定をしようということプロポーザル方式ということを検討し、慎重に研究をした結果、この方式でやろうということになりまして準備を進めました。非常にこれも準備がかかりましてかなりおくれたんでございますが、そういった中でこの特定した製品につきましては、非常に積水樹脂の製品で、長さも2万1,000という一番長いわけでございます、非常に製品としては最新型のすばらしい製品でございます。プロポーザルで予算額等も提示をしながら、その中でできる提示をする製品の中で一番すばらしいものを選んでいくという方法をとったわけでございます。

それと、2名のラグビー関係者の委員でございますが、委員会も何度か行いまして、その中でやっぱり専門的な発言等もなされておりますので、やはりよその会場等も見てきておりますし、そういったラグビー協会関係者の中での話等もしていただく中で、かなり詳しい状況だという判断はいたしております。

由布市内には人工芝の場所は、中洲賀にある、挟間の中洲賀にテニスコートがあるそうです。ちょっと気が付かなくて済みません。（発言する者あり）人工芝ある。人工芝ないでしょ。（発言する者あり）済みません、今のちょっと。人工芝じゃなく、人工のアスファルトだそうでございます。ちょっとテニスコート違うようでございます。大変申しわけございません。それから、いいですか。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 聞けば聞くほど不安になるような状況です。その方式を採用することの選定そのものがプロポーザルちゅう意味だというふうに理解しました。ただ、技術的にそれいいかどうかちゅうのを、知ってるであろう高校の監督あるいはラグビー協会の局長に委ねなきゃならんなんちゅうのは、ましてや市の7名なんてのは全くど素人で、ほとんど何もわ

からないしのじょと思うんですよ。これはもう気がついたら、この際いい機会に思い切ってこういうことは取りやめるべきだというふうに思うんですけども、最後にテニスコートは人工芝です。地盤がアスファルトちゅうだけで。そういう点でいえば、やっぱりあれが有効に機能してないということはもうはっきりしてるんで、すぐ老化ちゅうか、硬化してしまっただけで使い物にならなくなったんですかな。だから、アスファルトしか残ってないでしょうが。なら、答えてよ、ほな。うんちゅう。口に出して言うて。議事録残るけん。どうぞ。

議長（副議長 久保 博義君） どうぞ。

挾間振興局長（後藤 巧君） ほいじゃ、私が旧挾間町時代、生涯学習課長をやっておりまして、あそこの中洲賀のテニスコートの担当ということで、コート自体は、コートつくりまして一度も張りかえておりません。やりかえましたのが、いつもサーブをするところ、コートの外の、あそこが非常に傷むということで私のときに一遍サーブをするところだけを張りかえたのを記憶いたしております。

以上です。

議員（8番 西郡 均君） それアスファルト張りかえてない。芝を張りかえたのでしょ、上辺を。

挾間振興局長（後藤 巧君） いや、あれは芝を張りかえなくて砂の取りかえをやったんです。あの芝の上に砂が入ってるんです。その砂の入れかえをやりました。

議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（2番 高橋 義孝君） 8番議員さんが言いたかったこと、ちょっと要約して私の方から詳細に質問したいと思います。

プロポーザル、コンペ、一般競争、指名競争、いろいろ決め方があると思うんですけども、どういった選定理由でこの業者に決まったのかっていうことが公表されてないので多分わかりづらいんだろうと思うんですね。この審査委員会の結果をまず公表していただけるかどうか、その点に関してお伺いします。

国体準備室長（工藤 浩二君） ただいまの御質問でございますが、審査委員会の結果につきましては公表いたします。審査過程等についても審査委員会等も公表するようにいたしてあります。こちらからホームページに載せてということはないんですが、来ていただければ提示は、資料として出せますので、はい。ただ、審査結果につきましては特定者は数字で出せます。しかし、それ、2番以降につきましては、ちょっと具体的社名を入れるとやはりこちらとして評価をしたちゅうことになりますから、特定者はしますが、その他はちょっと名前を伏せて出したいというふうに思ってます。

議長（副議長 久保 博義君） 2番。

議員（２番 高橋 義孝君） 指定管理者と同じように選定理由書をきちっと議案に添えてこの場で御提示いただかないと、なかなか皆さん、議決するのも本当にこれでよかったのかなというふうな話になりますので、できればもう今それ御提示いただきたいというふうに思いますけども、議長（副議長 久保 博義君） あります。できますか。（「はい、ちょっと待ってください。」と呼ぶ者あり）

ちょっと暫時休憩します。

午後３時08分休憩

午後３時21分再開

議長（副議長 久保 博義君） じゃ、再開します。

お手元に資料を配付いたしましたので、これに基づいて若干説明を求めます。

国体準備室長（工藤 浩二君） 大変申しわけございません。お手元にただいま配付させていただきました。

まず、プロポーザルの審査経過というの、審査要領の制定からずっと２月１３日の特定まで順を追って記載をしております。

それから、プロポーザルの、指名型簡易プロポーザル実施要綱というのがA４で裏表２枚でございます。

それから、それに基づきまして審査委員会の設置規定というのをまた１２月に設置いたしまして、委員会としての設置所掌事務等を規定をしておるところでございます。

それから、もう１枚、プロポーザル参加の、これはメーカー９社を入れております。この中から２社ほど、ナンバー６の大塚家具製造株式会社、ナンバー８のユニチカ通商という２社が不参加でありました。残る７社が参加ということでございます。

それから、A４の資料につきましては、これは審査委員による審査の集計表でございます。AからGまで７社上げております。A社が、Aというのが積水樹脂株式会社ということで、合計点数が715点、第２位のB社が695点ということで、20点差をもちまして積水樹脂と、A社の積水樹脂株式会社ということに決定をいたしております。具体的にはこういった合計点数によりまして決定をしたということでございます。評価項目、課題につきましては左側に書いたとおりでございます。この項目によりまして、それと配点によりましてそれぞれの審査委員が審査をしたという状況になっております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） ２番、もういいですか。いいですか。じゃ、１番。

議員（１番 小林華弥子君） １点だけ。この契約内容なんですけど、１億6,000万円の契

約は施工工事だけなのか、その後の、例えば管理ですね。先ほど聞くと、挟間のテニスコートも芝がはがれたりとか、磨耗してすり減ったりというようなことがあるようですけれども、その後の管理もこの契約の中に入ってるのかどうかという点。特に、今配られたこの大きい表を見ますと、積水樹脂が715点で圧倒的にいい点をとってるんですけど、2位と一点だけ違うのは保証期間のところは点数が低いんですよ。この保証期間っていうのは何年になっているのかというのも含めて教えてください。

国体準備室長（工藤 浩二君） それでは、お答えをいたします。

1点目の工事金額に含まれる、契約金額に含まれる分でございます。これは施工でございます。先ほど申しましたようにアスファルトから人工芝施工までですね。管理は含まれておりません。以後の管理はそれぞれこちらですということになりますが、今の2点目の質問と関連をしますが保証期間というのがございまして、これが5年間でございます。5年間保証すると。通常の使用ですね、するということで。管理は今の人工芝大変よくなりまして、そんなに管理も必要ないということで、ゴムチップを補充をしたり、ローラー等でちょっと整地をする、ならず程度でいいと。通常の管理をすればそんなに傷まないという状況でございます。だから、5年間は保証するということで、保証の点数の違いですが、差がありまして5年間するところ、最高8年ということございました。7年とか、そういうところあります。その保証期間の点数で差が出たという状況になっております。積水につきましては5年間の保証ということでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） 管理費は含まれないけど5年保証するっていうこと、具体的なちょっと違いがよくわかんないんですけど、この5年間の間で保証してくれる内容はこういったことなんですか。管理はしなくていいけど、もう5年間保証するっていうのはどういうことなんですか。

国体準備室長（工藤 浩二君） 保証は、だからもう通常に使って、施工上の業者がミスとか、施工ミスとかによって何か生じれば、それはもう業者が責任を持って5年以内は保証するということであります。天変異変とか、もうそういった災害等に対しては保証はできないという、そういった内容であります。通常の保証はこちら管理側でできますので、特に大きな補修等は通常の使用に関しては要らないという状況になってます。

議長（副議長 久保 博義君） 1番、いいですか。10番。

議員（10番 太田 正美君） 主にこの施設を国体のために利用するということなんですが、その大会、そういう大きな大会をしたときにその後の補修等が、ほかの競技とは別にラグビーというのはすごくグラウンド荒れるわけですよ。人工芝だから荒れないということはないんですが、その辺の、プレ国体も含めてそういうメンテナンスに対する費用を県が持つのかどうかとい

うのをはっきりしていただきたいのと、それと上の第2の耐久性、耐候性ですか、がうたっておりますが、挾間町と天候と湯布院町の、特にスポーツセンターという寒冷地で、このことが条件的に非常に厳しい中で人工芝のそういう冬を通り過ぎたときに、どの程度の耐久性なりがあるのかというのを十分検討されて、また寒冷地へのところにそういう人工芝の事例があったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

国体準備室長（工藤 浩二君） 管理でございますが、県の関係ですが、由布市の施設ということで管理は由布市になります。

それから、ラグビー、プレ使いまして来年の本国体まで1年近くあるんですが、そんなにラグビーをしたからって行って極端に、今の芝非常に性能がよくなりまして傷まないという状況で、実際に現物も1メートル四角つくってもらいまして、それもじかにすわったり踏んだり、いろんな状況で実験もしております。そういった中で、部分的には確かにゴムチップが充てんをしていますが、その部分は若干動いたりします。それは使用後にならせば、もう十分使えるという状況で連日でも使用はできるという状況です。それで、プレ国体しまして、その後の使用等はまた体育振興課と十分協議をしながら利用状況は考えていきたいというふうに思っております。言われるような傷むとかいうことは、非常に今は芝はなくなってきているという状況はたしかでございます。

それから、寒冷地等の実績でございます。今のことも関連をしますが、非常に芝ができてかなり進化をしてきております。新しい、どんどん改良がされて新しい芝がですね。そういった中で、この特定しました製品につきましても、非常に最新の芝でございます。非常に倒れても回復が早いとか、弾力性あるいは滑りとか、そういったものすべて数字であらわしております。サッカーの基準とかラグビー協会示す基準にはクリアしているという状況でございます。多分湯布院でも、そういった人工芝だから寒冷地でそれ影響があるということはまず考えられない状況でございます。

以上です。

議員（10番 太田 正美君） 考えられないという、まだ使ったこともないので、現実には。多分試験をしてるのは、例えばこういう面でも、この1枚だけを試験すれば多分問題ないと思います。でも、この継ぎ目のことを全然考えてないんじゃないか、こういうところに水が入って、いわゆる寒くてしみ上がった状態が全面に起こった場合とかの想定をしたことがあるのかというのをお聞きしております。

国体準備室長（工藤 浩二君） 継ぎ目につきましては、確かに3メートル程度のがぱっといきます。そして、継ぎ合わせまして継ぎ目ができます。そこに接着剤を入れまして、また下は下で接着テープでつけまして、その中に接着剤を流し込みまして、また接着をするという状況でござ

ざいます。昔、以前は接着剤だけでやったということも聞いてますが、今は接着剤を間に入れます。そして接着をするということで非常に技術的にも高度になってきております。そういう状況です。

以上です。

議員（10番 太田 正美君） 防水工事はされてるという意味合いでいいんですかね。

それともう一点は、そういうプレ国体なり、本国体を経過したときの、想定ですからわかりませんが、非常にグラウンドが傷んだ場合の補修費用を県なりが見てくれるかという担保があるのかどうかというのをお聞きしております。

議長（副議長 久保 博義君） どうぞ。

国体準備室長（工藤 浩二君） 今申されました防水というのは、これ浸透性で水が、雨等降ります。そして下にしみ込んでいって下の排水に流れていくという状況ですから防水ということじゃないです。しみ込んでいきます。そして、人工芝を植えてますから、それ植え込みの下のシートに穴があいて、それにしみ込んでいきます。そして、ゴムチップ等の一番上にあります。それから砂にずっと入っていきます。そして最後アスファルトも、それも排水性、透水性のアスファルトで下の、地下の排水に入っていくという状況でございます。

それから、補修の件の県の状況で、これは、先ほど申しましたが市の施設で、そういった維持管理は市の負担ということになります。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 10番。

議員（10番 太田 正美君） たびたびですが、費用がかなり軽い費用ならばそれでも市の負担でできるんでしょうけど、かなり集中的な日にちに、短期間のうちに使用されて、それを全部市が持てという話にはちょっとできないんじゃないかと。今からそんな答えではちょっとこれを賛成するわけにはいかないんじゃないかというので、もう少し協議をしていただきたいと思えます。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 10番議員にお答えします。

先ほど5年間の保証ということが出ました。この5年間の保証というのは、通常どおりに使ったときに、通常どおりに使えるようにメーカーが責任を持つということです。そして、その時点で国体の話もしました。しかし、国体で使うぐらいの使用頻度につきましては、通常の使い方に入るということで、もしそこで傷めば業者が元通りにします。それが5年間の保証ということですが、ただ、使った後に、先ほど言いましたようにゴムチップ等が1カ所に固まることによって、

その上をローラーでならします。そういう少しのお金はかかるんですけど、基本的に傷むとかいうことはありませんし、先ほど言いましたように、その分については5年間はメーカーが必ず保証するという契約でございます。

議長（副議長 久保 博義君） いいですか。ほかにありません……、11番。

議員（11番 二宮 英俊君） 同じような質問なんですけども、同僚議員が今大変心配してるように、湯布院はかなりの寒冷地で、想定外のことが起きるんじゃないかなろうか。それで、5年間の保証期間の中にそういうものも含まれるかどうか。それをこの契約するとき、そこまで念押しにつけ加えとった方がいいんじゃないかなと思うんです。じゃないと、由布市自体の財政も大変厳しいのに、いやそれは想定外でしたとかいうことでは済まないと思いますので、その辺も念を押して契約した方がいいんじゃないかなと私思うんですがいかがでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 一応プレゼンテーションの中で、場所については湯布院のスポーツセンターの横でということも業者全部知ってますし、それから気候条件も全部そういう状況わかってます。そういう中で5年間について通常の使い方をしたときに通常に使えるように保証しますということになってますので、そういうことについては契約の中でぜひ入れていきたいということで大丈夫だというように思ってます。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質問ございませんか。13番。

議員（13番 佐藤 正君） ちょっとお伺いします。番号の3番の中の提案製品の実績という項目があるんですが、これについて、これはどのような実績、すべてAからGまでの分が同じなのかどうかお伺いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） はい、答弁。

国体準備室長（工藤 浩二君） 提案製品の実績でございます。国内の実績では国内でどれくらい人工芝工事をしてるかという数の評価でございます。そのうちで（「提案製品の実績」と呼ぶ者あり）提案製品の……。 （発言する者あり）実績でしょ。提案製品、これは、積水樹脂につきましては、先ほど若干申しましたが、新しい製品でございます。それで国内実績では余りないということで点数は低くなっております。（発言する者あり）（「この製品は新製品で、実際やった実績はあるんじゃない」と呼ぶ者あり）実績はあります。会社としては、要するにもう人工芝は毎年改良されてきております。それで、うちに提案をされたの一番、最新の一番開発された一番いい自信の持てる製品ということで、その製品の実績は少ないが、それまで改良を重ねてきてる中で一番いい状況というもので提案をしております。（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） 13番。

議員（13番 佐藤 正君） 積水は、要するに合計点が9点ですね。それからBが45、C

が9、同じ9ですね。それとDが27の、Eが45の、Fが45の、Gが27で、積水とCがもう1点ですね。同じ9点ですね。これで、果たしてこういう点で、これで評価できるものかどうか。その辺をちょっと御説明。

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 13番議員にお答えします。

2月の7日の日に、実際に1メートル四角の現物を持ってきていただいて、それぞれ提案の説明を受けながら現物も見らせていただきました。8日の日に臨時会で皆さんに御説明をいたしましたし、そのときにぜひ現物を見ていただきたいということで残してありました。見ていただいたらわかるんですけど、この人工芝というの、できて大体7年か8年ぐらいです。そして、毎年毎年その芝が大きく変わってます。簡単に言えば、1期、2期、3期、4期というぐあいに新しい形になってきてます。また、積水につきましては、私たちが見た中では一番新しい4期から5期に移ったということプレゼンテーションでお聞きをしました。そのことについて私も芝に対しては素人だったんですが、そのプレゼンを受ける中で、単なる一般競争入札でもし1億6,000万円という金の中だけでやったときには絶対あと後悔するんじゃないかという感じをいたしました。というのも、もうそこに数字でははっきり出ると思うんですけど、同じ芝でありながら、やはりいろいろな見た目、それから実際に踏んでみたもの、それから実際に起き上がるスピードとか、そういうものをすべていろんな目でプレゼンさせていただきました。そういう中で、積水については一番新しい製品で、まだ実績はなかったんですけど、私たちが見た段階では4期、一つ前のものについてもほかのところは提案をされてたんですが、それ以上にいろんな意味で一つ進んでいるなという感じを受けました。済みません、申し忘れたんですけど、それ以前の実績はたくさんあります。その新製品だけが新しく提案をしたということでございます。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。討論あります。8番。

議員（8番 西郡 均君） いずれにしる、もう何回聞いてもばくちの域を出てないんですね。確かに国内の実績満点、ラグビー場の実績満点です。そして新製品ということで、うちが試験台になるんだろうというふうに思うんですけども、そういう点ではPR効果もあるから向こうは5年間保証しましょうということみたいですけども、国体だからちゅうことでわざわざそういうの飛びついてやらんで、やっぱり時期を見て必要ならつけりゃいいし、最近の傾向見てみると何

でもかんでも飛びついて、そりゃ大型文化ホールじゃ、本庁舎じゃ、給食センターだとかいって、何かつくればいように思って一生懸命やってるんですけども、片方じゃ財政危機じゃ財政危機じゃちゅうて騒ぎ回るちゅう、わけわからんことしとるんで、それをやっぱりきちっと改める、もとから改めるためにはこういうことやっちゃいかんということで、ぜひこれは皆さんと一緒に否決したいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに討論。19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 私は賛成の立場で意見を言わせていただきたいと思います。

国体も来年に控えて、いよいよ各競技を担当する市においてその準備が着々と進んでおります。私どものこのラグビー場に関しましても、当時湯布院町の時代からこういう話が起ったわけで、議員も各施設を視察する中で人工芝の有用性というもの、また有効性というものを十分に視察をして研修しております。そしてまた、公式の行事でこの人工芝を採用するというの、恐らくこの国体からというふうに私は認識しております。これが一応採用されますと、試験台というような答えも、先ほど意見ありましたけども、全国各地から有名な選手、高校生等が来町、またこの市に来るというふうに思っております。そしてまた高校生、非常に体格もいいし、食欲も旺盛でございます。市内の地産地消にも大いに私は貢献するというふうに思っておりますので、早い実現をお願いすることにおきましても私は賛成したいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔議員22名中起立20名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第34、議案第29号県営南庄内地区土地改良事業損失補償について説明を求めます。

農政課長（平野 直人君） 議案第29号について説明をいたします。損失補償額について説明を申し上げたいというふうに思います。

当初、さわやか農協さんより額が、借用書そのままいきますと、元利と遅延金あわせて919万2,740円の額の要求がございました。今は低金利の時代でございまして、その遅延損害金の金利を下げただけないかということで何回となく農協の方と相談を、協議をさせていただきました。最終的には金利が14.5%を6.5%という金利まで下げさせていただきました。

まだ、もう少しということもありましたんですけども、農協さんの方の全国農協の監査機構というのがございまして、そこの相談もなされたようでございます。でありまして、これ以上もう下げられないというところまでの話をいたしまして、結果といたしまして568万2,163円という金額になったわけでございます。そういうことございまして、由布市土地改良事業資金融資補償条例の第5条2項につきましては、額の承認をいただくということでございますのでよろしく願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第35、議案第30号市民課の事務委託の協議について説明を求めます。

市民課長（生野 利雄君） 市民課の生野です。議案第30号事務の委託の協議について。

提案の理由、証明書等の交付の事務を中津市との間で相互に委託して実施するため。

この事業は、既に4市2町で行っています。委託事務の範囲については第2条に掲載しております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第36、議案第31号由布大分環境衛生組合規約の変更について説明を求めます。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課長です。済みません。議案第31号由布大分環境衛生組合規約の変更について。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、同組合規約の変更が生じたため改正するものでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第37、議案第32号大分県市町村会館管理組合規約の変更について説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは、議案第32号について御説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、地方自治法の一部改正に伴い、同組合規約に変更が生じたためでございます。

新旧対照表をごらんください。現行収入役を会計管理者にかえることと、現行の大分県市町村会または大分県町村会の事務局職員のうちからという原文ありますが、改正案ではその項を削除するものでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第38、議案第33号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは、議案第33号について御説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、地方自治法の一部改正及び平成19年4月1日付で玖珠九重

行政事務組合の加入に伴い、同組合規約の変更が生じたためでございます。

新旧対照表をごらんください。現行でございますけれども、組合に収入役を置かず、組合長がその職務を継承というふうになってございますけれども、改正案は、組合に会計管理者を置き、組合長がこれを任命するということの改正でございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第39、議案第34号平成18年度由布市一般会計補正予算（第8号）について説明を求めます。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野でございます。議案第34号平成18年度由布市一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

今回の補正は、平成18年度の各事業費に見込みがついたことに伴う補正でございます。歳入歳出7,427万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出総額を157億5,545万8,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。第2表繰越明許費の補正をしております。総額で1億8,455万6,000円を補正しております。

次ページ、8ページにつきましては、地方債の補正でございます。合併特例事業債と道路整備事業債をそれぞれ減額しております。

それでは、事項別明細の歳出から申し上げます。

23ページをお開きください。まず、1款の議会費ですが、実績見込みによる増減をいたしております。2款の総務費では、一般管理費で共済組合納付金、給与削減に伴う減額でございます。

24ページをお開きください。負補交では、職員厚生費の補助金、半額になっったものを減額をいたしております。それから、財産管理費につきましては、事業費、役務費につきましてそれぞれ大きく減額をしております。合併直後の昨年1月分をベースにしたための、年間の所要額で計算しましたものでかなり減額となっております。

それから、25ページの工事請負費につきましては、湯布院庁舎横いこいの広場の入札減でございます。企画費の委託料につきましては、小野屋駅周辺公衆トイレ設置事業の工事費決定による入札減でございます。

26ページをお開きください。12目の防衛施設周辺整備総務費は、18年度日出生台の訓練がなかったということで大きく減額しております。

それから、27ページの徴税費に移ります。徴収費でございます。

28ページをお開きください。負補交で納税組合の運営補助金、納税組合が減ったちゅうか、減によります実績見込みの減額でございます。次に、選挙費でございます。知事、県議選につきましては、実績による増減をいたしております。

それから、29ページの農業委員会選挙、それから提子井路土地改良区の総代選挙、選挙がなかったということで不用額で落としております。

次に32ページをお開きください。民生費でございます。民生費の中の高齢者福祉委託料で福祉バス運行業務、1月よりコミュニティバスに移行したための減額でございます。それから、負補交につきましては、在宅高齢者住宅改造補助金、それから医療外施術料補助金、これははり・きゅう・あんまの補助金でございまして、それぞれ実績見込みによります減額でございます。

障害者福祉費では、34ページでございます。扶助費で重度心身障害者医療費の助成金、実績見込みによります減額でございまして、そのほか障害児居宅、それから知的障害者、精神障害者等の支援費でございます。これは10月1日より、自立支援法の施行により自立支援事業に移行したための9月末までの実績によります残りの不用額でございます。

35ページの国民健康保険事務費につきましては、国保基盤安定分の繰り出しをいたしております。これは同額でございます。

それから、あと37ページにつきましては、賃金、需用費、役務費を組み替えております。

それから、38ページ等は寿楽苑、それから39ページ、小松寮の経費の実績見込みによるものでございます。

42ページの衛生費でございます。衛生総務費で委託料、基本・がん・節目の健診の受診者減によります減額でございます。それから、2目の母子保健費につきましては、扶助費で乳児医療助成金、これは受診者増による見込みで増額となっております。

44ページの清掃費の中のじんかい処理費でございます。備品購入費でごみ収集車の購入費、これ入札減によるものでございます。

それから、47ページの農林水産業費の中の振興費で負補交、園芸産地改革促進生産対策補助金、18年度から19年度事業に変更されたものでございます。それで、その実績見込みにより減額しております。

48ページをお開きください。農地費で負補交、先ほど農政課長が申しました農林漁業金融公庫資金損失補償金、庄内分のみを計上しております。挾間町の分につきましては、平成20年度までの償還返済期限が延びたということで挾間分を減額しております。それから、林道事業費でございます。工事請負費と19の負補交につきましては、県と協議調整の上、事業費が減額となっております。

それから、51ページの土木費でございます。道路新設改良費で各路線ごとの減額または工事費で、各路線ごとまたは減額、増額をしております。17節の公有財産購入費につきましては、津江橋にかかわる土地購入費で増額しております。

54ページの消防費でございます。非常備消防費で備品購入費、消防団の作業服の入札減によ

る減額です。消防施設費につきましては、小型動力ポンプの購入費の入札減でございます。

59ページの教育振興費につきましては、扶助費で遠距離通学の扶助費を減額しております。スクールバスからコミュニティバスに変更されたためのものがございます。

64ページでございます。災害復旧費で農林水産施設災害復旧と公共土木施設災害復旧費の事業費の確定に伴い、それぞれ調整して減額しております。

それから、65ページの諸支出金でございます。基金費に財政調整基金に増額して積み立てております。それから、減債基金にも積み立てております。財政調整基金につきましては、当初予算の、これは剰余金でございます。当初予算の財源として、それから減債につきましては、剰余金の残りの部分を積み立てております。

以上、歳出でございます。

次に、歳入を申し上げます。

11ページをお開きください。3款の利子割交付金から8款の自動車取得税交付金につきましては、交付金見込みによる調整を行って、増減を行っております。それから、13款の分担金につきましては、農林水産の分担金は災害復旧による事業費減による減額をしております。あと分担金負担金、それから国庫支出金から県支出金等につきましては、それぞれの事業の補助割合に応じて調整し、増減を行っております。

19ページをお開きください。財産収入で利子及び配当金につきましては、それぞれの基金の利子を調整して増減を行っております。2項の財産売り払い収入につきましては、市有地、それから立木売り払い収入で増額をいたしております。

それから、21ページの諸収入につきましては、雑入で総合政策課、電算委託会社からの雑入金でございます。それから、契約管理につきましては、スポーツセンターの修繕といたしますが、雷で被害をこうむりまして修繕が生じました。その建物災害共済からの納入金でございます。農政課につきましては、中山間地域直接支払い交付金返還金の減額分でございます。

22ページをお開きください。市債につきましては、合併特例債事業債、それから道路整備事業債をそれぞれ減額いたしております。内容につきましては、県道改良負担金が1,660万円、それから林道大分中部線開設事業負担金320万円、スポーツセンター体育館の改修工事が440万円、南部バイパス線が950万円、それぞれ減額です。県営排水路整備事業負担金が170万円の増で3,200万円の減額となっております。次に、道路整備事業債では、富線1,500万円の減額、それから小野屋櫟木線210万円、室小野線50万円、宇南畑田線は100万円の、それぞれ100万円の減額となっておりまして1,860万円の減額でございます。

以上で説明を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） ここで暫時休憩をいたします。

議運の委員さんは第2委員会室の方に御集合お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。
再開は16時15分、お願ひします。

午後4時05分休憩

.....
午後4時17分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。

お諮りします。会議規則第9条の規定により会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事日程の進行上、同条第2項の規定によりあらかじめ会議時間を延長したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。会議を続けます。

次に、日程第40、議案第35号平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長です。議案第35号の詳細説明を行います。

まず、今回の補正につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり確定見込み等の補正でございまして、特に変わったところはございませんが、特に、12ページの上段を見ていただきたいと思ひます。ここにつきましては、保険事業でございまして、ここにつきましては減額が非常に出ております。これはファイル、それからパンフレット等の購入に充てておりましたけれども、連合会等のパンフレットがありましたので、それをいただきました結果、このような不用額を生じたということでございまして、ほかにつきましては、これは確定に伴う増減で給付費等に充てております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第41、議案第36号平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

保険課長（佐藤 純史君） 議案第36号の御説明を申し上げます。

介護保険の補正につきましては、特に市長が申し上げたほかに、9ページをごらんください。9ページの委託料でございます。委託料の682万5,000円、電算業務、運用業務でございます。これにつきましては、後期高齢者等が発生しました。その関係上、特別徴収が今度始まります。これと言ひますのは、高額医療、高額介護合算制度に伴う改修ということで、この電算の改修につきましては補助金が2月20日以降に国会で決まったと思ひます。それに伴ひまして事

業をやってくれということでございまして、一応補正で上げております。しかし、国の方は3月補正でやると間に合わないのはわかっております。したがって、マニュアル等で、前の方にありますけれども、3ページごらんください。丸々682万5,000円を繰越明許費として上げるような指示は出ております。これにつきましては、国の方もソフトの開発等がおくれまして、国も非常にどのくらいかかるということわからんそうです。そういうことで、こういう措置をとっていただきたいということで来ております。これにつきましては、19年度に持ち越した場合については補助金が出ないということで、どうしても18年度で計上しなさいということで、国県の指導でございまして、そのほかにつきましては、予算の確定等に伴う増減でございまして、

以上でございまして。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第42、議案第37号平成18年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。議案第37号につきまして説明をいたします。

この簡易水道事業につきましては、歳入にいたしましては、決算見込みと17年度の確定に伴いますもので、歳出につきましては、その分の差を簡易水道基金の方に積み立てるということでございまして、それぞれに2億5,178万2,000円とするということでございまして、

よろしく申し上げます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第43、議案第38号平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

健康増進課長兼健康温泉館長（大久保富隆君） 健康増進課長です。議案第38号平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を行います。

まず、歳出の事項別明細書の方から説明申し上げたいと思います。

6ページをお願いいたします。一般管理費と施設管理につきましては、不用額の整理でございまして、2款の公債費でございまして、第1期で平成8年9月から平成18年の3月まで利率3%で、18年の3月31日に利率の見直しということで見直しております。第2期が平成18年の9月から平成28年の3月、利率が2.1%、6億円を10年払いという形で借りかえております。したがって、3月31日に利率を見直した関係で元金利子の減額が生じております。その調整でございまして、

歳入につきましては、5ページをお願いいたします。預金利子が発生しておりますので、8,000円の追加で合計1万円。それに伴いまして、歳出にあわせまして繰入金が減額としております。

以上でございまして。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第44、議案第39号平成18年度由布市公共下水

道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。公共下水道の補正予算について御説明申し上げます。

先ほど市長が御説明申し上げましたように、1万2,000円の増減が生じております。財産収入として1万2,000円の減額、それから繰入金として1,000円の増額で、差し引き1万1,000円の減額でございます。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第45、議案第40号平成18年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。議案第40号につきまして説明をいたします。

議案第40号の水道事業会計でございますが、収益的支出でございますが、市長も言いましたように、主なものといたしまして浄水場の汚泥の指導への委託料でございます。それが174万円ということでございまして、ほとんどが組み替えで行います。資本的収入でございますが、県の用排水の工事に伴います負担金でございますが、953万4,000円と資本的の歳出につきましては、当初予算より実績の方が少し下回ったものと入札減によります2,034万3,000円ということでございます。

2ページでございますが、資本的収入及び支出でございますが、予算第4条、本文括弧書きの不足する額1億9,879万円を不足する額1億6,808万1,000円に、それと建設改良積立金5,000万円を建設改良積立金3,000万円に、過年度損益勘定留保資金1億1,879万円を1億808万1,000円に改めたいということでございます。

よろしく申し上げます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第46、議案第41号平成19年度由布市一般会計予算について説明を求めます。

まず、歳入についてから説明を求めます。

税務課長（野中 正則君） 税務課長でございます。一般会計の16ページをお開きください。歳入の説明をいたします。失礼をいたしました。歳入の1款の1項から7項までの入湯税が税務課でございます。主だったものだけ説明いたします。

1款の市税の1項の市民税でございますが、本年度は財源移譲ということで、国の財源移譲は3兆円行われます。本町につきましても3億円、約3億円ふえております。3億6,000万円ふえてますが、6,000万円につきましては、約5,000万円が定率減税の関係でございます。税源移譲で3億円と定率減税5,000万円、それに収入の伸びということで約3億6,000万円ぐらいふえまして、13億1,261万4,000円が個人分で予算を計上いたしております。固定資産税につきましては、約300軒弱の家が建っておりますので、1.19%の伸びでござ

います。軽自動車税については1万8,289台、由布市内で所有しております、3.4%の増で243万9,000円ふえております。あと、たばこにつきましては恐らく減るだろうという予測でございます。以下、入湯税は、7項の入湯税は昨年と同額を計上いたしております。合計で市民税の市税の歳入が39億1,952万円で、歳入総額に占める割合は構成比27.9%でございます。

以上でございます。

財政課長（米野 啓治君） 財政課、米野でございます。第2款の地方譲与税から申し上げます。

第2款の地方譲与税から12款の交通安全対策交付金までは、平成18年度の決算見込み額を参考にしながら19年度予算を見込んでおります。

譲与税につきましては2億4,526万1,000円計上いたしまして、構成比は1.7%となっております。譲与税の中の所得譲与税につきましては、16、17、18年度三位一体の改革の税源移譲で入ってきておりましたが、19年度より廃止となっております。

次に、地方交付税、20ページをお開きください。地方交付税につきましては、国の地方財政計画は前年度比で4.4%のマイナスとなっております。財政課といたしましては、18年度の現計予算からマイナスの4.5%を見込んでおまして、普通交付税で44億532万7,000円となっております。合計、特別交付税とあわせて47億8,062万7,000円で、構成比は34%となっております。

次に、分担金負担金につきましては、各事業費の比率割合で見込んでおります。

それから、使用料手数料につきましては、それぞれ各課から上がってきた使用料手数料の額を見込んでおります。

23ページの国庫支出金から県支出金につきましては、それぞれの事業費の補助割合に応じて収入を計上いたしております。

次に、28ページの17款財産収入でございます。財産収入の中では、財産収入貸し付けが主なもので、由布市の職員の駐車場の収入となっております。

次に、利子及び配当金につきましては、基金利子を計上いたしております。

29ページをお開きください。寄附金につきましては頭出しをしております。繰入金につきましては、18年度の補正8号で、地方財政調整基金の19年度財源といたしまして積み立てをしたものを繰り入れております。それから、繰越金につきましては、前年度と同じの1億5,000万円を計上いたしております。

それから、31ページにつきましては、雑入は一応決算時に詳細を添付するようしておりますので、ここでは割愛させていただきます。次に、22款の市債につきましては、まず総務債で臨時財政対策債、これは一般財源化されるものでございますので割愛させていただきます。次に、

5節の地域総合整備資金貸付事業債、これは庄内の佐藤医院、ふるさと財団融資事業の貸付事業債でございます。それから、農林水産事業債につきましては、合併特例事業債を充てまして、県営農道負担金に充てております。次に、土木債の道路整備事業債では辺地対策事業債、それから過疎対策事業債、一般補助施設等整備事業債、それから合併特例債等を充てておりまして、まず辺地債につきましては、別府向原線と時松中央線でございます。過疎債につきましては、小野屋櫛木線、富線、宇南畑田線、室小野線となっております。それから、土木の合併特例債事業につきましては、別府向原線、県道改良負担金、湯の坪線。それから、最後の教育債につきましては、合併特例債を充てまして給食センターの分に起債をうっております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、歳出について説明を求めます。説明に当たってはページを追って、関係する部分について担当課より順次説明を願います。

まず、議会費から詳細説明を求めます。

事務局長（衛藤 重徳君） 議会事務局長です。

歳出の1目の議会費でございますが、本年度予算額は1億8,839万9,000円で、そのうちの97%の約1億8,300万円が人件費部分です、職員と議員さんの。前年対比で780万円増となっておりますが、これにつきましては4節共済費の年金の負担金の率が上がりまして、それが約500万円、それから職員が4名から5名になりました。その人件費が約200万円ちょっとぐらいありますんで、それが主な増の原因でございます。あとは説明欄をごらんになっていただきたいと思えます。需用費の中の印刷製本費は、議会の広報だよりの印刷代でございます。

以上でございます。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは、34ページをお願い申し上げます。総務費の一般管理費でございます。主なもののみ御説明申し上げます。まず、7節の賃金でございます。2名分の嘱託職員の賃金でございます。それから、10節の公債費でございますけども、前年度と比較いたしまして30万円の減額をいたしてございます。

それから、35ページをお願い申し上げます。12節の通信運搬費、額が、大きな数字が載ってますけども、後納郵便ということで1カ月に120万円要すということで12月分を計上いたしてございます。

あと総務課の方は大きな事業ございませんで、あと経常経費ということで御理解をいただきたいと思えます。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の3目財政管理費でございます。主なものはございませんで、需用費と負補交のみを計上させていただいております。負補交で、（発言する者あり）いいですか。

以上です。

助役（森光 秀行君） 5目の方、会計管理費でございます。これは、会計課の会計管理に要する経費でございます。この中で13節の委託料50万円については、これは大分銀行から職員を窓口派遣をしてもらって、その分について今年度から一部負担をすることになったということで、これは県内の収入役会を通じて協議をしてきた結果、こういうことになったということでございます。

以上です。

契約管理課長（長谷川澄男君） 5目の財産管理費につきまして、契約管理課から御説明申し上げます。

前年対比で998万5,000円の減となっております。増減の主な理由につきましては、まず需用費の方で燃料代、それから光熱費が減となっております。それから、役務費が電話代が、電話料が減ということでございます。それから、委託料につきましては、施設の清掃管理が1年間の実績によりましてこれも減額。それから、電話の保守がIP電話を現在、役所の方で使用していますが、これが1年経過したということで、新たに保守の委託が発生しました関係で、この分が増となっております。それから、ごみ処理業務でございますが、これが今までは一般の処理を庁舎の方で廃棄、収集してたんですが、19年の4月からこの福宗への搬入が禁止されたということで、処理業者への委託ということで、新たにこの分がふえたようになっております。あと使用料、賃借料につきましては、湯布院の町長車のリースを解約したということで、この分が減額と、敷切料につきましては、職員の、湯布院の職員の駐車場の借り上げですね、これが増額されたことによりまして増となっております。

以上でございます。

総合政策課長（野上 安一君） 38ページをお開き願います。

6目の企画費でございます。報酬関係、報償費関係につきましては、総合政策課行政改革所管の各委員会の委員さんの委員報酬と報償費関係でございます。

特にこれは、従来と昨年度と変わっておりませんで、行財政改革推進会議の委員報酬ほか基本条例の制定検討委員会等の委員報酬でございます。新たに新規事業として、市政懇談会を設置予定しております。これの分が新規で入る予定でございます。

次のページをお開き願います。39ページにつきましては、13の委託料の関係で、前のページの関連でございますが、再チャレンジ定住促進事業ということで、団塊の世代の再チャレンジのための定住促進事業を新規事業で予定しているところでございます。

7目の電子計算費につきましては、一般的な役所内の電子計算業務の委託管理業務が通常予算としてお願いをしております。

公平はいいですか。

9の地域振興費につきましては、3振興局の関連する予算を計上させていただいております。特に、振興局配分の予算関係について計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

総務課長（秋吉 洋一君） 同じく40ページ、10目の諸費について御説明申し上げます。

まず、1節の報酬でございますけども、自治委員の報酬2,500万円計上してございます。これにつきましては、3地域の自治委員さん150人分でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

11目の交通安全対策費でございます。1節の報酬の中には、交通指導員、少年補導員さんの報酬等が入っております。

続きまして、15節でございますけども、カーブミラー、ガードレールの設置に関する工事費を計上いたしてございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次は。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院振興局長です。12節の防衛施設周辺整備総務費ですけども、日出生台演習場周辺整備にかかわる事務経費を計上してございます。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 次。

人権・同和対策課長（加藤 康男君） 人権・同和対策課長です。

13目を説明させていただきます。

主なものとしまして、8節の報償費でございますが、これは川上集会所の各教室の講師謝金と、市民会議のときの市民の集いのときの講師料でございます。

旅費につきましては、人権研修等の参加旅費が主なものでございます。

需用費の方、消耗品につきましては、人権啓発雑誌等の購入が主なものでございまして、なお、18年度から新聞購読費は公費負担をしないようにしております。

印刷製本費のものは、人権啓発のチラシ、ポスター等の作成費でございます。

13節の委託料につきましては、命の循環を大切にする市民会議の事業の委託金でございます。この中に、社会を明るくする運動等の総会資料が入っております。

19の負補交につきましては、人権擁護委員8名、保護司会助成金25名の助成金等が主なものでございます。

以上です。

税務課長（野中 正則君） 43ページ、税務課長でございます。

2 項の徴税費の 1 目の税務総務費でございます。税務総務費につきましては、経常経費でございます。職員が税務課 1 3 名、収納課 8 名、2 1 名の人件費と、ちょっと変わったもので、次の 4 4 ページの温泉都市所在市協議会負担金 1 万 3, 0 0 0 円、並びに 2 目の賦課費の標準地鑑定業務 1, 2 1 1 万 8, 0 0 0 円が、昨年に違って上がっております。

温泉都市協議会につきまして新たに入ります。それから、標準地鑑定業務につきましては、評価前の 1 9 年度に法的で、どうしてもやらなければならない業務ということでございます。

以上でございます。

収納課長（佐藤 利幸君） 同じく 4 4 ページの 3 目徴収費について御説明をいたします。

主なものは、1 節に収納事務指導員を雇用するための報酬を 1 4 6 万 8, 0 0 0 円を、7 節に嘱託職員 2 名分の賃金を 3 9 1 万 5, 0 0 0 円を計上しております。そのほか経常的な経費と合わせて 8 7 3 万円を予算計上いたしております。

以上であります。

市民課長（生野 利雄君） 4 5 ページをお願いします。

1 目の戸籍住民基本台帳費 2 節の給料、1 3 名分です。1 3 節の委託料、住民基本台帳ネットワーク関連保守委託料です。

1 4 節の使用料の機械器具借り上げ料で主なものは、戸籍電算システム機械器具の借り上げ料でございます。

以上でございます。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは、4 5 ページをお願いいたします。

2 款 4 項 1 目の選挙管理委員会費でございます。選挙管理委員会に関する経費を計上してございます。

それから、2 目の選挙啓発事業でございますけども、啓発事業にかかわる事務費をお願い申し上げます。

続きまして、5 目でございますけども、4 月 8 日執行の予定の知事県議会議員選挙費を計上いたしてございます。県からの委託事業でございます。一般財源、財源内訳にありますように、1 万 3, 0 0 0 円の一般財源をお願い申し上げます。

続きまして、4 7 ページでございます。

7 月に予定されております 9 目です、参議院選挙費を計上いたしてございます。参議院選挙をにつきましても、一般財源 1 万 3, 0 0 0 円をお願い申し上げているところでございます。

選挙については以上でございます。

総合政策課長（野上 安一君） 4 8 ページをお願いいたします。

統計調査費でございます。今年度に予定されております指定統計調査の工業統計、就業構造基

本統計、商業統計、住宅・土地統計関係の県からの委託関連の指定統計調査の経費でございます。

以上でございます。

事務局長（衛藤 重徳君） それでは、6項1目監査委員費でございますが、それにつきましては、監査委員さん2名の報酬、並びに、それに伴う活動費でございます。175万9,000円を計上してございます。

以上でございます。

福祉対策課長（立川 照夫君） 49ページをお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） ちょっと待って（発言する者あり）。はい、始めてください。

福祉対策課長（立川 照夫君） それでは、49ページをお願いいたします。

3款民生費でございます。主な経費のみ御説明を申し上げます。

1目の報酬につきましては、11月に民生委員の一斉改選がございます。その推選委員会の委員さんの報酬であります。給料につきましては、22名の給料ということでございます。

9節の旅費につきましては、民生委員さんの研修旅費ということであります。

次のページをお願いいたします。

13節委託料、地域総合相談支援センター設置事業ということで、合併による活性化事業ということで、挾間・湯布院地区の社協に出す委託料でございます。

19節につきましては、民生費、社会福祉協議会の補助金をお願いをしております。

次、2目高齢者福祉費でございます。8節の記念品ということでございますが、昨年と同様、商品券をお願いをしております。喜寿の方433名、米寿132名、百歳9名の方に出すものでございます。

次に、13節でございますが、緊急通報体制運営業務ということで、3地区の5施設をお願いをしております。

次に、介護予防・地域支え合い事業ということで、昨年と同様に生きがいデイサービスなどに出すものでございます。

次に、長寿社会づくりソフト事業ということで、この事業につきましては、地域社会振興財団からの満額補助でありまして、今までに取り組んできた高齢者とか障害者、それに児童保健計画に基づいて、地域の福祉計画を新たに作成する経費でございます。

次の19節負担金補助及び交付金でございます。単位老人クラブ補助ということで、94クラブに出すものでございます。

次に、在宅高齢者住宅改造助成金40万円を限度といたしまして、5件分ということでございます。

医療外施術料補助金、はり・きゅう・マッサージに対する補助ということであります。特別養

護老人施設建設補助、これは挟間の若山会に出すものでございます。

次に、20節の扶助費でございますが、老人保護措置費、これは養護の老人施設に出すもので、7施設37名分の経費でございます。

次に、3目の障がい福祉費ということでございます。8節の報償費につきましては、これも昨年と同様、障がい者の方に商品券を出すものでございます。障がい者2,700名の分でございます。

次のページをお願いいたします。

13節委託料でございますが、日中一時支援事業ということで、これは日帰りのショートを経費ということでございます。

次に、地域活動支援センター事業ということでございますが、主なものとして、庄内のさくら会に出す経費が入っております。

移動支援事業ということで外出支援にかかわる経費でございます。

次、自立支援事務システム保守ということで、電算の保守料、保守経費でございます。

相談支援事業でございますが、社教に出す経費、障害者の相談支援などをお願いをしております。

次に、19節負担金補助及び交付金でございますが、在宅重度障がい者住宅改造事業補助ということで、40万円を限度といたしまして、3件出すようにしております。

次に、3つ飛びまして、真ん中辺なんです。小規模通所支援事業補助ということで、湯布院地区のシャロームというところに出しております。

次に、事業所運営円滑化事業補助金といたしまして、対象者92名に出すんでございますけども、この経費につきましては、自立支援法の改正によりまして、減収分を施設側に補てんをするという経費でございます。

次に、通所サービス利用促進事業補助ということで、これは送迎にかかわる分の経費ということでございます。

地域療育支援体制整備事業補助ということで、木理学園に対する施設整備の補助金でございます。

次に、20節扶助費でございます。自立支援医療給付費、これは従来、更生医療に出す給付費ということでございます。

補装具給付費、車いす、補聴器などの給付費、経費でございます。

次に、重度心身がいがい害者医療費助成金といたしまして、この扶助費につきましては、身障者の1・2級の方、療育手帳のA、精神の1級の方に出す経費ということでございます。

次に、身体障がい者日常生活給付費ということで、特殊ベッド、つえなどに給付をいたします。

充当する経費でございます。

次に、障害児（者）日常生活用具給付費、これにつきましても、同じく特殊ベッド、つえ、ストマなどが上げられます。

身体障害児補装具給付費ということで、車いす、補聴器などの経費に充当いたします。

次の旧身体障害者施設支援費から、次のページのまでなんですが、児童デイサービス利用促進支援費ということまでの経費につきましては、自立支援法の施行によりまして、昨年と事業名がかなり違っております。それぞれの事業につきましては、障害者が施設に入所、もしくは通所するところの経費でございます。総額で2億9,586万4,000円、273名分の経費ということでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） ここで暫時休憩します。5分（発言する者あり）。

午後4時55分休憩

.....
午後5時00分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長です。52ページです。

国民健康保険の事務費でございますが、ここにつきましては、一般事務人件費と繰り出し金でございます。

次の老人保健事務費につきましても、人件費と一般事務、パソコン等の委託料の経費でございます。特に、19、負担金補助及び交付金の中で広域連合負担金とあります。これにつきましては、2月1日に発会しました広域連合、それ以降の、4月からになりますけれども、事務費の負担金でございます。これにつきましては、先般、議会でお願いましたように、均等割10%、高齢者割45%、人口割45%の18市町村の負担割合で、由布市が支払う分でございます。

それから、介護保険事務費でございますけれども、これも、一般的事務費、それから負担金交付につきましては、障がい者のホームヘルプ支援補助金の分40万6,000円と社会福祉法人による減免措置の補助金でございます。

繰り出しにつきましては、それぞれ項目別に、このように繰り出しをするようになっております。

以上でございます。

ああ、それから済みません、国民年金事務費でございますけれども、これは国の委託事務でございます。由布市では3人の事務をしております。その事務的経費でございます。

以上です。

福祉対策課長（立川 照夫君） 2項児童福祉費でございます。1目の児童福祉総務費でございます。20節の扶助費でございますけども、ゼロ歳から小学校6年生まで、第1子・2子が5,000円の支給ということで、3子以降が1万円で、1子、2子につきましては2,494名、3子以降が496名の経費でございます。

その扶助費の一番下のところなんですけど、児童扶養手当給付費ということでございます。俗に言う母子手当でございます。お母さん243名、お子さん377名の経費でございます。

次に、児童措置費であります。13節委託料でございますが、地域子育て支援センター事業、3施設分の経費でございます。

次のページ、お願いします。

放課後児童健全育成事業、9施設の経費でございます。

次、児童館につきましては、2園の経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、現在、保育所が実施しているサービス事業に対する補助ということで、総額で9,477万8,000円のお願いでございます。

ただ、真ん中辺に、保育園施設整備補助金ということで、5,662万4,000円が上がっているかと思いますが、ひばり保育園の建てかえによる新規 済みません、あなみ保育園でございます。失礼いたしました。失礼しました。60名定員の建物の面積、およそ700平米でございます。

次に、20節の扶助費でございますが、保育所運営費でございます。由布市の市内の8施設807名分、市外12施設の29名分の経費でございます。

3目の母子福祉費でございますが、19節負担金補助及び交付金のところで、母子寮の措置費ということで上がっております。1世帯、お母さん1人、子供さん2名の経費であります。

次に、20節の扶助費でございますが、ひとり親の家庭医療費の助成といたしまして、お母さん272名、子供さん410名分のお願いです。

寡婦医療の助成金につきましては、51名分の経費でございます。

以上でございます。

西庄内保育所長（三重野裕次君） 4目の保育園費について説明申し上げます。

これは挟間保育所、西庄内保育所の2園分の予算を計上しております。職員については、一般職、挟間が8名、西庄内が6名分です。それから、主な賃金が、臨時保育士が、挟間が5名、西庄内が4名、それから代替保育士については、挟間が4名、西庄内が5名分の臨時職員さん、代替保育士さんの賃金を計上しております。

それから、事務費の主なものについては、賄い材料が、挟間保育所60名、西庄内保育所45名の園児の主食、副食分の賄い材料を計上しております。その他、役務、委託料、使用料に

については、庁舎の管理でございます。

福祉対策課長（立川 照夫君） 57ページをお願いいたします。

3項の生活保護費でございます。生活保護総務費でございますが、生活保護の事務費、それに職員3名分の人件費をお願いしてございます。

次のページをお願いいたします。2目の扶助費につきましては4億9,556万5,000円ですが、197世帯、243名分の扶助費ということでございます。

以上でございます。

寿楽苑長（菅 正憲君） 寿楽苑の菅と申します。

それでは、老人ホーム事務費の説明をいたします。

58ページですね、給料が正職員分6人分でございます。

その次のページをあけてください。

賃金が7節にございますが、臨時職員の19名分の賃金でございます。

それから、主なものとしたしましては、老人の20節ですかね、60ページ、扶助費、これは低所得者、まあ予算では、一応25名、介護扶助費の介護保険料の低所得者に対する扶助費として上げております。

それから、老人ホームの生活費の主なものとしたしましては、消耗品費で、トイレトーパーとかタオルとかいうのが主なものでございます。

それから、修繕費を上げてございますが、ことしは、居室のふすまの張りかえ、去年は畳の畳がえをしましたが、ふすまが、もう汚いということで、予算計上をして、お願いをしております。

それから、賄い材料費につきましては、一応、今現在、79名おりますが、予算をつくった段階では76名でございましたので、一応、賄い材料費が需用費の中で、老人ホームの利用者が生活をする上で、一番ウエートが40数パーセントを占めるわけですが、賄い材料費を予算として計上しております。

それから、委託料の旅行代理業務というのを計上しておりますが、これは年に一度の利用者の1泊旅行と、それから日帰り旅行などの旅行業者の委託をする経費でございます。

それから、次のページを、61ページの3目葬祭費が少し計上されておりますが、これは、利用者が亡くなって、身元の引受人が全然いないという場合のお葬式の経費で、18年度は、だれも該当者がいなかったんですが、毎年、1名分の葬祭費ということで、身寄りのない方が亡くなった場合の費用に充てるということでございます。

以上であります。

小松寮長（佐藤 吉人君） 小松寮でございます。小松寮分の主なものについて御説明をいたしたいと思っております。

61ページでございます。

事務費でございます。昨年に比べまして、516万2,000円の減、この財源につきましては一般財源はございません。報酬につきましては、嘱託医師の精神、内科、それぞれの報酬、福祉サービス相談員の報酬でございます。

それから、需用費、62ページでございますけれども、修繕費、これにつきましては、廊下の雨漏りがございますので、その修理を計上してございます。

それから、15節の工事請負費につきましては、これは静養室のトイレの改修ということで、お願いをしておるところでございます。

それから、63ページでございます。

生活費でございます。生活費につきましても、昨年に比べまして、359万6,000円の減でございます。これにつきましても、一般財源はございませんが、主なものは、報償費ということで、これは利用者の散髪にボランティアに来ていただいておりますけれども、その謝金が主なものでございます。

それから、光熱水費、これはまさしく水道料、電気代、重油代等々でございます。水道につきましては、1日1万円かかるということの実績でございます。

それから、生活改善費、これにつきましても、昨年に比べまして139万円の減でございます。これにつきましても、一般財源がございません。主なもの、需用費につきましては、消耗品でございますけれども、これは野菜とかナシの栽培に要します、その経費等々でございます。

それから、修繕費につきましては、これは農機具とか防火戸の修繕費を計上させていただいております。

トータルで、昨年に比べまして、1,014万8,000円の減でございます。

以上でございます。

健康増進課長兼健康温泉館長（大久保富隆君） 続きまして、4款衛生費1項保健衛生費1目の保健衛生総務費の説明を申し上げます。

この目につきましては、健康づくり事業、老人保健事業、難病対策事業、「早寝・早起き・朝ごはん運動」という費用を計上しております。報酬11万4,000円でございますけれども、食育推進計画策定委員ということで、本年度、この計画を実施の予定でございます。それとあわせまして、母子保健計画、それと国保特定健康診査の事業の事業計画、これは、委託料については、国保特別会計で予算組んであります。この衛生費総務費には、策定委員さんの報酬のみでございます。

給料につきましては、健康増進課7名、市民サービス課8名、温泉課2名の17名の給料でございます。給料手当でございます。

65ページをお願いいたします。

賃金でございますが、臨時職員3名分、嘱託職員2名分でございます。

報償費の謝金でございますが、ことし19年度新規事業といたしまして、ヘルスアップリーダーの育成ということで、市民の方々を健康づくりについてのリーダー育成ということで、この講師謝礼ということで予算組んでおります。それ以外に、ヘルスメイト育成、健康教室、こういった方々の講師の謝礼でございます。

需用費の中の印刷製本費91万円、この中に、「早寝・早起き・朝ごはん運動」の費用として、この中で80万円見込んでおります。特に今年度は、啓発資料ということで、幼児から保育園、幼稚園、小中学校、それと一般という形で、広く市民運動ということで、市民全体に、この「早寝・早起き・朝ごはん運動」を進める、そういったための啓発資料、パンフレットだったりポスターだったり、そういった費用をここに見込んでおります。

あとにつきましては、経常経費でございます。2目の母子保健でございますが、ここでは、この目につきましては、母子保健事業、乳幼児医療助成事業、母子保健教育相談ということで、医師の報酬であり、謝金につきましては、看護師、食推、あるいは母子推進員、栄養士、保健師、臨床心理士、そういった方々の謝礼でございます。

20の扶助費の乳幼児医療助成事業で、この中で単独事業を1,550万4,000円を見込んでおります。補助対象といたしましては、4,137万6,000円を見込んでおります。

3目の精神保健福祉費は経常経費でございます。

4目の予防費につきましては、13、委託料の高齢者インフルエンザ予防接種、予防が主なものでございます。ただ、予防接種として、三種混合、二種混合、麻疹、風疹、こういった子供に対する予防接種でございます。

以上でございます。

環境課長（麻生 哲雄君） 続きまして、5目の環境衛生総務費をお願いします。予算でお願いしている金額が、2億2,776万4,000円となっております。この費目に入っていますのは、庄内・湯布院火葬場の2カ所、それから、公園トイレ等の清掃等に至るものが主な分になっております。

次ページをお願いします。

次ページが、給料につきましては、一般職8名分を計上しております。それから、7の賃金でございますが、これは湯布院と庄内の火葬場の臨時の方の4名分、2名、2名の4名分をお願いしております。

それから、13の委託料でございますが、このうちの施設清掃管理は、公衆便所の清掃409万8,000円のうちの350万円ほど、公衆便所の清掃管理委託料が入っております。

あと19節の負補交でございますが、小型合併処理浄化槽設置補助金5,093万1,000円、これにつきましては、143基分を予算計上しております。

引き続きまして、6目の環境対策費でございますが、11の需用費で消耗品760万9,000円、もう、このうちの53万8,000円は牛乳パックの回収が入っております。

それから、19の負補交でございますが、こちらにつきましては、通常負担金以外に庄内の花いっぱい運動推進協議会の補助金が114万円入っております。

次ページ、お願いします。

4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費ですが、6億444万1,000円をお願いしております。

7の賃金でございますが、これは清掃作業員4名で、湯布院地区が2名と庄内地区2名の4名の方の賃金を計上しております。

それから、19の負担金補助及び交付金ですが、由布大分環境衛生組合の負担金が5億9,523万円、計上しております。

それから、2目のじん界処理費と、今から言います3目のし尿処理費ですが、これは環境衛生組合がしてない湯布院地区の分をこの中に、湯布院地域の分が予算計上されております。

で、まず、じん界処理費ですが、9,074万1,000円、そのうちに7の賃金でございますが459万円、これにつきましては、塚原の一時保管所の臨時職員2名分が入っております。

それから、11の需用費でございますが、消耗品が695万4,000円、大きいですが、このうちに可燃物のごみ収集袋の代金が680万円ほど、この消耗品の中に入っております。

それから、13の委託料でございますが、ごみ収集の運搬収集の業務ということで6,308万円、それから資源ごみの処理委託ということで500万円、計上しております。

それから、次ページをお願いします。

19の負担金補助及び交付金でございますが、地元交付金、これは現在、塚原の一時保管所を使用しておりますが、これが19年3月で期間満了になります。それで、19年の4月から5年間分の使用ということで、地元交付金を300万円お願いしております。

それから、3のし尿処理費ですが2,065万3,000円、これは、し尿処理にかかわる分でございます。このうちで、13の委託料でございますが、し尿処理業務、これが1,614万7,000円お願いしております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） もう一つ次行くか。

環境課長（麻生 哲雄君） 済みません、4款の衛生費の70ページですが、3項の上水道費で上水道の方に繰り出し金としまして、内容は簡易水道特別会計に7,415万円、上水道特別会

計へ4,651万8,000円、合計1億2,066万8,000円、繰り出す繰り出し金が上がっております。

福祉対策課長（立川 照夫君） 次、71ページ、5款の労働費の説明をいたします。

13節の委託料でございます。この経費につきましては、シルバー人材センター、今回、指定管理にお願いしております、その指定管理料ということでございます。

19節につきましては、従来どおりの予算ですが、シルバー人材センターに対する補助ということであります。

21節貸付金、これにつきましても従来どおりであります。運転資金ということでございます。以上であります。

農業委員会事務局長（立川 忠実君） 農業委員会事務局長です。

それでは、71ページ、6款農林水産業費1目農業委員会費をお願いします。この費用につきましては、農業委員さん38名分、それから、事務局職員4名、それから、庄内、湯布院の市民サービス課の職員2名、合計6名の給与等でございます。

この中で、5節の災害補償費でございますが、これにつきましては、38名の農業委員さんの労災保険の掛金でございます。

それから、13節の委託料の59万8,000円でございますが、これ、農地管理システム作成業務ということを書いてございますが、これにつきましては、一応、地図情報をすべて機械の中に取り込んでいくという事業でございます。

以上でございます。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。

続きまして、2目の農業総務費でございます。これは職員24名分の職員の給料、手当等でございます。

次に、73ページをお開きください。

農業振興費でございますけれども、ここは11節の需用費でございます。修繕費に552万円とあります。これは庄内の加工センター、陣屋の村の火災報知器の修繕でございます。

それから、ずっといきまして、負補交でございますけれども、競争力強化農業生産総合対策事業補助金とかあります。540万円ですが、これは新しく法人化をする庄内地域に農機具を購入するものでございます。

それから、74ページに移ります。

ここで、真ん中の方に、野菜価格安定対策事業補助金とあります。70万円ですが、これは、庄内のトマト、挟間のべっぴんネギの価格安定に対するところの補助金でございます。

次に、中山間地域の直接支払い交付金ですけれども、挟間地域は9、庄内地域が30、湯布院

地域が4地域にいたすものでございます。

次に、その下が園芸農業構造改革対策事業補助金でございますが、これは庄内のナシだなの補強、それから花卉ハウス、イチゴの育苗施設等に補助金を出すものでございます。

それから、1個飛ばして、集落営農組織育成対策事業補助金でございます。

これは、農業機械を購入するものでございまして、挟間地域と庄内2地域、挟間地域が1、庄内地域で2集落に対していくものでございます。

次に、23節の償還金利子及び割引料でございます。これは、1月の16日に、由布院ワイナリーの会計検査を受けました。そのときに、消費税相当額の補助金をいただいております。その分を国に返さなければいけないということでございまして、収入の方でワイナリーの方からいただきまして、国の方に払っていくものでございます。

次に、畜産業費でございます。畜産業費、少しのんでいるわけですが、この要因といたしましては、19年度に鳥取全共と申しまして、和牛の共進会がございます。で、その費用に大きく上がっているものでございます。

報償費でございますが、これも謝金でございまして、まあ全共に出品をする方々にいたすものでございます。

それから、旅費でございますけれども、これも特別旅費ということで、関係者が全共に行くための費用でございます。

次に、75ページをお開きください。

19の負補交でございますが、下の方に久住飯田南部区域広域農業開発事業補助金とございます。これは、今まで湯布院の草地改良した5地区の補助金を出して、するものでございます。

それから、その上の方に、草地林地一体化利用総合整備事業負担金とあります。3,747万1,000円ですが、これは、塚原の酪農経営している農家に畜舎等を建築するために負担をするものでございます。

次に、76ページですが、農地費でございます。これは、13節でございますけれども、測量設計費とありますが、これは庄内の小原ため池の測量設計費でございます。

それから、事業計画策定業務ということでございますけれども、これは県営事業で川平井路を計画をするための費用でございます。

次に、工事請負費ですけれども、これは小原ため池の工事と柿原、それから挟間地域で都市計画地域内を走っている水路の改修工事ということでございます。

それから、次に、原材料費と言われます。これは、各地域、庄内、挟間、湯布院に約270万円ほど充てて原材料支給をするものでございます。

それから、公有財産購入費でございますけれども、これは挟間地域の堺線の一部を、もう改良工

事は終わっておるんですけども、相続がなかなかできなくして、やっと相続ができましたものですから、その土地の購入代でございます。

それから、19の負補交ですが、維持管理適正化事業事務費負担金とあります。これは、町が小原ため池、これは3分の1ずつ、県と市と地元とで出していく事業でございます、積立金になるわけでございます。

次に、農地・水環境保全向上対策負担金880万円ですけれども、これは19年度から新しく始まる事業の負担金でございます、挟間地域が3地域、庄内地域が5地域、湯布院が1地域等に、反当、田んぼで4,400円を支出する新しい事業でございます。

次に、県営農免農道の整備事業の負担金でございますが、これは庄内地域の長宝2期という道路をやっている、その負担金でございます。

それから、ずっと下の方に下りまして、県単農道償還金、これは挟間地域の部分でございます、毎年払ってきております。これは、21年度までで完了いたします。

次に、農道舗装償還金ですが、これも挟間地域のものでございまして、23年で完了いたします。

それから、次に、地元借入金償還補助金でございますが、これも挟間地域で、土地改良したときの償還金でございます、これは平成20年で終わります。

次、次ページをお願いします。77ページです。

非補助融資事業負担金でございますが、これは湯布院の山崎水路の改修の負担金でございます、これは22年で完了いたします。

次の非補助土地改良事業利子補助金でございますが、これも湯布院の山崎水路でございます、平成29年で完了する予定でございます。（発言する者あり）

次に、林業振興費です。13節の委託料ですが、有害鳥獣の駆除に各地域猟友会に110万円ずつ、3地域に出すものでございます。

それから、一番下の方に、森林整備地域活動支援事業交付金とあります。これは、19年から5年間掛けまして、30 自分で書いて全然わからないんですけども、とにかく大きな木を切る補助金でございます、多分40年以上のものだというふうに思っております。

それから、次のページに行きまして、工事請負費ですけども、中部林道の改良工事でございます。

それから、水産業費でございますけれども、これは対年度比73%ということでございます。内水面漁業の負補交が主なものでございます。

以上でございます。

商工観光課長（吉野 宗男君） 商工観光課長でございます。

商工費について御説明申し上げます。

まず、1目の商工総務費についてでございますけれども、本年度予算が6,297万5,000円をお願いしておりますけれども、職員9名分の給料と諸手当でございます。

次の2目の商工振興費でございますけれども、2,562万3,000円をお願いいたしております。

主なものについて御説明申し上げますけれども、商工会補助金1,225万5,000円、この内訳を申し上げますと、湯布院町商工会446万5,000円、庄内町商工会307万8,000円、挾間町商工会471万2,000円でございます。

次に、下から3番目の街並み景観統一整備事業補助金でございますけれども、県の周辺地対策事業をいただいて、3年計画で湯ノ平が取り組んでいる事業でございますけれども、一応、本年度で終了ということで、定額助成でございますけれども、500万円をお願いいたしております。ちなみに、18年度の総事業費が約7,600万円近くかかっております。

それと、その下の花の木プラザ補助金でございますけれども、通常、単年度分ということで、144万5,000円をお願いをいたしておるんですけども、一応、平成21年までで終了いたします。

しかしながら、こういった社会情勢の中で、店舗等が倒産をというような危機的な状況もございまして、一括償還をしたいということの中から、本年度、残り3年分、433万5,000円をお願いいたしております。

次に、3目の観光費でございますけれども、19節観光協会の補助金でございますけれども、1,001万4,000円をお願いいたしております。この内訳でございますけれども、由布市観光協会補助金、これが165万円、それと湯布院温泉観光協会500万円、湯平温泉観光協会224万8,000円、塚原高原観光協会、これが70万円でございます。それと、庄内地域の観光協会41万6,000円でございます。

それと、その下の下、祭り事業補助金でございますが、1,322万円お願いいたしております。この内訳でございますけれども、湯布院の夏祭り補助金350万円、それとオータムフェア232万円、それと神楽祭りが120万円、ふるさと祭り80万円、ミステリアス90万円、それと挾間のきちょくれ祭りが310万円、それと湯布院映画祭45万円、音楽祭45万円、それと牛喰い絶叫大会50万円でございます。

以上でございます。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。

81ページをお願いいたします。

土木費の土木管理費で土木総務費でございます。ここは主に職員の給料等を入れてございます。

で、主なものといたしまして、19節の負担金補助及び交付金の中で、急傾斜地崩壊対策事業費の県に対する負担金といたしまして、挟間の宮田地区、それから、昨年度からやっております白心荘裏の急傾斜地の負担金でございます。

続きまして、82ページ、お願いいたします。

道路維持費、この分については、主に道路の維持管理に伴うものであります。で、大きなものといたしましては、工事請負費として5,630万円です。通常の市内の約690路線にかかる維持費でございます。

それから、原材料費といたしまして300万円、これはベネコン及び冬期間の塩カリ等の費用でございます。

続きまして、83ページ、お願いいたします。

道路新設改良費、ここの項目では、主に、今までの継続事業、国庫補助事業について計上いたしております。

その中で、主なものといたしまして、13節の委託料、測量設計、7路線を計上しております。

それから、15節の工事請負費については、継続事業の9路線を計上いたしております。公有財産購入費についても、6路線分の計上しております。

それから、19節の負担金補助及び交付金の中で、主なものとして、今回、新たに出していただきますのが工事負担金で5,300万円、これについては、国体関連のアクセスといたしまして、湯布院町内の荒木踏み切りという踏み切りがございます。この工事をJRの方に負担金として5,300万円を計上しております。

補償補てんについては、七蔵司ほかそれぞれの上記工事の中の補償補てんでございます。

84ページ、お願いいたします。

都市計画費でございますが、この中で、大きなものといたしまして、13節の委託料の895万4,000円がございます。で、これは主に都市計画道路、旧湯布院の湯布院地区、それから挟間地区のそれぞれ都市計画道路の決定がなされております。で、これが本当にどうなのかということの検討業務を見直す意味合いも含めて、委託を出す費用でございます。

それから、景観条例制定に向けて資料収集及びたたき台とかいうものをつくってもらうという意味合いの調査費として300万円をお願いしております。

それから、19節の負担金補助及び交付金でございますが、一番下の湯の坪街道周辺地区の景観策定補助金と、これは市長が冒頭にも説明いたしましたように、地域の方々が、自分たちでモデルとなるものをつくりたいということから、行政といたしましてもバックアップをするという観点から、374万2,000円を計上しております。

それから、84ページの下水道費をごらんいただきたいと思います。下水道費で大きなものと

いた　今回、新たをお願いしておりますのが110万円、これは先般の挟間地域の下水道が、今、中断しております。これの再開、あるいは中止に向けての資料作成と見直す判断材料となるべき資料作成のための110万円をお願いしております。

それから、繰り出し金については1,593万5,000円、これは、そのまま下水道の特別会計に入れて、償還に充てるものでございます。

続きまして、85ページをお願いいたします。

住宅管理費で、主なものといたしまして、修繕料が650万円でございます。この650万円、今現在、私どもで管理している市営住宅が570戸ございます。これに伴います修繕費用でございます。

それから、浄化槽の管理委託、これも浄化槽を設置しております、いわゆる鉄筋コンクリート造りとかの新しいものについての浄化槽管理の委託でございます。

工事請負費の150万円については、現在、古くなっております庄内地域の1棟分を解体撤去する予定にしております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 次。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。

9款消防費1日常備消防費について説明をいたします。

2節給料3節の職員手当については、4月で採用されます4名を含めた58名分の給料、手当でございます。

次に、賃金につきましては、臨時職員1名の賃金でございます。

11節需用費については、主なものについては、消耗品、燃料、光熱水費、水道費でございます。

それから、15節工事請負費につきましては、湯布院出張所の屋根、屋上の防水工事でございます。

それから、備品購入費、18節の備品購入については、庁用器具、機械器具の購入費でございます。

以上です。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 2目の非常備消防費でございますが、防災危機管理室です。前年度の比較で、減額の1,735万6,000円につきましては、消防団の活動服、並びに団旗の購入に伴うところの減額となっているところであります。

1節、4節につきましては、消防団805名分の報酬と共済費となっております。

旅費につきましては、費用弁償では、消防団員の出勤手当、消防学校の入校手当となっております。

います。特別旅費につきましては、自治体消防の60周年記念大会の参加のものでございます。

需用費につきましては、消防車、小型動力ポンプに伴う消耗品、燃料費、修繕費でございます。

役務費につきましても同じでございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、ここに掲げてございます、それぞれの負担金となっているところでございます。

3目の消防施設費でございますが、庄内地域に小型動力ポンプ積載車の購入に伴うところの予算でございます。

4目の災害対策費でございますが、市といたしましては、湯布院地域の防災行政無線の保守点検、それから維持管理に伴うところでございます。

以上でございます。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課、太田です。

88ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費、教育委員会費、報酬ですが、教育委員さん4名分でございます。

次のページをお願いします。

旅費でございますけども、特別旅費、これは教育委員さんの研修費でございます。

2目の事務局費ですが、報酬、これは就学指導委員さん6名分の報酬でございます。

給料でございますけども、一般職12名分でございます。

7節の賃金でございますけども、臨時職員、英語助手教諭、中学校3名、小学校3名、6名分の賃金でございます。

90ページをお願いします。

13節の委託料でございますが、スクールバス運行業務1,812万円、豊かな体験活動推進事業、これにつきましては2年目でございます、長期宿泊事業でございます。

情報教育推進支援事業、これにつきましては、情報コーディネーター1名分でございます。

14節でございますけども、機械器具借り上げ料、これにつきましては、小学校、幼稚園のタクシー送迎、バスの借り上げでございます。

15節の工事請負費でございますけども、これにつきましては、各小学校のエアコンの設置工事でございます。

19節でございますが、市の教育振興会負担金、教職員研修費補助金、それからモデル提案型市町村教育改革推進支援事業補助金、これにつきましては2年目でございます、子育てネットワーク事業でございます。

91ページをお願いします。

2項の小学校費、報酬でございますけども、医師、歯科医師、薬剤師の報酬でございます。

7の賃金でございますが、臨時職員、これは小学校の校務員、図書司書、臨時教諭で、22名分でございます。

それから、11節の修繕費でございますけども、各小学校17校分の修繕でございます。

92ページをお願いします。

委託料でございますが、設計監理でございますけれども、これは挟間小学校の門の設計委託でございます。それから、耐震診断でございますが、由布院小学校の耐震診断でございます。

それから、14節でございますが、機械器具借り上げ料、これにつきましては、パソコンシステム一式でございます。

それから、15の工事請負費でございますが、これは川西小学校のプール改修、西庄内運動場のブロックの改修、挟間小学校の門の改修等でございます。

93ページをお願いします。教育振興費ですが、19節の総合的な学習補助金としまして、小学校17校分でございます。

3項の中学校費1目の学校管理費ですが、7の賃金でございますけども、臨時職員、校務員、図書司書6名分でございます。

11節の修繕費でございますが、中学校3校分の修理代でございます。

13節の設計監理でございますけども、庄内中の屋外トイレの改修設計でございます。

14節でございますが、機械器具借り上げ料、これはパソコンシステム一式ほかでございます。

15節の工事請負費でございますけども、これは庄内中学の屋外トイレ改修工事、それから挟間中学校の相撲場の解体工事でございます。

それから、2目の教育振興費でございますが、8節の報償費でございますけども、これは部活指導員、先生でございますが、その報償費、謝金でございます。

それから、95ページをお願いします。

19節の負担金でございますけども、これは部活動強化補助金、それから中体連の出場補助金でございます。

それから、4項の幼稚園費でございますが、賃金でございますけども、臨時職員14名分でございます。これは、臨時職員5人、それから代替職員3人等でございます。

それから、11節の修繕費でございますけども、これは幼稚園8園の修繕でございます。

97ページをお願いします。

5項の学校給食費でございますけども、報酬ですが、これにつきましては、挟間、湯布院の給食センターの運営委員の報酬でございます。23名分でございます。

それから、賃金でございますけども、作業員2名、調理員27名でございます。

それから、11節でございますけども、修繕費でございますが、挟間給食センター、湯布院給

食センターの配膳、土間防水等の修繕でございます。

それから、13節の設計監理でございますが、これにつきましては、給食センターの実施設計委託料、それから、造成にかかります造成設計の委託料でございます。

それから、98ページの13節委託料の中の地質調査でございますが、これにつきましても、給食センター建設用地の調査でございます。

それから、19節でございますけれども、学校給食保存食の補助金、それから米飯給食推進補助金でございます。

以上です。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 社会教育費の方、お願いしたいと思います。

報酬の社会教育委員さんの報酬15名でございます。一般職は7名、給料の方ですが、7名分でございます。

それから、賃金でございますが、臨時職員3名、これ、嘱託職員6名、これ、臨時職員は、挟間、庄内、湯布院の3名で、嘱託職員は各公民館の嘱託に、コーディネーターの分でございます、嘱託職員。それと、湯ノ平と湯布院の川西でございますが、館長さんの嘱託でございます。

続きまして、13節の委託料、放課後子供教室運営業務でございますが、これ、今年度より新規事業でございます。

それから、使用料及び賃借料で、機械器具借り上げ料、これ、子供映画祭のフィルムでございます。湯布院の方でございます。

施設借り上げ料で、ゆうゆう館の方を借り上げるということでございます。

それから、工事請負費でございますが、ゆふの丘のプラザの手すりの設置工事でございます。

それから、100ページ、お願いいたします。

公民館費でございますが、失礼しました、報酬でございます。公民館運営審議委員会委員のございますが、5館ございます、5館の審議委員さんの40名分でございます。

一般職は、各公民館おります職員11名でございます。

それから、報償費でございますが、謝金、各講座教室の報償費でございます。

11節の需用費でございますが、修繕費、湯布院公民館の床の張りかえと和室の空調の整備でございます。それと、庄内公民館のトイレ改修でございます。

それから、次のページ、101ページ、お願いします。

備品購入費でございますが、庄内公民館のいす、机、それから、挟間公民館の垂れ幕の機械の購入でございます。垂れ幕を作成するための機械費器具の購入でございます。

それから、図書費でございますが、3目の図書費、報酬でございます。図書館協議会委員さん15名分です。

それから賃金でございますが、嘱託職員、挟間が7名、湯布院が1名、8名でございます。まあ謝金としてありますが、これ、有償ボランティアの分でございます。

それから、次のページ、102ページでございますが、文化財保護費、これにつきましては、文化財調査員さん7名、それから作業員さん、これは文化財の試掘するときの作業員、または文化財の周りの草切りをする方でございます。

嘱託職員は日野病院の管理の人でございます。1名です。

使用料及び賃借料で、機械器具借上げ料で、これは文化財の発掘時のときに、重機を借り上げることでございます。

それから、工事請負費でございますが、これは指定文化財が19年度で指定されました。指定を発表したいと思いますが、その標柱でございます。

次のページをお願いします。

文化施設費でございますが、7の賃金、臨時職員、これ、ゆうゆう館の方の1名でございます。それから、作業員とありますのは、通常、いろんな面で草切りとかいろんなことをしてもらうための作業員さんでございます。それから、嘱託職員の2名ありますが、資料館に1名、それから海の家1名でございます。

報償費として謝金でございますが、陣屋の村の有償ボランティアの方に支払うようになっております。

以上でございます。よろしくをお願いします。

体育振興課長（佐藤 省一君） 体育振興課、佐藤です。

7項保健体育費1目保健体育総務費でございますが、この中には、国体会計の予算が入っておりますので、後で、国体室より説明をいただきたいと思っております。

まず、1節の報酬でございますが、体育指導員30名、スポーツ審議員7名の報酬です。

2、給料、3、職員手当につきましては、一般職7名分の給料、職員手当でございます。

7、賃金の嘱託職員は、挟間1名、庄内2名分の賃金です。

9、旅費の特別旅費につきましては、国体関係でございます。

14の使用料及び賃借料の機械器具切り上げにつきましても、国体関係でございます。

19、負担金補助及び交付金の市体協補助金1,385万2,000円のうち、各町体協へ612万2,000円交付いたします。

次ページをお願いします。

各種大会出場補助金、これは湯布院のスパマラソンの補助金でございます。

続きまして、2目体育施設費7、賃金につきましては、スポーツセンターの季節作業員の賃金、嘱託職員につきましては、2名分の賃金でございます。

1 1の需用費の燃料費につきましては、スポーツセンターのボイラーの燃料代でございます。
それから、光熱水費につきましては、体育施設16施設の電気代、11施設の水道代、4施設
のガス代となっております。

1 2の役務費の保険料につきましては、23施設の対人対物の保険料でございます。

クリーニング代につきましては、スポーツセンターシート等でございます。

1 3の委託料の施設清掃管理につきましては、8カ所の委託管理でございます。警備保障委
託につきましては、スポーツセンター分でございます。

施設等維持管理につきましては、4名の嘱託職員の委託料でございます。

次ページをお願いします。

それから、15の工事費につきましては、庄内野球場スコアボードの改修工事、庄内運動場、
防球ネット改修工事の2件となっております。

それから、機械器具は、自動体外式除細動器、心肺蘇生器でございますが、現在、庄内町に
5台ありますが、挟間、湯布院にはありませんので、今回、3台、購入予定をいたしております。
1台を挟間B & Gに、2台のうち1台を湯布院B & G、それからスポーツセンターに計画をいた
しております。

2 2の補償補てん及び賠償につきましては、湯布院ナイター照明点灯時の病虫害防除でござい
ます。

続きまして、B & Gプール費でございますが、8の報償費につきましては、水泳教室の謝金で
ございます。

9、旅費につきましては、全国責任者会議等の旅費でございます。

1 1、需用費の消耗品につきましては、プールの消毒、洗浄、次亜鉛素代等でございます。

燃料費につきましては、挟間B & Gボイラーの灯油代でございます。

光熱費につきましては、電気代498万円、それから水道代200万4,000円となっ
ております。

1 3の委託料につきましては、挟間B & G清掃委託350万円、それから受付監視が808万
円、湯布院B & Gの受付監視が114万円となっております。

以上でございます。

国体準備室長（工藤 浩二君） それでは、保健体育総務費の中の国体準備室関係を説明いたし
ます。

給料につきましては、国体準備室で5名、職員手当、共済も5名分でございます。

それから、賃金につきましては、国体準備室で1名分を設置しております。

旅費の特別旅費につきましては、19年が秋田の国体開催でございますから、秋田の国体視察

に旅費として上げております。

それから、備品購入につきましては、国体の公用車1台、軽自動車を1台、購入を上げているところでございます。

それから、次のページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金につきましては、国体実行委員会運営補助金として4,209万4,000円、計上いたしております。これは、市長は会長であります、第63回国民体育大会由布市実行委員会に、目的はリハーサル大会の経費として補助金として交付をして、リハーサルを実施をするということになっております。

このうちで、財源としまして、県支出金で補助対象分の2分の1がリハーサル大会での県の負担となっておりますので、1,655万5,000円の県支出金の歳入を上げたいところでございます。

以上でございます。

農政課長（平野 直人君） 11款の災害復旧費1項の農林水産業施設災害復旧費1目の農業施設災害復旧費でございますが、これまあ概算で303万円ほど上げさせていただいております。まあ災害が起きなければいいわけなんですけども、起きたときに、すぐ対応できるように、頭出しをさせていただいております。

建設課長（荻 孝良君） 108ページをお願いいたします。

公共土木災害復旧費でございますが、これも、農政課と同じように、災害が発生した場合の測量設計の委託のみ100万円を計上しております。

以上です。

財政課長（米野 啓治君） 12款の公債費でございます。19年度に支払いいたします市債の元利償還金でございます。公債諸費につきましては、縁故債の手数料となっております。

次に、13款の諸支出金につきましては、市にかわって公社が買収しました土地購入費の利子分でございます。

次ページをお開きください。

基金費につきましては、各基金の利子分を計上しております。

それから、14款の予備費につきましては、地方自治法第217条の定めにより、2,000万円計上いたしております。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、議案第41号平成19年度由布市一般会計予算についての詳細説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

議員（1番 小林華弥子君） ちょっとその前にいいですか。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（1番 小林華弥子君） 1時間黙って座ってましたけど、市長が本会議退席したことについて、何も説明がないの、私、おかしいと思います。何か、ちょっと具合が悪いから帰りますというようなことで帰られましたけど、説明する課長さんが説明終わったから帰るのとは違って、これ、定例議会の本会議です。その招集者です、市長は。その招集者である市長が、何か理由もわからずに途中で帰ったということを、まず、議会が認めたのかどうか。

それから、帰るにしても、きちんと代役である助役がきちんとあいさつをすべきだと思うんですが、こういうことを私、簡単に許して、何かいつの間にか市長がいなくなっていくこと、許されないと思うんですけれども、まず、議長からの説明と、それから助役からの説明、そして、今後、こうやって議会から簡単に市長がいなくなるようなことはあり得ないと思いますので、こういうこと、絶対すべきじゃないと思いますが、そこら辺いかがなんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） その件につきましてお答えします。

市長の方から、体調不良ちゆことで申し上げがございました。で、市長の方は、一応もう、説明も終わっておりますし、助役はおりますし、そして、詳細説明ございますんで、私の方から許可いたしました。

以上です。

ここで暫時休憩いたします。再開は18時20分。

午後6時08分休憩

.....
午後6時20分再開

議長（副議長 久保 博義君） それでは再開します。

次に、日程第47、議案第42号平成19年度由布市国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。

保険課長（佐藤 純史君） お疲れでございます。議案第42号について御説明申し上げます。

（「聞こえません」と呼ぶ者あり）議案第42号について詳細説明を申し上げます。

まず、市長が申したところがあったら省きますが、特に歳入の件で、10ページをごらんいただきたいと思います。10ページの中ほどに、共同事業交付金とありますが、その2番目に、保険財政共同安定化事業交付金とあります。これにつきましては、去年の9月議会で、10月から始まっており、初めての交付金が決まっております。これにつきましては、前年度の当初予算には載せておりません。したがって、今回、初めて3億6,554万4,000円という金額載っております。これにつきましては、新たに出てきたわけでございます。

それでは、支出の方にまいりたいと思います。

まず、13ページをごらんください。13ページにつきましては、国保の事務する上で、給料等除いた経費を計上しております。これにつきましては、特に大きいのは委託料でございます、連合会等の委託しております電算業務等が主なものでございます。

それから、連合会負担金につきましては、連合会の205万4,000円、それから広報事業といえます事業がありますが、それに対する事業負担金を出しております。

それから徴税費、次のページ、14ページでございますが、賦課徴収費、これにつきましては、特に、需用費におきましては、賦課台帳等の8種類のそれぞれの印刷製本の金額が主なものでございます。

それから、次の運営協議会費でございますけれども、国保運営協議会の運営に関する経費を載せております。

それから、2款の保険給付費でございますけれども、これにつきましては、給付費の全体を載せておりますが、まず、次のページ、15ページをごらんください。

給付費でございますけれども、これは、それぞれ医療費を払う分でございますが、退職費と一般費がありますが、医療機関に払うものでございます。

それから、その下に3とやまして療養費とあります。これは、現金給付保険の方で、コルセットですかね、そういうものの予算でございます。

それから、高額医療費でございますけれども、これにつきましては、一般と退職ありますが、保険診療の個人負担が一定を超えた場合に支給されるものでございまして、所得判定により支給が異なっております。これは申請等でございます。申請によって出るものでございます。

それから、出産育児でございますけれども、次のページです。16ページの中ほどですけども、今、35万円、1人当たりなんですけども、45人で一応、計上をしております。

その下の葬祭費でございますが、これは30名で、月30名で、3万円の12カ月ということで、1,080万円を計上しております。

それから、老人保健の拠出金でございますけど、これ、非常に金額が高うございます。これは、つきましては、国保の方から拠出をしておるということでございます。

下の介護保険給付費も同じでございますが、介護給付に要する費用に充てるために、納付金として負担しております。

それから、共同事業拠出金というのがありますが、これにつきましては、高額な医療に対する保険金の保険の掛金と考えていただくといいと思います。高額医療費により財政が安定をしないということで、支障を来しているというようなことでありますんで、それに対して拠出してくれるということになっております。

それから、18ページですね、の保険事業、事務費ですけども、これ、訪問事業をやってお

ります。3町で1名ずつ抱えてやっております。これは、特に多受診とか、いろんな介護になった、したらいい、かかったらいいんじゃないかとか、いろんな指導を受ける、まあ65歳以上の国民健康保険の該当者に対する、介護を受けていない方、要支援受けてない方について、保健婦さんが回っております。その指導等の経費でございます。

それから、その下ですけれども、レセプト点検費というのが載っております。これ、全市町、18市町村全部あるわけですが、ここに載せておりますのは3名分載せております。これにつきましては、医療の資格の漏れとか、医療費が、薬の使い方がおかしいとか、低額な分ですが、そういうのを調査しながら、連合会の方に返すと、非常に金額の多い分につきましては、連合会、まあ80万円以上になりますと、80点以上になりますと中央会というようなことで、レセプトの責任分野が変わってきます、その経費でございます。

それから、次のページをごらんください。

保健管理センター事業費と載っております。これにつきましては、保健事業をやらなきゃなりません、この1番、2番、まあ将来的には3番目を健康増進課の方に委託しながら、事務委託しながら運営していくという予算でございます。

特に3番目をごらんください。これ、前年度予算がありません。と言いますのも、平成20年から、先ほど所長の方から申し上げましたように、特定健診事業みたい始まります。そのことで、保険料も使いなさいということになってはいますが、それに伴う、20年からの始まる前に、計画をつくらなきゃなりません。それに伴う策定委員等の報酬、並びに、その以下の印刷、冊子をつくる委託等の経費を載せております。これにつきましては、この計画に基づきまして、介護保険料全体に関与していくという計画でございます。これも、20年から始まるということになっております。

主なものにつきましては、以上なことでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第48、議案第43号平成19年度由布市老人保健特別会計予算について詳細説明を求めます。

保険課長（佐藤 純史君） それでは、議案第43号について御説明申し上げます。

この予算につきましては、先ほど市長の方から、負担割合等申し上げたとおりでございまして、ほとんどが給付費というようなことで、去年と全く変わっておりません。まあ、そういうようなことで、申し上げるとすれば、7ページの給付費、これにつきましては医療機関に払う医療費でございます。その下につきましては現金支給というようなことで、先ほど申し上げましたような国保のようなとり方と同じと考えていただきたいと思います。特にほとんどの支出につきましてはもうほとんど98%ぐらいが給付費になっておりますので、余り申し上げることはないと思っております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第49、議案第44号平成19年度由布市介護保険特別会計算予算について説明を求めます。

保険課長（佐藤 純史君） 議案第44号について御説明申し上げます。

まず歳出を申し上げたいと思います。11ページをごらんください。11ページですけれども、まず総務費でございますけれども、これにつきましては介護保険事務に係る一般的な経費を計上しております。特に賃金、これは去年から認定調査員が外部に委託できないということで旧3町に5名置く予定をしております。非常に事務が煩雑で難しいということから5名にふやしております。

それから13委託料ですけれども電算の運用業務、これは介護システムでございますけれども、これにつきましても計上しております。それから備品購入につきましては、これ認定調査員がふえます関係上、車を購入するためのとパソコンを1台購入をします。これにつきましては修理が不可能ということで買いかえということとなっております。それから賦課徴収につきましては、徴収にかかわる事務の一般事務の経費でございます。

次の12ページをごらんください。介護認定調査委員会の経費ですけれども2,608万8,000円組んでおります。これにつきましては要介護認定者の審査判定に係る経費でございます。由布市を新たに大分市にパソコンを置くということをしてしております。由布市分を今大分市でやってもらってます。大分市のパソコンが今までやってきたんですけれども別にせんと困ると、セキュリティーの問題で困るということで由布市の分を由布市で設置しております。そういうことでパソコンを使用料及び、 済みません、出すようにしております。

それからその下の事務普及費でございますけれども、これ介護保険制度の周知啓発に係る経費を載せております。

それから次のページ、地域包括支援センター運営協議会費、これにつきましては地域包括支援センターを設置しておりますけれども、これに係る運営の協議をするために設置が必要ということでございまして、その報酬等に係る経費をのせております。

それから2款の保険給付費、介護サービス費等でございますけれども、これにつきましては要介護、要介護1から5の認定者のサービス料に係る費用でございます。それが一番多くございます。

その次にその下の介護予防サービス諸費とあります。これにつきましては要支援1、2の認定者のサービス利用に係る保険給付となっております。

それから次のページをごらんください。その他の諸費でございますけれども、保険給付費請求に係る審査手数料として国保連合会に支払われるものでございます。

それからその下の2款高額介護サービス費でございますけれども、利用者が一定額を超えた場合に所得に応じて利用者に払い戻すものでございます。

それから次のページの特定入所者介護サービス、これにつきましては施設利用者等の食事、居住費の自己負担について所得に応じた負担限度額を設定しておりますが、それに係る経過分を補足するものでございます。

それから3項の財政安定基金拠出金につきましては、介護給付費の事業計画の0.1%を県に拠出するものでございます。

それから16ページごらんください。地域支援事業でございますけれども、これは要介護認定を受けてない人で、自立を促すために18年4月1日から創設されたものであります。これにつきましては要支援、要介護になるおその高い方を少しでもならないようにするための事業でございます。18年度から包括支援センター等で行ってる事業でございます。この上の部分が介護予防事業費でございます。下の分が包括的支援、任意事業費と言いまして総合相談、展示用具の相談等を行っているのが下の分でございます。これにつきましても19年度は給付費の医療費給付費の2.3%をくれるということになっております。来年は3%上限を打ち切りということになるかと思えます。それが今の状況でございます。

それから17ページの一番下、償還金というのがあります。これにつきましては15年、16年、17年に借り入れた分でございます。これは旧挾間町で借り入れた分でございます。これの支払いが2期で借りたものを3期で払うという約束事がございます。3年払い、18、19、20ということで払って行って償還終わりというようなことになるかと思えます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第50、議案第45号平成19年度由布市簡易水道事業特別会計予算について説明を求めます。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。議案第45号につきまして説明をいたします。

5ページをお願いします。歳入であります。負担金につきましては申込者負担金でございますが30戸を見ております。使用料につきましては18年度の実績見込みによりまして1億2,435万4,000円と上げております。

5款でございますが1項の一般会計繰入金でございますが、起債償還元金分と利子分及び一般管理費の事務費分でございますが、繰り入れ基準の中の7,415万円を一般会計からの繰り入れといたしました。2項の基金よりの繰入金でございますが基金会計から3,620万5,000円ということでございます。繰越金でございますが200万円を予定をしておるところでございます。

7ページ、歳出でございますが、報酬につきましては運営協議会の委員さん6名分でございます。

す。給与、職員手当、共済費等につきましては簡水の職員4名分でございます。11の需用費の修繕費でございますが、そのうちの1,331万3,000円のうち主なものとしまして破管修理と下湯平のポンプの取りかえでございます。委託料につきましては今掲げておりますように1,890万8,000円を見込んでおります。

8ページでございますが、工事請負費につきましては全体で13件の3,669万4,000円を見ておるところでございます。

2款公債費でございますが、元金・利子合わせまして、本年度につきましては1億1,531万6,000円ということでございます。

以上で説明を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第51、議案第46号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について説明を求めます。

環境課長（麻生 哲雄君） 平成19年度の由布市農業集落排水事業特別会計予算書につきまして御説明いたしたいと思います。

歳入歳出の総額は市長が提案理由で御説明いたしましたように1億1,181万3,000円となっております。

5ページをお願いします。5ページの歳入でございますが、まず農業集落排水負担金ということで加入負担金1戸分42万円を見ております。

それから2款繰入金でございますが、一般会計から8,394万8,000円の繰り入れをお願いしています。これの充当先ですが公債費の元金及び利子、それと職員給与1名分、給料、共済手当、退職手当組合負担金を充当させていただいております。

それから2款の繰入金でございますが基金の方から654万円ほど繰り入れるようにしております。

あと、次のページをお願いします。繰越金として100万円お願いしています。それから5款の使用料及び手数料で使用料でございますが、18年度実績を見まして1,989万2,000円計上しております。6款の財産収入で1万円となっております。

次の歳出の方をお願いします。歳出の方につきましては、先ほど言いましたように職員の1名分の人件費関係を組んでおります。あと大きいものとしましては13節の委託料でございますが、庁舎等備品保守ということで集落排水の電算システム保守及び運用支援の委託料を177万2,000円お願いしております。それから27節の公課費でございますが210万円、これは消費税の納付金でございます。

次に、3目の維持管理事業費でございますが、農業集落排水挾間が2カ所、庄内1カ所ありますがこれの維持管理に伴うものでございます。光熱水費516万円につきましては3カ所の電気

料、水道料、それから修繕料につきましては3カ所で、1カ所50万円で150万円ほどお願いしております。

それから集落排水の施設管理、13の委託料でございますが920万4,000円、これは3地区の日常点検の委託料でございます。それから616万円ですが、これはやはり3カ所の汚泥処分の委託経費を上げております。

次のページお願いします。2款公債費1項公債費1目元金でございますが5,129万1,000円、それから2目の利子でございますが2,343万9,000円、公債費合計で7,473万円をお願いしております。一番最後に予備費で50万円で調整をしております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第52、議案第47号平成19年度由布市公共下水道事業特別会計予算について説明を求めます。

建設課長（荻 孝良君） 御説明申し上げます。この特別会計については一般会計より1,593万5,000円の繰り入れをお願いいたしまして、支出といたしまして公債費の支払いに充てるものでございます。

6ページをお願いいたします。一般管理費といたしまして同尻地区の処理場用地の維持管理の草刈りといたしまして26万4,000円、それから公債費の支払いといたしまして元金を1,232万6,000円、それに伴います利子の360万9,000円を支払うものです。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第53、議案第48号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について説明を求めます。

健康増進課長兼健康温泉館長（大久保富隆君） 議案第48号平成19年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について詳細説明を行います。

歳出から説明申し上げます。6ページをお願いいたします。一般管理費でございますが、報酬といたしまして温泉館運営委員さん8名分の2回分でございます。賃金といたしまして臨時職員10名分でございます。あとにつきましては経常経費でございます。

2目の施設管理費につきましては、施設管理に必要な経常経費でございます。公債費につきましては元金、利子、前年度につきまして減額となっております。これは利子の見直しによりまして3%から2.1%になったそのための減額でございます。予備費につきましては47万4,000円でございます。

歳入でございます。5ページをお願いいたします。売り上げ収入でございますが、昨年と比べまして233万3,000円の増額を見込んでおります。それと繰入金でございますけれども昨年に比べまして1,860万5,000円減額となっております。これは償還元金の利子見直しによ

ります償還金の減、それと売店売り上げの増が主な原因で繰入金がこれくらい減額となっております。繰越金につきましては50万円、これは見込みでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第54、議案第49号平成19年度由布市水道事業会計予算について説明を求めます。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。最後になりました。よろしくお願いいたします。議案第49号につきまして説明をいたします。

1ページでございますが、業務の予定量は市長が申しましたとおりでございます。

7ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、の中の水道事業収益で営業収益でその中の給水収益でございますが、今年度につきましては平均1カ月当たり4,150万円を見て、全体といたしまして4億9,800万円といたしてるところでございます。3目のその他の営業収益でございますが、一般加入負担金といたしましてそこに計上してるとおりの件数でございまして2,085万円ということでございます。

次ページ8ページをお願いいたします。2項の営業外収益でございますが、主なものといたしまして他会計補助金の一般会計補助金1,166万7,000円、2節の簡易水道一般会計補助金1,701万9,000円、3節の不良消火栓修理一般会計補助金の10万円、内容につきましては備考のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。収益的支出の水道事業の費用といたしまして営業費用で原水及び浄水費でございますが、これにつきましては取水場から浄水場に至る管理等になっております。賃金等は挾間の浄水場の3名分でございます。14節の委託料でございますが6,065万5,000円のうち汚泥処理の委託料で3,374万2,000円を見ております。新しく今回は塚原水源の水量調査を1年をかけて実質的な湧出量を測定をいたしたいと思っております372万8,000円掲げているとおりでございます。19節動力費、20節薬品費等につきましてはもう必要の経費でございます。

2目の配水及び給水費でございますが、これは浄水場よりの出た配水池から各家庭への給水管までのことございまして、この中に賃金でございますが、これは湯布院の囑託の方が1名おります。その分に当たります。

次ページ12ページをお願いいたします。14の委託料につきましてはもう水道検針の委託料が主なもので、大きなものでございます。17節修繕料はメーター改造修理等で1,698万3,000円ということでございます。緊急修理はこれは配管修理でございます。

13ページの4目の総掛かり費でございますが、これは事務経費でございます。報酬につきましては水道の運営協議会委員の報酬でございます。給料、手当等につきましては水道の上水職員

10名分でございます。賃金につきましては2名分の臨時さんの賃金でございます。

15ページ減価償却費でございますが、有形固定資産の減価償却費が1億4,235万2,000円となる次第でございます。無形固定資産、これは水利権等でございますが65万円となる次第でございます。

16ページでございますが資産減耗費でございますが、固定資産の除却費といたしまして今年度7,865万5,000円を見ております。

営業外費用でございますが、の1目でございますが、36節の企業債の利息といたしまして1億371万9,000円と19年度はなる次第でございます。

以上が収益的支出の方でございますが、19ページをお願いいたします。資金的収入でございますが、主なものといたしまして次ページの20ページでございますが、他会計補助金の一般会計から1,723万2,000円を計上しております。説明につきましては備考のとおりでございます。

21ページでございますが資金的支出であります。1項の建設改良費1目の上水道施設費でございますが給料、手当、法定福利費等につきましては一般職員の1名分でございます。14節の委託料、これは挾間の上水道の方がまだ管理システムを取り入れておりませんのでその分でございます。請負工事費につきましては全体で9件の5,197万円ということでございます。

22ページでございますが、量水器の新設費325万1,000円ということでございます。2項の企業債償還金でございますが、企業債償還元金といたしまして1億5,027万6,000円ということでございます。

1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出については5億4,982万4,000円とするということでございます。

2ページ目をお願いいたします。資金的収入及び支出でございますが、資金的収入額が資金的支出額に対して不足する額2億517万6,000円は建設改良積立金7,000万円、減債積立金3,000万円、過年度分損益勘定留保資金より1億517万6,000円で補てんしたいということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で各議案の詳細説明は終わりました。

議長（副議長 久保 博義君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会します。

なお、本日上程されました各議案の質疑につきましては3月9日の本会議にて行います。御苦労さまでございました。

午後6時55分散会